

14.5-17イ



1200501211371

支那工場事情

滿鐵調查資料第八十五編

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調查課



始





支
那
工
場
事
情



寄贈本

支那人工場經營管理

凡 例

一、本編は從來極めて等閑視せられたる、支那人工場の經營及管理に關する一切の事情を闡明し、在支企業者の一參與ともせむとしたものである。

14.517

一、由來、中國人社會に關する此種調査に當つては、適當なる資料を蒐集する事極めて難く、爲めに本編も亦僅に支那工場現状の一半を窺ひ得たに過ぎなかつた事を遺憾とする。

一、本編の取材は主として大正十五年以降に於ける經濟討論處發行の中外經濟週刊と滿鐵附屬地内支那人工場に配布した調査表に依るを餘儀なくせられた。隨て支那全般に互る記事は先覺者の著述に俟つこと多く。滿洲に關する叙述は其の基本を後者に求め、特に勞働事情に關しては日本人經營工場と比較の必要から當課出版の滿洲工業勞働事情から抄らず引用した。

一、滿洲に於ける附屬地内調査表配布工場は二百數十に及べども數回の督促後僅に七十の回答を得たに過ぎない。此の不良なる成績は偶々奉天を中心として行はれた排日運動と前後したことも一因を爲すであらうが、其の主因は從來斯の如き調査に對し無經驗な企業經營者等は動々もすれば猜疑の眼を以つて之を迎へ、且つ質問事項の複雑多岐に互りたること、説明の不徹底とは徒に彼等をして煩瑣に堪へぬの感を懷かしめたに由るものである。

一、右の如く資料の蒐集不完全なりしことは筆者の淺學、調査不馴と相俟つて本編を一層杜選に終らしめ、筆者と雖も表題に對する内容の極めて貧弱なることを痛感せざるを得ぬものではあるが幸に讀者の叱聲を得て後日に於いて

凡 例

二

完璧を期し度く敢て上梓する所以である。

一、擔當者 栗 本 豊

昭和三年十月

庶務部調査課

支那工場事情

目次

第一章 支那に於ける企業形態	一
第一節 緒言	一
第二節 單獨企業	一
第三節 合組股組織——組合企業	二
第一項 組合企業	三
第二項 匿名組合類似の組織	四
第一 合股組織に於ける組合の参加脱退	五
第二 利益分配	八
第三項 合股組織發達の原因	一〇
第四節 法人企業	二
第五節 滿洲に於ける工場企業形態	一五
第二章 支那に於ける工業資本	一八
第一節 支那企業資本の缺乏と工業資産階級	一八

目次

一

第二節 資本額 二二

 第一項 緒言 二二

 第二項 支那に於ける工業會社資本 二三

 第三項 支那全國紡績工場資本額 二五

 第三節 滿洲に於ける工場資本 二八

 第一項 投資貨幣の種類 二八

 第二項 工場資本額 二八

第三章 工場管理の組織 三四

 第一節 家内工業の管理組織 三四

 第二節 工場工業の管理組織 三五

 第一兼業 三七

 第二聯號 三九

 第三節 大規模工場 四〇

 第一 上海紡績工場の管理組織 四〇

 第二 福州電燈會社の管理組織 四二

 第三 奉天東北大學鐵工廠の管理組織 四三

第四章 事務員 四六

 第一節 事務員の種類 四六

 第一掌櫃 四六

 第二内櫃 四七

 第三外櫃 四七

 第四欄櫃上の 四八

 第五學徒 四八

 第二節 事務員の待遇 四八

第五章 徒弟 五三

 第一節 徒弟の種類 五三

 第一項 商業徒弟 五三

 第二項 工業徒弟 五四

 第一 工場工業徒弟 五四

 第二 家内工業徒弟 五五

 第二節 徒弟の長短及其將來 五七

 第三節 滿洲に於ける徒弟數 五九

第六章 労働者 六〇

第一節 労働者数 六〇

第一項 支那に於ける労働者数 六〇

第二項 紡績工場労働者数 六五

第三項 満洲に於ける工場労働者数 六七

第二節 労働者募集 七七

第一項 労働者募集の難易如何 七七

第二項 労働者募集方法 七八

第一 調査工場の労働者募集方法 七八

第二 上海方面工場の募集方法 八二

第三節 労働者の移動及勤務状態 八五

第一項 労働移動 八五

第二項 勤務状態 八六

第四節 労働時間、休息时间、交替制度 八七

第一項 各地工場労働時間 八八

第二項 満洲支那工場の労働時間 八九

第二項 休息时间 九三

第三項 交替制度 九五

第五節 休業日数 九六

第一項 支那各地工場の休日 九六

第二項 満洲諸工場の休日数 九八

第六節 賃銀 一〇一

第一項 緒言 一〇一

第一 賃銀の低廉なる理由 一〇二

第二 労働者の生活状況 一〇三

第三 労働争議と賃銀 一一一

第二項 賃銀支拂方法 一二六

第一 賃銀形態 一二六

第二 賃銀支拂通貨 一二二

第三項 基本賃銀 一二四

第一 支那全国平均労働賃銀 一二四

第二 各地事業別労働賃銀 一二八

第三 満洲に於ける労働賃銀 一四三

第四項 獎金制度 一五一

第八節 工人の待遇 一五三

 第一項 近世工廠に於ける待遇方法 一五三

 第一 奉天紡紗廠 一五三

 第二 上海方面紡績工場 一五五

 第三 塘沽久大、永利兩工場の職工待遇方法 一五六

 第四 直隸昌黎罐詰工場 一六〇

 第二項 調査工場の回答より見たる工人待遇方法 一六一

 第一 負傷・疾病、死亡に對する救恤方法 一六一

 第二 労働者の宿所 一六二

第七章 滿洲に於ける支那人工場の現況 一六五

 第一節 金 融 一六五

 第二節 販路及販賣狀況と原料購入製品販賣の代金支拂及回收方法 一六八

 第一 製品の販賣狀況及販賣 一六九

 第二 原料購入代金支拂及製品販賣代金回收方法 一七二

 第三節 生産、販賣上苦痛とする點 一七三

 第一 生産上苦痛とする點 一七四

 第二 販賣上苦痛とする點 一七五

支那工業事情

第一章 支那に於ける企業形態

第一節 緒言

支那に於ける企業形態も大別すれば單獨企業と共同企業となり共同企業は更に組合企業と法人企業とに分類されるが、由來支那には古くより傳はる一種の社會主義的思想及打續く政治、社會狀態の不安に加ふるに資本の缺乏があり所謂資本主義經濟の著しき發展を見ず殊に現代に於ける生産工業は市場の擴張等種々の原因に依り大量生産の必要に迫られ従つて企業の大規模化を促進しつゝある一般的趨勢なるにも拘らず、尙特殊の企業組織とも稱すべき合股組織の發展が持續せられて居る點に他と異なる現象が認められる。茲に各形態に就き記述せんとするに當り、特に合股組織に就いて比較的詳述する必要あることを豫め斷つて置く。

第二節 單獨企業

支那に「掌櫃財東」と云ふ言葉がある。其の意味は出資者數名なる場合は其の中の一人が企業を代表して經營者となるか、或は出資者の一人なる場合に於いて其の一人の出資者が企業經營の任に當るものを指して云ふのである。即

ち前者は支那に於ける特殊の組織——匿名組合類似の組織——中の一形態にして之に關しては後述する處である。後者の場合は單獨なる企業家にして經營者を兼ね、自己の計算と危険とに於て企業を經營するものであつて明らかに純然たる單獨企業なることを斷定し得るのであるが、茲に若し單獨なる企業主其の經營の才に乏しいか或は已むを得ざる事業の下に其の任に當り得ない爲めに、信頼し得べき代營者に企業經營の一切を一任した場合にはそれが果して單獨經營であるか否かの問題を生ずる。此場合には其の企業の名義を企業主とするか代營者とするか、兩者間の契約を年俸幾百元とすと云ふ風な雇傭關係にするか或は純益の配當を企業主何分、代營者何分とする勞務出資(身股)契約とするかによつて區別を生ずる。更に換言すれば前者は東家(主人)と掌櫃(支配人)、後者は財東(資本主)と領東(代營者)なる關係を有するもので、此の兩者の關係如何、契約如何によつて單獨企業に含めるべきか、合股組織に含めるべきか決定するのである。右兩者の何れに論なく資本主と代營者との關係は無限の信用によつて結ばれ、資本主は決算期に於いて損益の報告を得るに止まり、敢へて事業の上に容喙しないことを以て一般的狀態とする。

其何れにもせよ支那に於ては第三項に於て述べむとする如く特に合股なる共同企業の發達を促進すべき社會事情にあり純然たる單獨企業は比較的少數である。「掌櫃財東」なる言葉の存在はそれ自身が這般の消息を物語るものとも考へられる。

第三節 合股組織——組合企業

組合企業とは多數の企業者が單に資本又は勞力を出資し之を集めて共同の事業を行ひ、別に各組合員を離れて企業

の主體を認めない形態をいふものであるとするならば、支那に於ける合股組織と云はれる企業の大部分即ち公記、協記及豐記(後述)の如く其の合資の意味を表示せるものを除く外は、嚴格なる意味に於いての組合企業ではなく、我が商法に規定する匿名組合と類似のものである。

而して合股とは合資の意味にして、合夥、合本、連財とも稱されるが、其の内容の如何を問はず二人以上の出資契約を定め、各自出資して一の字號(屋號)を構へて企業を經營するもの、一般的名稱なるを以て、斯る條件を具備し、且つ會社法に依る登記なき組織の一切は此の中に包含されるのである。故に其の内容を細別すれば多種多様に分類することが出来る。

第一項 組合企業

合股組織中組合企業たることを表明せるものに次の如く公記、協記、豐記の三種がある。

甲、公記。資本金額を數十株に分ちて知人間に暗々裡に募集して成立するものにして、普通其の株數は二、三十を限度とする。

乙、協記。公記と似たるも數名を限度として一般に資本を株式に分たないのを以て原則とする。

丙、豐記。協記に在りては組合員數は不定なれども豐記は三名を限度とする。

此の形式及名稱は多く中部及南部支那に於いて見るところなるも 北方に於いては無限公司或は單に公司の名稱を附して組合企業を表明してゐる。而して之と會社法に制定せる無限公司との相違は、前者が法人にあらずして後者は

法人なりと云ふ差異以外に、兩者は其の責任の範囲を異にし、公司條例による無限公司の社員が無限上連帯責任を負ふに反し、合股組織に於ては單に自己の持分に應じて各出資者が永久に無限の責任を負ふに止まるが故に自己の責任さへ果せば責任は解除せられるのである。然れども近來は斯る原則に違反し、株式會社と同様有限責任を標榜する爲字號に有限の二字を冠するものゝ發生を見るに至つた。

第二項 匿名組合類似の組織

此の組織にも嚴格なる意味に於ける匿名組合と然らざるものとの二通りがある。前者は即ち二名以上の出資者中の一人が企業を代表經營して内外に對し企業經營の全權を持つものにして、既に前節に於て一言述べたる「掌櫃財東」の數名の出資者ある場合を云ふのである。隨つて之が他の出資者との關係は、利益を擧げ得た場合は同様に配當を受け損失を生じた場合にも同様に投資者としての責任を無限（但し合名會社と異り自己の出資額に應じての無限とす）に負擔するものにして決して雇傭關係と同一ではない。

匿名組合類似の企業とは、匿名組合の場合に於けるが如く、企業經營者は投資者の一人が代表して任に當るものではなく、投資者に雇傭せられるものである。而して其の勞務に對する報酬は損益に拘はることなく年俸幾百元として支給されるものであつて、營業成績の如何によつては投資者との利益の按分配當を受くることありと雖も、損失に對する責任は之を負擔しないことを以て原則とする。

次に合股組織に於ける企業參加、脱退及利益配當の慣習の概略を記述する。

第一 合股組織に於ける組合員の參加脱退

各股東は無限責任を負ふものなることは上述の如くであるが、其の出資の慣例としては出資の期限を定めて保證人を立て契約書を作成して各出資者それぞれ其の一部を所持するものとし、其の契約書の内容は一々相異なるも共通的の例に就いて記述すれば次の如くである。

- 一、各契約書には期限の記載あること、而して期限の長短は各出資者より契約訂結の日に合議の上決定し、期限内に於いて各出資者は絶対に企業解散を主張することを得ないこと。
- 一、毎年一回出資者會議を開いて店務及増資、減資等の事柄を協議すること。
- 一、期限満了後脱退の出資者に對する資金の返還は、企業一切の損益を清算し出資額に按分したる額に依り不公平無きを期すること。
- 一、期限満了後と雖も猶企業を繼續經營する希望者ある場合には、脱退者の代りに更に新しく他の出資者を參加せしむるものとする。但し其の加入數は退出者の人數及出資金額を以て限度とすること。
- 一、經營期間満了前に於いて企業著しく發達し更に増資することの必要を生じた場合に於て、偶々企業に參加を希望するものあれば各出資者は合議の上で參加を許可すること。

一、中途加入者の期限は舊出資者の期限に依り、期限満了後の加入者は各出資者の原來規定せる期限の長短、企業の振興改革及其の範圍に對し出資以前に於いて意見を提出して舊出資者の同意を求むること。而して各舊出資者の所

持する契約書とは自ら出資者たる契約當事者を異にするを以つて、改めて現在の企業参加者に依つて契約書を立て、舊出資者の所持する契約書は破棄すること。

一、出資者の脱退は如何なる機会に於いても自己の自由意志に由るものであつて、若し企業旺盛にして、参加者脱退を好まざる場合は、参加者の繼續出資者たると中途加入者及期限満了後の新加入者たるを論ぜず重大なる過失及規定に違反せる行爲のない限り、各出資者に於いて一出資者の脱退を命令し或は強要することを得ないこと等である。

因に合股企業の参加、解散、脱退の代表的な書式を示せば次の如くである。

一 合股契約書式

立合同議據^{某甲}_{乙某}今議定在某地方合創某々字號經營某項事業共集股本銀若干萬兩作為若干股每股計銀若干兩某甲得五明股某乙得四股某丙得三股公延某某為總經理號中生意往來銀錢出入及夥友進退等事均歸總經理秉公籌畫妥議規條載於左共宜遵守欲後有憑立此合同存照

- 一、官利按月六釐計算年終付給
- 一、每屆年終結賬凡有盈餘按股份派設遇虧耗按股照認填足
- 一、每年除付股息外獲有盈餘作二十股分派股東得十二股總經理得一股半衆夥友得花紅二股半其餘三股存作公積
- 一、股東總經理夥友均不得有在號中移動銀錢私作買賣等事如被察覺即當議罰
- 一、總經理如不得力應由股東集議另行延訂

一、各股東既經彼此情願合辦如欲拆股及增資本等必至年終結賬後方可各陳意見總以從多數之言為定

一、此合同議據照繕四紙股東三人各執一紙餘一紙存儲號中為憑

中華民國 年 月 日

立合同議據 某押

某押

某押

見 議 某押

代 筆 某押

二 合股解約書式

立分夥議據^{某甲}_{乙某}^{某丙}_{丁某}緣某年某月某日公立合夥議據在某地方合開某字號某甲出資本洋若干元某乙出資本洋若干元某丙出資本若干元某丁出資本洋若干元合成資本洋若干元正每屆年終分給官利無誤今因同人事項不能兼顧店務故此立議分夥所出資本各照原數還訖雖無盈餘而資本官利一無所耗此次過刻清楚各無異言各無隱情所執合夥議據各自塗銷作廢欲後有憑立此分夥議據日紙某甲執一紙某乙執一紙某丙執一紙某丁執一紙存照

再批號中所有一切進出賬目均已理值清楚永無糾葛倘有遺失賬目及拖欠各戶等情不涉同人之事併照

中華民國 年 月 日

立分夥議據 某甲

某押

某押

某押

見 分某押

代 筆某押

三 合股脱退書式

立退股據人某丁情因某年月日與

某甲

某乙

某丙

照

計退原訂合同一份

中華民國 年 月 日

立退股據人(某丁)押

原 中(某々)押

第二 利益分配

企業出資者の加入及脱退の概略は右の如くなるも出資額に對する報酬にも特殊の事情が認められる。企業主の出資額に對しては月息或は官利と稱される利潤の有無如何に拘らず獲得する利息がある。其の利率は亦契約訂結の日に各出資者に於いて合議の上決定するのであるが、普通月一分の割合にて毎月或は毎節毎年に一回等各出資者の便宜に依

り、支拂回数が異なる。出資者は規定の利息以上を受取ることは許されず、之を犯したる場合は他の出資者より直に之に反對すると同時に脱退せしむることが出来る様に規定するを以つて一般的とし、營業成績の良好にして利潤を擧げ得た場合には官息以外に分紅と稱する配當を受くるものである。斯の如き官息は現代の會社に於いても官利と稱し配當以外に營業損益に拘らず支給せねばならぬ慣習を爲し、外資企業と競争的立場に在る支那の大工業の發展を阻止してゐる。

以上は合股組織の企業の大小を問はず行はれてゐる慣習なるも、中小工業商店中には出資者の全部が企業に關與するもの割合に多く、豫め收支の多寡を豫想して營業に差支ない範圍内に於いて店内の金錢を流用したり年末結算の際純利益有りたる場合には各出資額に應じて之を按分したり、或は後日の用意の爲積立金とすることもあれば別に出資金に對する利息及一定の報酬を規定しないものもある、又器具股と稱し家屋、機械、器具を以て企業に参加するもの、之に對し錢股と稱し原料の購入費及開業費用の一切を擔當するもの、或は又家族の参加を認むる企業もあるが、其の構成状態複雑にして、家族の勞働補助及食事の考慮、其他利益の配當等に公正を期し難く現在に於いては漸く衰退の傾向がある。

右各種合股組織中最も多きを占むるものは、雇傭關係の代營者に企業經營を委託するものであつて、上述の如く出資者と代營者の關係は無限の信用によつて結ばれるを以つて、其人選嚴格を極むることは勿論であるが、猶往々にして出資者に對し莫大の損失を齎らすことがある。

斯の特筆すべき缺點があるにも拘はらず、支那に於ける各種企業形態中此の組織が最も發展し、單獨企業の存在比

較的少なく、又近代經濟進運の過程に於いて當然發達すべき法人企業すら、其の發展を阻止されて居ることは不可思議とせなければならぬ。茲に項を分つて如何にして此種の形態が斯かる發展を遂げ、且つ其旺盛の状態を持續して居るか、といふ理由に就き簡単に既往に於ける著述を藉りて之を記述することとする。

第三項 合股組織發達の原因

抑々支那が古來合股組織なる共同企業に於て特異の發展を遂げた所以は次の四大條件に歸する。

第一は支那の家督相續なるものゝ大部は分頭的相續制度即ち衆子均分法であつたが爲である。即ち父祖の代に單獨に企業を經營せられたものも、二人以上の相續者ある場合は衆子均分法により其財産を分與するを以て原則とする。而も相續者は一方資本の分割による經營難を豫想し、他方祖先崇拜の念に厚き國民として到底父祖の遺業を破壊するに忍びないといふ心情も手傳ひ、勢ひ各相續者は遺産に對する各自の持分を獲得するに止まり、協同して繼續經營するを以て、茲に單獨經營の企業も其の表面の如何を問はず、實質に於いては各相續者を組合員としたる匿名組合類似の共同企業即ち合股組織に變化するに至るのである。

第二因を爲すものは貯蓄心に富むで居るにも拘らず信頼し得べき貯蓄機關の不備なることであつて之が爲に貨殖の術に長じて居る彼等は、親族朋友間に零細なる貯金を出しあひ、適當な經營者を選んで共同の企業を計畫するを以て安全と爲し、又稍々富裕なるものも投資せんとする資財の危険を可及的に少からしめんが爲には、資金を分割して多方面の事業に投じ、之に因り遇々恐慌に際して一事業の破綻ありとしても直に一身の總財産に累を及ぼすことを免れ得る便法を採る風があり。一事業の經營を計畫するに際しても個人の纏つた資金に依ることよりも、共同の出資に俟つことの方が遙に容易なる爲、自ら共同企業の發展を促成するに至つた。

第三は上述の如き資金の分割から一事業の經營に必要な資金を個人より得、又は個人に於いて單獨に出資することを困難ならしめた許りでなく、由來支那には政治上一種の社會主義が實行せられ、可及的に人民の財産を平均し兼併を防ぐを以て善政と爲したことから大資本家と目すべきものが比較的少ないことである。

第四因は債務の返済に對する制裁の嚴烈なることである。即ち家長の負債は其の全財産を投げ出しても償ひ得ない場合には、全財産の沒收は勿論、其の負債は延いて血族一家の責任に歸す許りでなく、且時效の制度なるものが認められてゐないので、債務の負擔は無限に存續し、再起は絶望である。斯かる峻酷なる制裁を豫想するとき、彼等の投資は上述の理由と共に共同の企業に依つて其の責任を分擔するの必要を來たした。

支那に於ける合股組織の發展は古來から上述の如き環境に支配された事に起因するが、近代に於ける市場の擴大販路の擴張は激烈なる競争と相俟つて大量生産の必要を來たし、必然企業の大規模化は法人企業中特に株式會社の發展を促進せしめた。併し乍ら支那は曠大はる國土を擁し都市を中心とする自給經濟に育成せられたるを以て其文化極めて遅延し、十九世紀末葉に於て盛に外資の流入と共に歐米の文化の輸入を見たるも、清朝末季の亂政、國民革命後の國內紊亂とは、國民をして之に對する研究咀嚼の餘裕を與へず一層企業經營に當り過大の危険を伴ふに至り、徒らに事業投資に對する恐怖心を募らせたに過ぎない。近代産業の形成の經過を見るに官業、官督民業、民業と漸次發展の形迹は認められるが、未だ工業は萌芽時代を一步も出でない状態であつて、工業企業の形態も亦合股組織に於いて特異

第四節 法人企業

法人企業中會社組織の企業は支那に於いては公司と稱せられてゐるが、此の公司なる文字は光緒二十九年（一九〇三年）欽定大清商律制定せられ其の公司律（會社法）に依つて法律上の用語となつたものであつて、從來漫然會社又は商店の意味に用ひられて嚴格なる意味に於ける會社の意義は持たなかつたのである。處が公司律制定以後も公司なる文字の使用を制限しなかつた爲に現在に於いても市上往々にして單なる組合企業に此の名稱を附せる事實を見るのである。而して大清商律制定の公司律は其の定義及種類其他に於て不備なる點の多きを認められて、民國三年一月現行の公司條例が公布せらるゝに至つた。其の種類は我が國と同じく

- 無 限 公 司 (合名會社)
- 兩 合 公 司 (合資會社)
- 股 份 有 限 公 司 (株式會社)
- 股 份 兩 合 公 司 (株式合資會社)

である。茲に支那年鑑を藉り之等の現在數を示せば次の如くである。

公司營業別統計

種 別	農 業	工 業	商 業	水陸運輸業	計
股 份 有 限 公 司	七	一	一	一	八
股 份 兩 合 公 司	六	一	一	一	九
合 資 有 限 公 司	一	二	三	一	五
合 資 兩 合 公 司	一	二	一	一	五
無 限 公 司	一	三	四	一	九
未 詳	二	七	一	一	一
計	二・六%	三・八%	一・九%	九・七%	六・六%

此の表は民國九年現在のものであつて現状を知るには稍々古き嫌はあるが民國九年後は兵亂相繼いで農商部に集まる資料は區々に涉り、斯の如き一般の趨勢を知る統計資料としては何等の用を爲さず已むを得ず之を採用したが、國內の動亂と戦後來襲した不況とは、單に統計資料の集輯に困難を來たしたばかりでなく、同時に企業の新興を阻止せること亦自明の理にして、今日に於いても法人企業の實際數は一般に認められて居るが如く當時と同様に前掲數字に倍加したるものと見て差支へないのである。而して之が今後の支那工業界を代表すべき企業組織の現状にして、支那の國土人口の大なるを併せて想ふとき、支那の工業は未だ萌芽時代に在ることは争はれないと云ふ感を強うする。

尙同表の説明するところは一般に會社組織なるものは工業に多く、且つ株式會社に異數を示し、新組織の工業が比較的大資本を要することを證明せるものである。現在の株式組織の工業企業が經營管理共に宜しきを得、十分本來の使命を發揮して効果を齎らし、一般商民をして株式會社の組織、性質及有利なることを理解せしむるに至らば、利に敏き國民性を有つ支那人のこと故將來急激に増加することが想像し得られる。之に比し他の種類の會社の少ない理由は其の組織の點に於いて合股組織と大差ないことに基因するものと見られてゐる。尙支那年鑑を藉り省別業態別の新式工業會社數を示せば次の如くである。

支那新式工業會社省別表

業態別	省別	
	直隸	奉天
綿紡織	三	四
絹紡織	一	一
榨油	三	一
燐寸	八	五
皮燐	五	三
蠟燭、石鹼	三	二
紙磁器	二	一
陶磁器	二	一
煉瓦	二	一
石灰、セメント	二	一
總計	二九	二二
直隸	一	一
奉天	一	一
吉林	一	一
黑龍江	一	一
山東	一	一
河南	一	一
山西	一	一
江蘇	一	一
安徽	一	一
江西	一	一
福建	一	一
浙江	一	一
湖北	一	一
湖南	一	一
陝西	一	一
甘肅	一	一
四川	一	一
廣東	一	一
廣西	一	一
海外	一	一
合計	二九	二二

業態別	省別	
	直隸	奉天
硝子	二	一
樟腦	四	一
精鹽	六	一
曹達	六	一
化學品	六	一
麥粉	六	一
砂糖	六	一
煙草	六	一
蛋粉	六	一
醱造	六	一
鐵工	六	一
雜業	六	一
總計	二九	二二
直隸	一	一
奉天	一	一
吉林	一	一
黑龍江	一	一
山東	一	一
河南	一	一
山西	一	一
江蘇	一	一
安徽	一	一
江西	一	一
福建	一	一
浙江	一	一
湖北	一	一
湖南	一	一
陝西	一	一
甘肅	一	一
四川	一	一
廣東	一	一
廣西	一	一
海外	一	一
合計	二九	二二

註 本表は支那年鑑より引用したるものであつて計上の數字は民國八年迄を農商統計に依り民國九年度分は他の資料より蒐めたるものにして前表との相違も此處に存する。

第五節 滿洲に於ける工場企業形態

滿洲に於ける工業會社は前掲省別新式工業會社表に依れば奉天、吉林、黑龍江の三省併せて次の如く三十九工場なるも之を組織別に知ることの出来ないのは遺憾である。

奉天省 一七工場 一五

第一章 支那に於ける企業形態

吉林省	一九工場
黑龍江省	三工場
計	三九工場

然して奉天紡紗廠をはじめ東三省に於ける會社組織大規模工場の設立は寧ろ民國九年以後にあると思惟されるが故に之を以つて現状を推定することは困難である。

尙滿鐵附屬地内工場の企業形態を、配布したる調査表項目に填記回答せる工場七十に就いて觀れば次の如くである。

調査工場企業組織別表

企業形態別	事業種別						計
	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場		
單獨企業	五	七	一三	六	二	三三	
合股組織	一	一	一五	一	一	一八	
無限公司	一	一	二	四	一	六	
有限股份公司	一	一	一	二	一	四	
未詳	一	一	六	一	一	九	
合計	七	九	三七	一四	三	七〇	

右組織別數字の總數に對する割合を視るに單獨企業四七・一%、合股組織二五・七%、無限公司(合名會社)、有限股份公司(株式會社)五・七%、未詳一一・九%なるも、調査表の記入方法不徹底にして或は獨自無限と記入するものも

あれば、單に股份とのみ記入するものもあり、又股份有限、合名營業、無限等其の填記するところ區々に涉り、結局前掲表の如く獨自無限は單獨企業に他は悉く之を合股組織に含め、個人經營、無限公司、股份公司と明記のものゝみを各項目に分類掲せざるを得なかつた譯である。併し乍ら支那の合股組織は前述の如き匿名組合類似のもの多く、企業を全然經營者に一任し表面上は恰も個人經營に異らざるを以つて之をも個人經營と記入したるものゝ多數あることは免れない、又鐵道附屬地内に經營する法人企業は支那人の設立に係るものと雖も日本の會社法に依り登記するものにして支那公司律による法人の設立は許さない爲前記無限公司、股份有限公司も合股組織に對し從來の慣習から公司の名を附したるものと思はれる。之を要するに調査工場は僅かに七十に過ぎないが、當滿洲に於いても合股組織の工場の如何に多數を占めて居るかの一事に就いて充分之を窺知することが出来る。

第二章 支那に於ける工業資本

第一節 支那企業資本の缺乏と工業資産階級

由來支那の經濟は資本の集積に困難なる農業を基本とせるものであつて加ふるに古往に在りては、歷朝財産を平均して兼併を防ぐを以て善政と爲し、之に務めたことがあり、人民亦斯くの如き思想を以つて永く遺産相續を衆子均分法に依り、近代に於いては内には交通機關の不完備、貨幣の不統一及軍閥を中心とする不斷の政争あり、外には政治經濟の兩方面よりの壓迫があつて連年入超を繰返し、内外古今共に資本の集積を妨げる條件に當んで居る。今日産業發展の歩調の遅々たることも上述の如き理由に基く資本の缺乏に在ると云へる。唯此の間に於いて資産階級として數へられるものは苛斂誅求と中飽と賄路とに因り財産を蓄積した官僚及之と相結託せる劣紳土豪竝に對外貿易の開發に由る貿易業者即ち買辦と華僑とである。故に今日の工業投資は外資關係を除いては總べて彼等によつて經營されて居るものである。而も彼等の經營たるや今日尙ほ其組織、規模に於て果た管理方法に於て幼稚にして其發展遅々たるを免れぬ、次に之等特殊資産階級に就き簡単に記述する。

一 官僚資本家

日清、北清兩事變に於いて當時の支那政府は莫大な賠償金を課せられて財政の基礎に破綻を生じ、總べての企業を國有、官業に於いて經營すべく餘儀なくされた。其の結果は企業資本を凡て外國借款に俟たねばならぬに至り、茲に官

僚は外國資本家との結託により、借款投資の一部を搾取して漸次富裕化し、加之官僚なるものは地方軍閥によつて集積せられたる租税を私することの出来る機會と地位を占むるものであつて、今日支那に於ける有數なる商工業企業のも多くは時の有名なる官僚、軍閥或は前官僚の主裁又は關係するものであることも、其理は此に存する。

二 大商業資本家

官僚資本家と共に國際資本の侵入により資本集積の機會を與へられたものは、外國の大量生産貨物の國內輸入と國內原料貨物の外國輸出を取扱ふ所謂買辦業者と在外華僑とである。

1 買辦

外國の工業製品が今日の如く支那の市場を支配して居る間は、支那に工業資本の集積は幾多の困難を伴ふものとは雖も、國內商業に於ては工業に於けるが如く外國人企業との競争も多からず、對外貿易の旺盛となるに伴れ、古來惠まれた商的經營の才を發揮する範圍の擴張を來たし、斯くして資産階級は自ら商業界に増加の傾向を示しつゝある。

2 華僑

在外華僑必ずしも貿易業者ではない、併し乍ら對外貿易に依つて開發された點に於いて買辦と其の軌を一にする、同時に又其の富の蓄積は商業的である。在外華僑は常に統制された資本主義治下に在つて工業企業の重要さを熟知するを以て、歸國後、外國企業と對抗して從來國內官僚資本家及商業資本家の手を擱いて積極的開拓を見なかつた工業投資に進まんとする傾向を持つものである。一般に認められるが如く支那が將來に於いて工業的發展を爲す素質を有するものとするれば、斯業に直接、間接に關與して之を合理的に指導するものは新智識を滿喫する之等在外華僑であると

見られて居る。

三 銀行業者

上述二者と共に外國貿易開始後に於いて擴大を促がされたものに從來の金融業者即ち錢莊及錢舖にして其の組織を外國銀行に倣ひたる新式銀行がある。併し乍ら新式銀行は從來小規模の地方的商業投資に利用せられるのでなければ或は地方的官僚資本を吸収して投機事業に投ぜられ、或は政府公債の賣買を行ふのみにして未だ近世工廠の必要とするが如き大企業投資に向けらるゝに至らなかつた。されど之とて將來企業の推移によつて大規模の工業に對しても投資されることは疑はれない。現に東三省に於ては工業銀行の設立が問題具體化されつゝある程である。

四 工業資本家

純然たる工業資本の蓄積は極めて尠ないが歐洲大戰に因る外貨の輸入杜絶と國民の自覺とは相俟つて幼稚工業の發展促進に効果を齎らし、所謂國貨品を製産する爲の小工場の勃興を見、兎も角も貿易統計中に工業品増加の傾向を示してゐる。

支那に於ける資産階級は上述せるものに加ふるに劣紳土豪がある。されど之等の資産階級の多くは完全に近世の大規模工場企業を計畫する程智識の程度開發されて居らず、工業は未だ萌芽時代に在ると稱することが出来る。次節に説明する資本額の示す如く外國資本の關係なき純然たる支那人經營工場に於いて一千萬元の資金の投ぜられてゐるのは皆無の状態にして紡績工場を除けば百萬元の投資工場さへ十指を屈して數へられる程の少數である。

第二節 資本額

第一項 緒言

獨り支那のみに止まらず何れの國の工業統計に徴しても、最も信頼し得ないものは資本に關する統計なることが一般に稱せられて居るが、特に支那に於て此の感を深くせられるものである。蓋し貨幣制度の紊亂は其の處を異にし、時を隔てることによつて、貨幣に複雑なる相違を齎らしたと同時に、其の貨幣價值を騰落常ならしめた結果、單に發表せられて居る數字に對してさへ統一的の觀察を試むることの容易ならざる状態にある。況して會社組織の工場を除く外は多く既述の如き匿名組合類似の組織の工場であつて資本の公表を強制されることがなく、工場主及支配人は或は税金の増徴を恐れ或は程度以上の信用の獲得を謀る等の事由に基因し種々の猜疑を持ち、其の實相を示すが如きことは皆無であると斷言しても、敢へて過言ではないのであつて。其の發表は大體に於て納税等の關係により少額に發表する場合が多い様であるが、企業家の都合次第で隨時増減して發表せられる爲め明確なる資本額を知ることが到底不可能の状態に置かれてゐる。故に今回の調査表配布工場に於ても資本に關する項は殆んど集録に値しないもの多數を占めたる結果、以下各節に渡つて發表せる數字の大部は之を最近に於ける各處の調査報告資料中より抜抄整理するの已むを得ざるに至つた。勿論發表資本額に就いても多少事實と相違あることを考慮せねばならない。

而して順序として先づ支那年鑑を藉りて上述の如き貨幣種類別に觀察するの煩の無い農商部統計の工業會社の資本

を掲載して、業態別に日本の工業會社資本と比較し、支那に於ける工業投資額に對する基本的觀念を得たる後、次に滿洲に於ける新式工場と土式工場の資本に就いて出来るだけ各處の調査に發表せられたるものを涉獵して比較掲載することにした。併し乍ら單に資本額を計上するのみでは支那の工業の發展の趨勢は知り得ないが、農商部統計は民國九年迄であつて而も其の發表は全國的でなく、支那本部十八省と東三省と合計二十一省中漸く十一省が集録されてゐるに止まり、何れにしても全般に涉つての發展の趨勢を正確に語る資料としては不完全極まるを以つて資本額以外の計上は他日に譲る。

第二項 支那に於ける工業會社資本

農商部統計の工業會社資本に就ては、漸く民國九年度か昭和二年版の支那年鑑に掲載せられて居るのみであつて、それ以後に就ては何等統計の徴すべきものが無く已むを得ず之を採用する外なかつた譯である。

農商部登録工業會社種類別資本金

工場種別	民國九年に於ける支那工場		大正十一年に於ける日本工場	
	工場數	資本額	工場數	資本額
染織工場	一五二	一〇四、六一九、四二〇 元	二七四	一、二二九、八五〇、九七三 円
機械及器具工場	二二三	三三、一〇五、〇〇〇 元	一一五	五三四、九六八、二一五 円
化學工場	二〇六	四一、〇五五、二一九 元	二〇〇	八四一、九九〇、二九八 円
		平均資本金		平均資本額
		六八八、二八五 元		四四八、六八七 円
		一、〇〇〇、八九一 元		四七五、五二七 円
		一九六、三七六 元		四二〇、七八六 円

食料品工場	雜工場	特殊工場	合計	民國九年に於ける支那工場		大正十一年に於ける日本工場	
				工場數	資本額	工場數	資本額
一三四	五〇	八八	五六五	四九、六七八、〇〇〇 元	二、七七二	五四〇、九九六、二一八 円	
				五五八、五八〇 元	二、六二〇	四四〇、一九三、六七〇 円	
				一〇、六三三、〇〇〇 元	六〇九	一、六二四、四八二、三三〇 円	
				二四、一四三、四四九 元	三九六、七二四	五、三九〇、一五〇、六七八 円	
				平均資本金	三、七七一	平均資本額	
				一一一、七二六 元	二、七七一	一九五、二五七 円	
				二、三四、四六六 元	二、六二〇	一六八、二四二 円	
				三九六、七二四 元	二、三七五	二、六六七、四五九 円	
				平均資本金	五、三九〇、一五〇、六七八 円	四三五、五七六 円	

註 特殊工場欄に記載の數字は民國九年度分に計上してなかつたが爲に、便宜前年なる民國八年度分を藉りたものであつて合計欄に之を含まない。

次表細別、業態別、資本額調又同じ。

支那人工場は拂込資本額分明せるもののみ之に依れるも殆んど公稱資本にして日本人工場も之と比較するの關係上公稱資本又は出資額を採つた、次表亦同じ。

此の表に就いて觀れば、支那工業會社の總工場の平均資本額は約四十萬元にして、貨幣價値の相違を顧慮するとし、日本の工業會社平均資本額四十三萬圓とは不思議な位ひ相近似して居るのである。尤も之を業態別に視るに二三長短有ることが發見せられる。即ち機械及器具工場に於て支那側の平均資本百萬餘元なるに對し日本側工場の平均資本は其の半數に満たぬ四十七萬圓なるも、之に就いては支那年鑑に單に鐵工場と記載したるものを筆者が隨意に此の項目に書換へたものであつて、多分造船業或は諸機械類製造等の大工場のみ計上されてゐるものと推定される。次に飲食物工場に於いても稍々優るは後掲表の如く製糖工場平均資本が二百六十八萬元なるに原因するものなるも、之を民國八年度及民國六年度の農商統計に就いて視るに、何れも三十餘萬元なるに據れば數字の誤記の致すところとも考へられるのである。尙詳細業態別資本額は左記の如くである。

農商部登録工業會社種類別資本金(細別表)

營業種別	民國九年に於ける支那工場		大正十一年に於ける日本工場	
	工場數	資本額	工場數	資本額
染織工業	一五二	一〇四、六一九、四二〇	二七四	一、三九八、五〇、九七三
綿紡染織	一二九	九九、九四、四二〇	二、三、七、四	一、二、九、六、三、〇、八三
絹紡織	二二	四、六、二、五、〇〇〇	三、六、七	一〇〇、二、九、八、九〇
機械及器具工業	二二	二、三、二、〇、五、〇〇〇	一、二、二、五	五、三、四、九、六、八、二、五
化學工業	二〇六	四、一〇、五、五、三、三、九	二、〇〇、一	八、四、一、九、九、〇、二、九、八
陶磁器製造業	一〇	一、二、七、〇、〇〇〇	九、三	二、五、四、四、九、四、〇〇
石灰、セメント製造業	七	四、九、二、五、〇〇〇	八〇	七、八、七、三、五、〇、八〇
硝子製造業	六	一、七、七、〇、〇〇〇	五、一	二、二、八、三、八、〇、〇〇
煉瓦製造業	一〇	五、六、四、〇、〇〇〇	一、四、二	四、六、五、一、六、六、〇〇
製紙業	一三	九、四、七、五、〇〇〇	一、九、七	一、八、五、二、五、二、八、三、三
製革業	一一	五、四、五、二、〇〇〇	九	一、一、三、五、五、四、四、六
燐寸製造業	六六	六、八、二、一、〇〇〇	一、八	四、一、二、六、一、〇〇〇
榨油業	二二	四、三、三、六、〇〇〇	二〇	二、五、三、五、六、二、五〇
製蠟業	三五	二、〇、九、八、〇〇〇	二、一	七、七、一、六、〇、一、〇〇
遭達工業	四	九、〇〇、〇〇〇	二、八	七、七、一、六、〇、一、〇〇
平均資本額		六、八、八、二、八、五		四、四、八、六、八〇
		七、七、五、一、五〇		四、七、五、八、三、四
		二〇、一、〇、八〇		二、七、三、〇、七、三
		一、〇〇〇、八、九、一		四、七、五、五、二、七
		一九六、三、七、六		四、三〇、七、八、五
		一、二、七、〇、〇〇		二、七、三、六、五〇
		七〇三、五、七、一		九、八、四、一、九〇
		二、九、五、〇、〇〇		二、五、一、七、三〇
		五、六、四、〇、〇〇		二、三、七、五、八〇
		七、二、八、八、四、六		九、四〇、三、六、九
		四、九、五、六、三、六		一、二、六、一、七、二
		一〇三、三、四、九		三、三、四、一、三、三
		二〇六、四、八〇		三、三、四、一、三、三
		五、九、九、四、二		三、三、四、一、三、三
		二、二、五、〇、〇〇		三、三、四、一、三、三

營業種別	民國九年に於ける支那工場		大正十一年に於ける日本工場	
	工場數	資本額	工場數	資本額
化學藥品	一四	二、九、六、三、九、二、九	一	一、九、五、一、六、五
蛋粉製造業	五	三、五、〇、〇〇	一	一、九、五、一、六、五
樟腦製造業	四	一、五、五、三、〇〇	一	一、九、五、一、六、五
食料品工業	一三四	四、九、六、七、八、〇〇〇	二七	五、四〇、九、九、六、二、八
醱造業	九	二、八、〇〇、〇〇〇	一、五、三	二、九、八、一、二、五、七、二〇
製粉業	九七	二、五、一、九、〇〇〇	三、三	四、五、三、三〇、二、八、三
製糖業	四	一〇、七、二〇、〇〇〇	二	四、八、三、〇〇、〇〇〇
精鹽業	四	二、四、八、九、〇〇〇	一	四、八、三、〇〇、〇〇〇
煙草工業	二〇	八、五、四〇、〇〇〇	一	四、八、三、〇〇、〇〇〇
雜工業	五〇	五、五、八、五、八、〇〇〇	二、六、二〇	四、四〇、一、九、三、六、七〇
特別工業	八八	二〇、六、三、三、〇〇〇	六〇九	一、六、二、四、四、八、二、三、一〇
電氣業	八三	一、七、一〇〇、〇〇〇	五、三、三	一、四、八、二、九、九、一、六、一〇
水道業	五	三、五、三、三、〇〇〇	一、四	二、五、四、一、八、五〇〇
總計	五、六、五	二、二、四、一、四、三、四、四、九	一、二、一、三、七、五	五、三、九〇、一、五〇、六、七、八
平均資本額		三、九、六、七、二、四		四、三、五、五、七、六

第三項 支那全國紡績工場資本額

支那の紡績工場は其の數に於いて、規模に於いて經營組織に於て支那に於ける近世工場を代表するものであつて極言すれば紡績工場を除いて支那に工場なしとまで稱することが出来る。故に以下各章とも可成的に紡績工場に關して

記述するに努めた

支那紡績工場の資本に就いては上海に於ける華商紗廠聯合會に於いて作成したる第七次中國紗廠一覽表中に發表されてゐるが、其中資本額の明記なきもの三、四有りたるを以て之を除いて表示するに次の如くである。

支那全國紗廠資本額一覽表

(民國十六年華商聯合會編)

工場所在地名	工場名	資本金	積立金	工場所在地名	工場名	資本金	積立金
上海	恒豐紡織新局	一〇〇千兩	三〇千兩	上海	大豐慶記紡織有限公司	一五〇千兩	四〇千兩
同	振華利記紡織有限公司	三〇〇千兩	〇	同	振泰紡織有限公司	八〇〇	〇
同	中新紡織公司第一廠	三〇〇千兩	〇	同	鴻章紡織有限公司	一五〇	〇
同	同第二廠	二〇〇千兩	〇	同	同昌公司	三六	〇
同	同第五廠	七六	〇	同	永豫紗廠無限公司	四〇〇	〇
同	鴻裕紡織公司	一八〇	〇	同	華豐紡織公司	二〇〇	〇
同	溥益紡織公司第一廠	一〇〇	〇	同	崇信紡織公司	一五〇	〇
同	同第二廠	一五〇	〇	同	民生紡織廠	五〇〇	〇
同	原生滋記紡織染公司	二〇〇	〇	同	經緯紡織廠	一〇〇	〇
同	緯通紡織有限公司	二〇〇	〇	同	以上二四工場合計	二四七六	〇
同	三新紡織有限公司	四五〇千兩	〇	同	大生第一紡織公司	二五〇	〇
同	統益紡織有限公司	一五〇	〇	同	大生第二紡織公司	二五〇	〇
同	恒大紗廠	一〇〇	〇	同	大通紡織有限公司	二四〇	〇
同	永安紡織公司第一廠	一〇〇	〇	同	同第三紡織公司	八〇	〇
同	同第二廠	一〇〇	〇				

無錫	振新紡織公司	一〇〇	〇	武昌	裕華紡織公司	一五〇	〇
同	廣勤紡織公司	一〇〇	〇	同	震實紗廠	一〇〇	〇
同	慶豐紡織公司	一〇〇	〇	漢口	中新第四紗廠	五〇〇	〇
同	豫康紡織公司	一〇〇	〇	同	以上四工場合計	一〇六	〇
同	蘇州	二〇〇	〇	河南	廣益紗廠	一〇〇	〇
同	大倉紡織公司	九〇	〇	鄭州	豫豐紗廠	二〇〇	〇
同	廣信紡織廠	二〇〇	〇	同	成興紗廠	二〇〇	〇
武進	大綸久記紡織公司	一〇〇	〇	同	華新紡織有限公司衛廠	二〇〇	〇
江陰	利永紡織公司	七〇	〇	同	和豐紡織有限公司	九〇	〇
同	以上一二工場合計	八三六	〇	浙江	通惠公紡織局	四五〇	〇
天津	華新紡織有限公司津廠	二七〇	二五	同	魯豐紡織公司	二〇〇	〇
灤縣	同唐廠	二七〇	〇	山東	華新紡織有限公司青廠	二七〇	〇
同	裕元紡織有限公司	七〇〇	〇	同	裕中第一紡織有限公司	一〇〇	〇
同	恒源紡織有限公司	四〇〇	〇	湖南	晉華紡織公司	三〇〇	〇
同	北洋商業第一紡紗廠	二〇〇	〇	山西	奉天紡織公司	一五〇	〇
同	裕大紡織有限公司	三〇〇	〇	奉天	久興紡紗公司	四五〇	〇
同	寶成紗廠	三〇〇	〇	同	秦豐紡織公司	一〇〇	〇
同	新集紗廠	一五〇	〇	同	大益成紗廠	五〇〇	〇
石家莊	大興紡織有限公司	二〇〇	〇	同	以上一五工場合計	三六二二	〇
同	以上九工場合計	二六五〇	〇	同	總計	八三六〇	〇
武昌	漢口第一紡織有限公司	三〇〇	一〇〇				

註 本表中には外資關係工場も含まれてゐる。

右合計規銀資本三千三百一十一萬二千兩、銀元資本工場八千三百二十八萬元にして、天津に於ける裕元紡織公司の七百二十萬元を最高とし、北京の新集紗廠の十五萬元を最少とし、平均一工場當り資本は現銀百三十七萬九千七百兩、銀元百七十三萬五千元にして前掲表記載各種工場資本に比して其の投資額の異數を示せることが認められる。

第三節 滿洲に於ける工場資本

第一項 投資貨幣の種類

滿洲に於ける工場資本は各地通貨を異にする爲、各地方の慣習、企業家の便宜に随つて、投下資本の貨幣を各々異にするに至つた。然しながら之が觀察は資料を既往の調査に俟つたが爲に、多くは資本單位を單に「若干元」と記入するのみにて明確に分類することの不可能なるもの大部分を占め、已むを得ず數的説明は之を後日に譲ることとした。而して地方別に資本の種類を観るに南滿に於ては大連に金資、營口に爐銀及び安東に鎮平銀の投資工場あるを異例として、一般には奉天票、小洋、鈔票を資本とする工場多く、吉林、哈爾濱を中心とする北滿諸都市に於ては、吉林官帖、黑龍江官帖、現大洋を主とし、小洋、鈔票を資本とする工場之に次ぐが如くである。斯の如く資本の種類複雑多岐に涉ると數的根據を既往の各處調査に求めたことに因つて以下掲載する資本額なるものも自ら杜撰に陥らざるを得なかつた。

第二項 工場資本額

前掲の農商部登録の省別工場表に據れば滿洲に於ける工業會社なるものは奉天省に十七工場、吉林省に十九工場、黑龍江省に三工場有るも、各省別の種類別資本に就ては之を缺如せるを以て、之に依つて直に滿洲に於ける登録工場資本を明瞭にすることは困難である。之に近い數字は滿洲に於ける新式工場と舊式工場とを區別して觀察することに因つて大體見當つけられると思ふ。此の計算に據つて得た新式工場の平均資本額は次表の如く約十五萬圓餘であつて、農商部登録工業會社の平均資本約三十九萬元に比較すれば半數にも達しないが、之は其組織の單獨なると合股組織及會社なるとを問はず、凡そ新式工場と推定することの出来る工場の一切を網羅したることに基因するものである故に會社組織のものゝみに就いて之を観るならば、以上の數字を指示することは疑ふ餘地の無いことと斷言出来る之に反し土式工場の平均資本額は約七千元であつて、比すべくもない程の少額なるも、猶ほ此種小資本の工場に於ては計上洩のもの多數に涉ること大資本工場の場合以上なるは瞭かなるを以て、之以上の平均資本額を推定することは許されないのみか、寧ろ土式工場の實際の平均資本額は之以下に在ると云ふ方がより確實である。而して之が種類別平均資本額は次の如くである。

業態別土式及新式工場資本額

種 別	新 式 工 場		土 式 工 場	
	工場數	資 本 額	工場數	資 本 額
染 織 工 場	四	八、二五〇、〇〇〇元	五三三	二、六四一、一九〇元
化 學 工 場	三三二	三四、六〇六、五〇〇元	一三四	六四九、三六〇元
		平均資本金		平均資本金
		二、〇六一、五〇〇元		五〇五〇元
		一一〇、九一八		四、八四五

第二章 支那に於ける工業資本

機械及器具工場	飲食物工場	雑工場	特殊工場	計
三	四六	六〇	三八五	三八五
四五八〇、〇〇〇	一〇四七、二〇〇	五、四七三、〇〇〇	六三三、八一、五〇〇	六三三、八一、五〇〇
一五二、六六七	二二七、六五二	二七三、六五〇	一六四、六六七	一、二二九
一六四	二七九	二九	八〇、五五七、一四	八〇、五五七、一四
八九六、八一九	三、八〇一、三四五	六七、〇〇〇		八、〇五五、七一四
五、四六四	一三、四八二	二、三三〇		七、一三五

三〇

註 此の表の數的資料は全部既往に於ける關係調査及報告中より蒐集したが爲に年月及貨幣の種類に就いて明記を缺くもの極めて多く因つて聊々杜撰の嫌ひが無いではないが、吉林、黒龍江の官帛を大洋一元に對し前者を百帛、後者を二百帛の換算率を以て換算したのを除き、他は悉く同一の貨幣價值として換算すること無く、之を其儘合計記載した。

右に據れば染織工場に於て約二百六萬元の異數の平均資本額を示し、化學工場に於ては、他種工場に比べて幾分少數の約十一萬元の平均資本を得たが、前者即ち染織工場中には奉天に於ける紡紗廠を始め、資本金百萬圓の惠工公司拂込資本金七拾五萬元の純益織織公司及同上二百萬元の哈爾濱に於ける毛織會社等官僚資本に關係する四大工場のみ計上されて居り、後者に於ては資本金一萬元内外の石鹼工場及一萬元以上の油坊を一切新式工場として含めたに基因する。此の外化學工場中には燐寸工場、皮革工場が含まれて居るを除き、他の新式工場は夫々機械器具工場は鐵工場飲食物工場は機器火磨(製粉工場)特殊工場は電氣工場のみで、何れも一種類しか計上されて居らない。然しながら滿洲に於て今日工業界の極度に疲弊し、諸税の過徴、官憲の壓迫等不利な環境に置かれて居ながら、實際に活躍し、或は閉鎖することなく經營を持續してゐるものは、新式工場中に計上した油坊を除いては、寧ろ今尙ほ大體に於て土式工場なることが一般に稱せられて居る、集まつた千四百七十の工場中、資本金五萬元以下に屬するもの千二

百十四工場即ち全體の八二%を占むる一事によつても之を證して餘りあるものと云へる。尙其の詳細は次の如くである。

資本額別工場數及資本額表

(資本額單位元)

資本額別	事業別							計	總工場數に對する割合
	染織工場	化學工場	機械及器具工場	飲食場工場	雑工場	特殊工場	計		
一萬元未満	四四	一三三	二四	一七	一七	一	八七	五、六六%	
一萬元以上	五、七六、二〇	三、八八、六〇	三、三三、九	七、九四、三	四、七〇〇	二〇、九八、二	二〇、九八、二	三、六八%	
五萬元未満	一〇六	二二	四	一〇	二	四	一四	二、〇〇%	
五萬元以上	一、八七、〇〇〇	二、七九、五〇〇	五、四、〇〇	二、〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、九、〇〇〇	七、四、〇、〇〇	一、〇〇%	
十萬元未満	一六、〇〇〇	三、九、七、〇〇〇	八、〇、〇〇〇	九、七、五、〇〇	一、〇、〇〇〇	二	五、二、四、〇〇	五、七%	
十萬元以上	一	一、二、八、六、五、〇〇〇	一	四、三、五、〇〇〇	一、八、〇、〇〇〇	二	三、三、九、〇、〇〇	一、〇一%	
五十萬元未満	一	一	一	一	一	一	六	〇、七%	
五十萬元以上	一	一	一	一	一	一	六	〇、七%	
百萬元未満	一	一	一	一	一	一	六	〇、五%	
百萬元以上	一	一	一	一	一	一	六	〇、五%	
二百萬元未満	一	一	一	一	一	一	六	〇、三%	
二百萬元以上	一	一	一	一	一	一	六	〇、三%	
合 計	一〇、八、九、一、二、〇	三、五、二、五、五、八、六〇	五、四、六、八、九	一、四、二、七、三、四、五	六、七、〇、〇〇	五、四、四、〇、〇〇	七、一、四、〇、一、二、四		

第二章 支那に於ける工業資本

業態別	資本額別	未一萬元	一萬元以上 五萬元未満	五萬元以上 十萬元未満	十萬元以上 五十萬元未満	五十萬元以上 百萬元未満	百萬元以上 二百萬元未満	二百萬元以上	計
皮革工場		三	六	一					四五
製紙工場		四	一〇						一四
曹達工場		一〇	一〇						一〇
飲食物工場		一七	一〇七	二四	六	二			三五
精粉工場		七	一四	三	六				二九
精米工場		五	二四						二九
燒鍋場		三	四	二					八五
黃酒場		三	一〇						一三
醬油場		四	二九						七〇
雜工場		二七	二						二九
電氣工場		一	四	二					二〇
合計		八六八	三八八	八四	一四九	二	八	六	一、五二四

資本額別細別業態別工場數

業態別	資本額別	未一萬元	一萬元以上 五萬元未満	五萬元以上 十萬元未満	十萬元以上 五十萬元未満	五十萬元以上 百萬元未満	百萬元以上 二百萬元未満	二百萬元以上	計
染織工場		四二四	一〇六	三					五二七
染色工場		八七	四三						一三
織布工場		二七四	二五						三〇一
柞蠶製糸工場		一〇	三六						四七
絹紬製織工場		二四	一						二六
靴下工場		二九	一						三〇
紡績工場		一	一						一
毛織物工場		一							一
機械及器具工場		二四	四〇	一					一六七
化學工場		三三	一九	六三	一〇七	三	二	三	四四六
油坊		三九	九三	五					一九七
窯業場		九	三						一三
燐寸場		一	一						二
硝子場		五	三						九
石鹼場		二	一						三
蠟燭場		三	一						四
合計		三三	一三	一	一	一	一	二	三三

第三章 工場管理の組織

支那の工業なるものが上述の如く官業、官督民業から政府の民業保護政策へと進み（國民革命後に於ける軍閥の跋扈は民業を保護するところが、却つて搾取の状態に變じたが）民業萌芽の原因を作り、兎も角も中部及南部支那其他租界、商埠地に於いては、近代式機械生産工場を民間に於いても經營するを見るに至つた。併しながら支那工場の大體は漸く家内工業の域を脱し得たに過ぎない。而して支那人は之を機械、動力、其他設備上より區別して近世工廠と工場工業と家内工業との三者としてゐる。茲に支那工場の管理組織を記述するに際しても之に依り、大體に於いて官業及官督民業等官僚資本の關係多き近世工廠と、清朝末季の政府の民業保護と歐戰後の好況時に乘じて簇生せる小規模の工場工業と、更に従來の形式の儘に存在する家内工業とに區別するの必要がある。

第一節 家内工業の管理組織

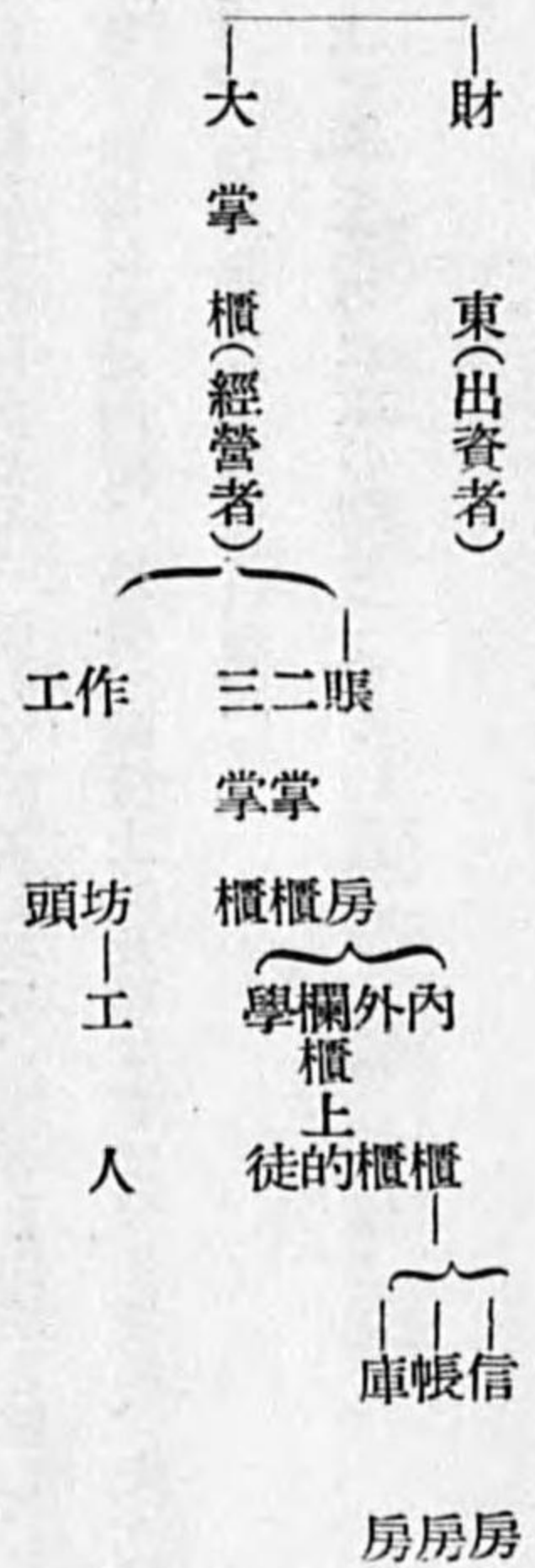
最も徹底せる家内工業は原料の購入も製品の販賣も總べて仲買人或は問屋任せである。即ち問屋より與へられた原料を商品に仕上げて之と引換に手間賃を受取るのであつて、工場工業に於ける製造部の任務を果たすものなるを以つて、何等企業的素質を有しない。（近世工廠に於いても燐寸工場に於ける外工―工場外労働者―又靴下工場の機械貸與による工場外労働者等は現在斯の如き形式に於いて爲されてゐる）が、之を手間賃の集積を資本として問屋に對する

大量の請負ひ或は製品を直接市場に供給することを謀らんとする爲に徒弟を養ひ、職人を置くに至つて始めて企業管理の必要が生ずる。されど多くは原料の購入も、製品の販賣も企業主或は其他職人の製造の傍ら爲されるものであつて劃然たる管理組織の分割を見ることが出来ない、單に企業主を中心として、其の監督指導の下に數人或は十數人の徒弟並に職工が生産の目的を以つて作業的集團を作るに過ぎないのであつて、手近な例を採れば大連に於けるブリキ器具製造、奉天其他各地に於ける銅器、錫器及鐵器製造業等は總べて斯かる組織によつて經營せられてゐるものである。

第二節 工場工業の管理組織

工場工業と家内工業及近世工廠との區別は其規模の大小ばかりでなく、企業管理上分化の程度からも明かに認められる。即ち家内工業に於いては企業主及職工が製造の傍ら製品の販賣、原料の購入に關する業務までも擔當したが、工場工業に於いては原料の購入、製品の販賣等間接生産に干與する事務と、工頭の監督の下に直接生産に干與する技術との明確なる分科がある。而して前者を賬房、後者を作坊と稱し、企業經營者たる大掌櫃は兩者即ち企業全體を支配する。賬房は更に内櫃、外櫃、欄櫃上の及學徒等に分化され、夫々記帳、信書整理、市況探查、雜役等の事務を掌理せり。（尙詳細は後述事務員参照）

以上を圖示するに次の如くである。



滿洲に於ける柞蠶製絲工場、燒鍋を始めとし動力及機械使用の油坊、製粉工場も管理組織は總べて之と大同小異の形式に於いて爲されてゐる。而して支那の慣習として一人にて二個以上の業務を擔當することは悦ばざるを以つて、門番は門番、掃除夫は掃除夫、厨子(炊事夫)は厨子等自身の割當の業務以外に干渉することを欲せず、又一方親戚同郷者相寄食するの風があることは、相俟つて眼房従事員を多數に擁して經營せざるの已むを得ざるものがある。故に詳細に考察するときは或は、其の分化の程度複雑なることあらんも、近世工廠の組織の如く作業能率の向上を計ることを主眼として科學的に構成されたものとは自ら異なる。

之を要するに工場工業に於ける工場管理組織の幼稚なるは資本の少額なると、經營者の企業管理に關する智識乏しきとに基因し、現状を以てしては之以上の分化は寧ろ經費の嵩む不利な結果を齎らす虞れ濃厚となり、之を企業經營者の理財管理上より觀るならば増資に因る企業の大規模化なき限り強ち不合理なる組織とは云はれないかも知れない。而も斯の如き消極的管理組織の改革されざる限り假令巨利を博し得べき好況期に遭遇することあるも積極的な活躍思はしからず、當然獲得し得べき利益の一小部分しか得られず、纏つた資本の集積を阻碍して設立當初より財界恐慌

に遭へば再び整理倒壊の運命を有つことを懸念して組織するが如き状態にして徒に小規模工場の簇生を促すに止る。

加ふるに支那に在りては一方に何れの事業に在りても眼房従事員の頗る多きを例とし、他方には殊に滿洲に於ける諸工業工場は、殆んど原料供給を農産物に仰ぐ粗工業なると、寒暑の差甚だしき必然的結果として、油坊を始めとし燒鍋、絲廠製粉工場等、凡そ工場工業として數へられる程のものは、何れも季節的工業ならざるはなく、單一の事業としは到底投下資本の大部の固定を免れること困難である。故に資本固定の輕減及之が回收を促進せしむる意圖の下に眼房従事員を利用して他の事業を兼營するもの、或は眼房中製品の販賣を擔當する營業組織が他に店舗を構へて分立するか或は他店との協約によつて營業部を分擔せしむることにより聯號の發達を來した。茲に序を以つて簡單に兼業と聯號を紹介する。

第一兼業

支那に於ける何れの企業も従事員の比較的多數なることは、親戚縁者の倚頼者多きこと或は匪賊による被害防止の必要に由ると稱せられてゐる。支那工場に於ける職工數は機械の不完全、能率の低劣なる等の爲めに工場の規模、生産額に對して考へれば、多少従業者の多いことは免れぬところなるも之當然のことに屬し、特異の現象として説明するに價しない。

而して眼房従事員の多數なるは、之を油坊、製粉工場に就いて視るに、其の規模の最少なるものと雖も尙ほ二十數名は従事せる事實に之を見る事が出来る。斯の如き多數の従事員を擁し、而も農産物を原料とする粗製工業なるを以

つて、事業の性質上季節的に繁閑あるを免れない。此閑散期或は休業期間に於いて、之等従業員に對して、何等かの利用方法を講ずるに非れば、全然休業期間中は彼等をして無爲に送らしめ、而も閑散期間中に於いても勞力に對する報酬を適度に削減を爲すことは不可能である、工場労働者にあつては閑散或は休暇時期に於て員數の整理を行ふ事が比較的容易であるが暇房従事員に對しては其性質上如斯簡單に取扱ふ事を得ない事情に在る。

扱て利欲に敏い支那企業者が上述の如き事情の下に黙する筈が無い、之れ多少の資本を増加して二個乃至數個の事業を兼營するの理由を爲し、一見何れが中心企業なるか判断に苦しむものがあり。甚だしきは同一構内に油坊と燒鍋の兩工場の兼營さへ往々にして見るところである。調査工場の回答に據つて例示すれば次の如くである。

油坊と糧棧

油坊と燒鍋

油坊と燒鍋と雜貨

油坊と精米工場

油坊と吳服物と糧棧

油坊と錢莊と糧棧

燒鍋と糧棧

精米工場と雜穀販賣

製粉工場と糧棧

就中油坊と糧棧の兼營は寧ろ兼營せざるものが少なき程であつて、近來の如く油坊に於いて採算のとれない場合には、全然油坊を休業して糧棧のみで企業を繼續してゐる。

第二聯 號

曩に資本の章に於いて支那の資本家は企業經營に對する危険率の低減及程度以上の信用の獲得に企圖し、其の財産を數個の事業に分割投資する場合の極めて多いことに就いて述べたが、聯號の發達も此處に起因するものと稱することが出来る。即ち出資者を二名又は二名以上有する合股組織の多數なる爲に一個の企業に對する出資者中には多くの場合他の企業に投資せるものを含み、自ら他の企業との聯絡が成る譯である。聯號とは斯る事情の下に發生せる、主として出資關係に依り業務上聯絡の契約を取結べる二個又は二個以上の獨々の會計組織を有する企業を指して云ふのであつて、之が本支店の差異を示せば次の諸點に歸する。

1. 本支店は同種の營業を爲すを以つて原則とするが聯號は必ずしも同種の營業を爲すものとは限らない。
2. 本支店は各店獨立の會計を營み一般經費は各店の收入より支辨するも利益の分配は總利益を本店に纏めたる後本店の指圖により各支店に分配されるも、聯號にては各店の利益は豫め定められたる利益の割合に依り配當せられ他より何等の掣肘を受けない。
3. 本支店は何れも同一の出資者の出資によるが聯號には必ず一部異なる出資者の存在を必要とする。

即ち斯の如き聯號の存在は例へば大連に於ける油坊經營者が年々出廻時季に於いて奥地より原料を仕入れる場合從

來奥地に一々店員を派遣したが、聯號關係の糧棧の設立せられることにより之等の店員は同地の糧棧に歸する。即ち原料の購入、市場の開拓、市場の維持及市場への供給等に關する賬房の一部は聯號關係にある店舗に歸せしむる方が其の組織本來の目的を貫徹するに便宜なる爲聯號を利用して分立するものゝ多きに至つた。

第三節 大規模工場

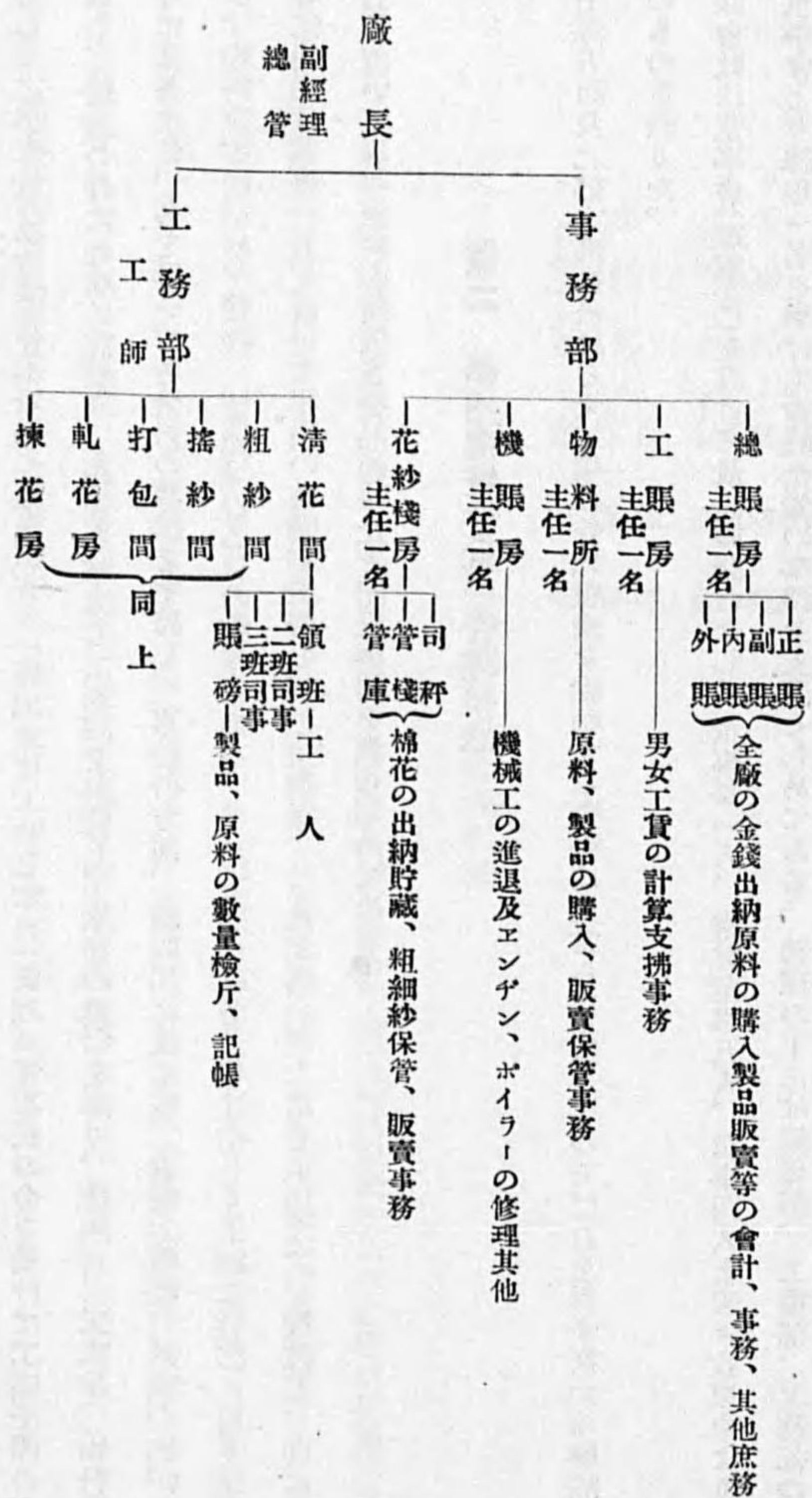
官業及官督民業は當初に於いて其の技術經營を外國人に任せたるものなるを以つて、其の管理組織は現在の列國工場に見るが如き科學的經營法を採用するまでに至らなかつたと雖も、其の分科の程度及統制狀態稍々相似たるものがあり、企業的經營と作業的管理の明確なる分劃は認められる。此處に上海に於ける紡績工場、奉天の東北大學鐵工廠、福州電氣公司等に就いて之を例示すれば次の如くである。

第一 上海紡績工場の管理組織

上海に於ける紡績工場の組織は、比較的最近の設立に係はるものと、舊來のものに依り多少の相違が認められる即ち舊來の工場は多くは一切の權限は總べて總理に歸し、全工廠の事務は總べて之に由りて支配されてゐるに反し、最近設立の工場は殆んど廠内各部の支配は總べて董事部に於いて協議し、議決の上執行される會社組織である。之を除く諸點は各分科に附せられる名稱の相違に止まり。舊來の工場に於いて賬房と稱されたものが、最近は科或は課、處、賬等と附せられて居るに過ぎない。例へば上海に於ける溥益工廠は總務科と工務科に大別され、總務科は更に分

劃されて會計處、庶務處、物料處となり、物料處の管轄下に在る倉庫(棧房)は棧務股、花紗出納股等に分化する。工務方面も工務科以下各分科に對し上述の如き名稱が附されて居る。之を要するに設立の新舊を問はず管理組織には大した變りはない。茲に舊工場の組織を藉りて圖示すれば次の如くである。

上海一紡績工場の管理組織

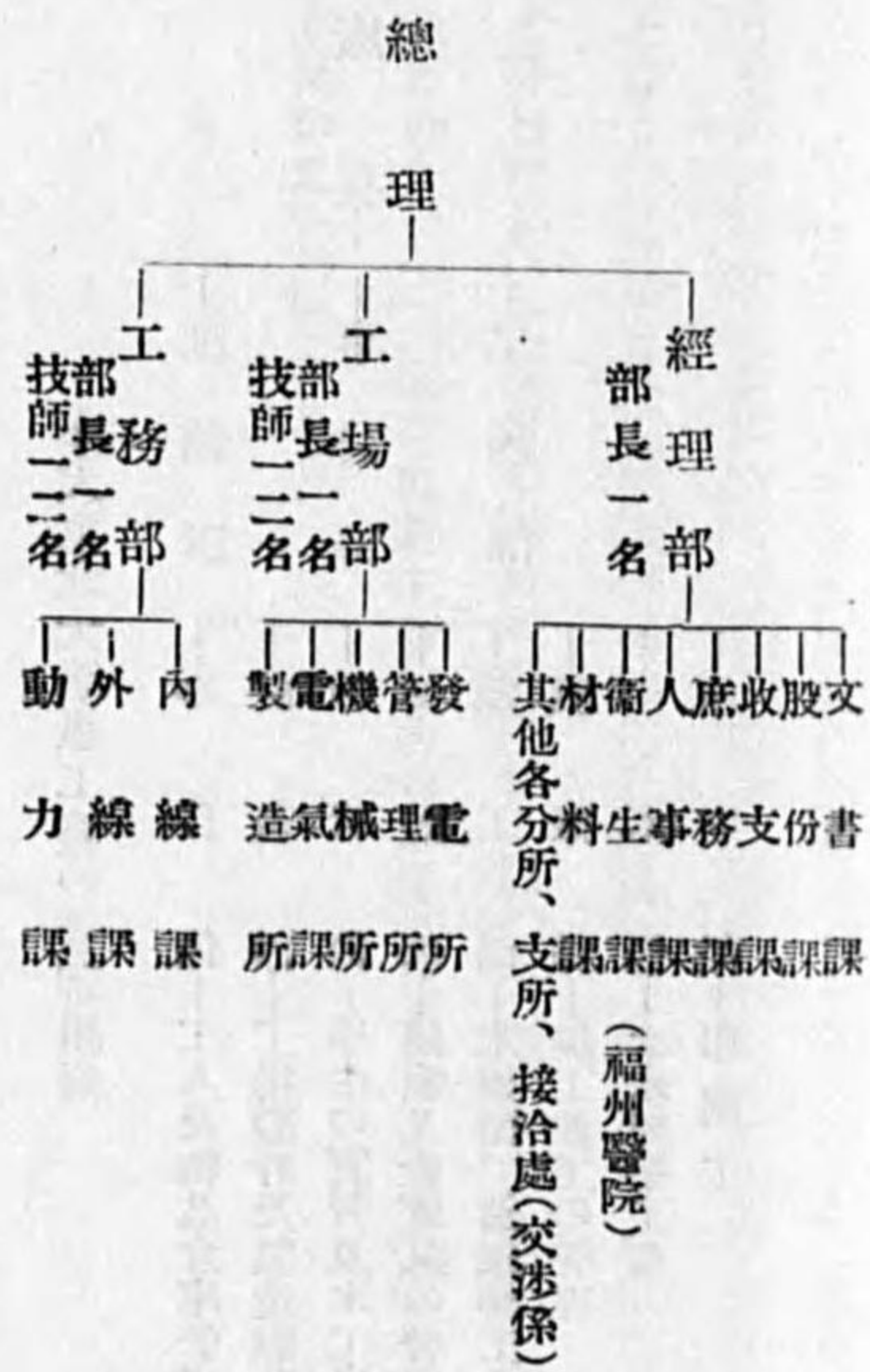


而して之が人員の配置は各工廠毎に廠長が有り(經理或は工師を兼ね)總理及董事長の命を受けて工廠全體の事務を處理し、經理の外に各廠に副經理、總管を設置して經理を補佐して廠務の進行を謀り、總賬房、工賬房、物料所、棧房等には各主任一名を置いて各分科の事務を主持し、事務科方面、總賬房には正帳、副帳、內帳、外帳の別があり、棧房、物料所等は司科、管棧、管庫等の名目の役目がある。工務方面には各工場は均しく工師(技師)に由り主持され又各工場には領班一人を置いて場内の作業を監督し、二班司事、三班司事一、二名を置いて之を補佐し、別に帳房一人を置いて専ら原料の購入及製品の検斤と記帳事務を執らしめてゐる。

第二 福州電燈會社の管理組織

上海方面及北部支那に於ける大工場管理組織を説明する資料は見當らなかつたので已むを得ず斯かる懸隔地の工場ものを藉りた。

該會社は董事會(理事會)を設けて最高機關となし、董事長一人、常駐董事五人、董事四人を夫々股東中より選舉し又董事會より總理一名を舉げて會社全體の事務を支配せしめてゐる。總理の下には經理部、工場部、工務部の三部を設け各部長一名を置き、各課には主任一名、各所に所長一名、各接洽處(交渉處)には交渉員一名を設置してゐる。該會社の總人員は七百餘名であつて部長三人、所長、課長三十八人、職員百三十五人、工匠(職工)百九十二人、小工(臨時工)百六十人、藝徒百人、丁役八十餘人なりといふ、而して其の管理組織は次の如くである。



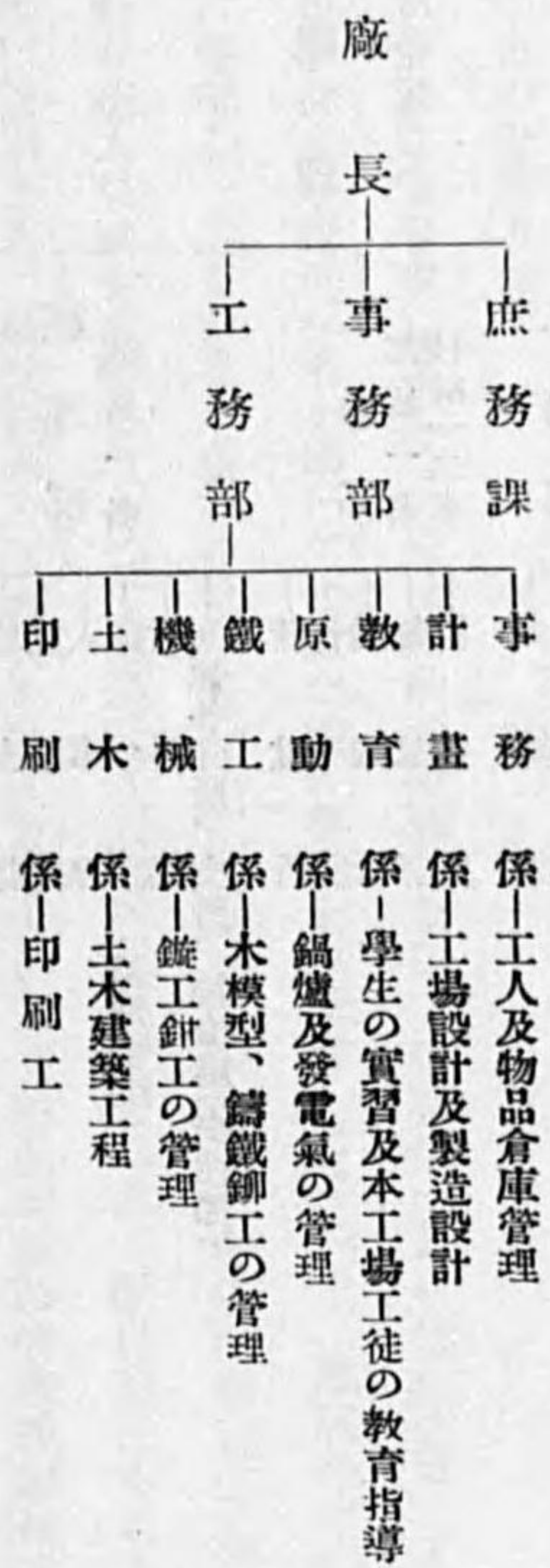
第三 奉天東北大學鐵工廠其の管理組織

奉天東北大學鐵工廠は滿洲最大の支那人經營の機械器具製造工場である。該工場は民國十二年の創設に係はり、民國十四年に營業を開始するに至つた。當初設立の目的は該大學々生の實習に供するにあつたが、前校長にして省長の任にあつた王永江氏は東三省の經濟的發展は近き將來に於いて一大鐵工廠の必要を來たすことを想ひ、一切の規模を宏大に計畫するに至つたものである。資本金奉大洋四百萬元にして其中の三百萬元は機械及建築費に充てられ、他の百萬元は營業費に充當せられたといふ、現在工廠内の業務は職員約六十名、職工五百五十名、徒弟約百名によつて擔當せられ、其の營業の種類は次の如くである。

- 一 機關車、客車、貨車の製造及修理
- 二 暖氣爐(ラヂエーター)製造、鍋爐(ボイラー)の設置
- 三 鐵道敷設及橋梁架設並に各種鐵建築
- 四 建築工事及一切木器
- 五 美術印刷、印紙切手印刷及各種印刷品

尙現在に次ける主要なる請負工事は奉海鐵路の貨車三百餘輛、奉天紡紗の紡紗機三十餘臺の製造等である。而して工廠内の組織系統は次の如くにして工務部に於ける職員の出身は旅順工科大学及大連工業専門學校の卒業者が多しといふ。

奉天東北大學鐵工廠の管理組織



上述の如く支那に於いても大規模の近世工廠に於いては、其の分化の程度極めて諸外國の工場組織に近似せること

が認められる。併乍ら斯かる大規模工場の發端は官業及官督民業であつて、當初工場の經營は概ね斯業に無經驗なる無能官僚に任せたるを以つて、彼等自身經營に熱心せざるのみならず、最も必要なる内國人の技術養成の如きも顧みることなく、一切を外人技術者に放任した爲に、僅かに成し得たところは下級職工の養成に過ぎなかつたのである。而して今日に於いても此の弊風残り近世工廠の大部は官僚資本の關係しないものは無く、折角組織に於いて前述の如きものあるも、之が運用に對する技術的素養乏しく、未だ組織本來の使命を完了し、豫期するが如き効果を齎し得たことを聞かないのである。

第四章 事務員

第一節 事務員の種類

此處に云ふ事務員とは工場に於ける工頭、工人を除く賬房従事員の謂ひにして南方に於ける管事即ち北方の掌櫃以下夥計(夥友)學徒を含み、近代組織の新式工場に於ける總辦、幫辦以下一般事務員或は職員と稱せられるものゝ一切を包含する。併し乍ら近世工場の事務員に就いては何等の資料も蒐集し得なかつた爲、此處には最も一般的なる合股組織の工場工業に於ける賬房従事員のみを掌櫃、内櫃、外櫃、欄櫃上の及學徒に分けて記述するに止めた。

第一 掌櫃(經理、管事、老板)

掌櫃には出資者中より經驗に富むもの或は出資額の最大なるものを他の出資者に由り推舉したものと他より信用と經驗に富む者を招聘したるものとの二種に大別される。前者は所謂掌櫃財東にして、後者は一般に稱せられるところの掌櫃的である、尙其企業の名義を股東、或は財東のものとなせず、經營者の名義をすることによつて領東なる、名稱が附せられる。

領東及び掌櫃財東なると雇傭關係の掌櫃なるとの如何を問はず、既に合股組織に於いて述べたる如く企業經營に關する一切の權限を與へらるゝものにして、資本主との關係は普通の雇傭關係とは異なり、特に重大な事件に對し掌櫃的より助言を求めたる外は資本主は多くの場合干渉しないのを以つて原則とする。隨つて掌櫃の良否は直接資本主に影響する結果、其の選定方法慎重を極め、地方に於ける二三の確實なる商店の保證(舖保)を要し、被推薦人の行爲に關し無限の責任を負擔することによつて爲される。

掌櫃は營業に關する一切の權限が付與せられる反面に一年乃至三年に一回、股東に對し決算報告を爲し、一定の官息(官利とも稱し、一種の利息である)を支拂ひ、紅張(契約書)に規定するところに隨ひ、純益の配當を行ひ、缺損の分擔を請求する義務がある。企業の大小に應じて掌櫃的は數人置かれる場合があるが、此場合には一切の權限は大掌櫃(總辦、頭掌櫃、老掌櫃、經理)に歸し、他の掌櫃は順次に二掌櫃、三掌櫃と稱し、夫々各要務に在りて大掌櫃補佐に務めるのである。

第二 内櫃(内事部、内帳)

内櫃は外櫃、欄櫃上のと併せて夥計と總稱され、稍々規模の大なる企業に在りては文書整理、庶務の事務を執る信房、倉庫管理事務に當る庫房、會計及金錢出納を司る帳房に分たれ。管帳、管銀、管棧等の夥計が各係に於て夫々の業務を分擔する、滿洲に於いて内櫃を俗に先生と稱してゐる。

第三 外櫃(跑外的)

外櫃も規模の大小により數名乃至數十名を置き、銀行との金錢授受、取引所の場合立ち、市内を巡廻して出入貨物を

探査する等總ての賬房外の事務に當るが、彼等自身では買賣取引を決定する權限はなく一々掌櫃に報告を爲し、單に其の指揮を俟つて行動するに過ぎない。

第四 欄櫃上の

店頭に於いて來客に應接し、掌櫃的の監督の下に賣買に従事するものであつて、學徒を卒へたばかりのものが多い。

第五 學徒

學徒は又學賣的或は學生意的とも稱し店内の雜役に從ひ、傍ら取引の要領を見習ふもので、我國の丁稚、小僧に相當するものである。徒弟に關する詳細なる記述は次章商業徒弟に譲る。

第二節 事務員の待遇

支那商工業に於ける事務員の待遇は十餘年前に比較すれば、極めて良好になつたと稱されるが、生活資料の騰貴其他諸種の生活要件の向上したことを考慮するとき、決して餘裕ある生活を爲し得る程の待遇を受けては居らない。右は近來頻々として勃發する勞働問題中にも屢々賬房従事員の待遇問題に端を發せるものゝあること及待遇改善其他に就いて團結を必要とするの結果、各處に夥友工會、職員工會、店員工會等賬房従事員を以つて組織せる工會を見るに至つたことによつても窺はれる。

近世工廠を除く工場工業、家内工業に於ける賬房従事員及商店の店員には總べて食事、宿所を雇主に於いて負擔することは各地各業とも其の慣習を同じうする。

掌櫃の勞務に對する報酬は特定の賃銀なくして利益の分配のみなる場合と毎月養家錢或は薪水と稱する賃銀の支拂を受け更に年末決算に當り賞與として利益の分配に預る場合とがある。次に利益分配に就き蒐集し得たる二、三の資料を示せば左の如くである。

第一 浙江武林造紙廠

同工廠の毎年得たる純益金の分配は先づ百分の十を第一積立金（總資本額に積立て、特別の事情あるにあらざれば永久に流用せざるものとする）、百分之七を第二積立金（職工の補助等一切の費用）、百分之三を第三積立金（公司人才を養成する教育費）とし、三萬二千元を股息（官利にして毎株年配當金八厘）として差引、尙剩餘ある場合には百分比によつて百分の四を發起人報酬とし、百分之五を董事長及辦事董事の報酬とし、百分之二を普通董事及監察人の報酬とし、百分の十三を全體の職員の賞與に充て、百分之六を職工の慰勞金とし、其餘の百分の七十は資本主に按分配當するものとす。

第二 浙江禾豐製紙工廠

營業費の一切を扣除したる外尙剩餘ある場合は先づ銀洋一萬元を機械家屋の原價償却費に充て、次に百分の十を積

立金とし、更に股東に對する年一割額を引去り、尙餘すところあれば、百分比によつて百分の八を總協理の報酬とし、百分の八を董事監察、百分の十二を各職員、百分の四を發起人の報酬とし、(發起人への謝禮は五年を以つて限度とす) 殘の百分の六十は株主への配當とする。

第三 滿洲の糧棧、油坊

各糧棧、油坊により一定せざれども普通財東六割、掌櫃四割とす。

更に一般事務員の待遇を見るに南京に於いては、事務員の工賃を吃勞金或は薪水と稱し、毎月八、九元乃至三十元の支給を受け、此の外年末に當つて賞與がある。賞與は年末決算の際損、益如何によつて支給あるものであつて、其の支給方法は普通純益から回收の容易でないと思はれる未收金を扣除したる總額の十分の二或は十分の一、或は半數以上を掌櫃に贈與し(之を分紅と稱す)其餘の額は一般事務員に支給せられる(之を酬勞と稱する)が、其の支給は職務の輕重及月給の大小に應じて平素の服務狀態を考慮するを以つて、各事務員同一でない。此の外南京の大商店、工業の掌櫃には「長支」の風習がある。「長支」とは月給以外の企業に對す借金の意にして、企業旺盛となつた場合は之を掌櫃の努力に俟つものとし、各企業主は此の借金を免除する。(之を鉤帳と稱す)、而して年末の分紅は依然として贈與される。掌櫃以下の一般事務員は店舗の資金を流用することは許されない。但し不慮の災厄に遭ひたる場合には企業主の同意を得て工賃の一、二箇月分を前借することは出来るが、年末に必らず所得の中より扣除される慣習であつて、何等の理由のないものに對して之を例として適用することは許されない。併し乍ら事務員でも事業の性質如何に

よつては月給酬勞以外の収入がある。即ち絹布商の店員の如きは店内の賣残り品及零頭布(半切布)を代賣して其幾分を獲得し得られることがある。

尙上海に於ける龍章造紙公司是十數名の職員を待遇するに毎月最低十二三弗より最高三十弗の俸給を以てして居るが、後掲製紙工場従業員賃銀調に見る如く他工場と比較して良好な方ではない。併し乍ら同工場に於いては下脚と稱し製紙原料である糞糞に含まれた毛糸とか其の他糸屑とか製紙に適しないもの、販賣代金(毎年數千元に達すると)を職員間に分配し得られる特點が與へられて居る。故に純收入は所定の給額の倍額以上にはなる。又浙江省に於いては經理に對しては小貨生意と稱し店内の資本を以つて自己の賣買を作すことが許されてゐる。故に名義上の所得は年二、三百元乃至四、五百元に過ぎないが實際の所得は千元以上に及ぶことがあると稱せられる。普通の事務員に對しては斯の如き小貨生意は許されないが猶宕帳(宕帳とは月給外に企業に對する借金をいふ)の習慣が認められて居る。唯だ宕帳は多額に昇ること出来ない。併し乍ら小規模の企業に於いては經理にも夥友にも斯の如き特點は與へられず其所得は往々にして一大工、左官にも及ばざるものがある。

而して賬房従業員は面子保持の上から服裝其の他の點に於いて正規の収入を以つてしては到底償ひ得ない程の生活を爲し、勞働者の生活とは一瞥して懸隔のあることが窺はれるのである。斯の如き生活資源が何處より出て居るかは上述の如く待遇以外の収入があり、役得、コムミツションがあることにより補はれてゐるのである。コムミツションを受くることは支那の道德、商慣習上より見て敢て不正とはして居らない。故に事務員の雇傭に際しても往々月給幾何、外加若干と公然と交渉される程である。外加とは上述の如き月給以外の所得の總稱に外ならない。

斯くの如く日本に於いて不正と看做されてゐる行爲も支那に於いては習慣上當然のことと看做され、雇主に於いても被傭者に於いても問題として居ないのである。故に偶々我企業經營者にして支那の社會制度に通曉せざるものは彼等支那人經營者の正規の勞働報酬に基いて其の月收を定め、斯る不正と思惟せられる行爲に對し、毫も忍容するの襟度を持つこと能はず極めて嚴格なる監督を爲すは、事務員たると勞働者たるとの區別なく終には彼等を驅つて自暴に陥らしめ、重大なる犯罪を敢行せしむるが如き失態を惹起することの多い原因を爲すものであつて大いに注意を要し考慮を拂ふべき點である。

第五章 徒弟

徒弟は一般に學徒或は徒弟と稱し、工業に於ける徒弟は特に藝徒或は工徒と稱する。併し乍ら此の名稱は近世工場の勃興と共に職工見習にも混用されるに至つた。

昔時家内工業の旺盛を極めし時代には、自己の自由意志によつて雇主と勞働契約を締結するが如きことは絶対に無く、生産に従事するものは總べて其の雇主とは師弟關係にあつたが、近時工場制工業の勃興と同時に家内工業の破壊を見、徒弟制度なるものも、自ら工業界より其の影を消すに至つた、之各國の現状なるも獨り支那に於いては各種の工業とも未だ家内工業を脱せざるもの多數に存在するのみならず、大規模の工場制工業に於いても亦舊來の慣習より脱離し得ず、依然として徒弟制度を採用するを見、自由勞働者以外に徒弟の存在を無視することが出来ない。

第一節 徒弟の種類

徒弟の雇傭契約は父兄を雇主とによつて訂結せられ徒弟期間中は工賃の支給なく只衣食の外僅少の小使錢を與へられるを以つて原則とする。而して支那の徒弟の種類は工業と商業に大別され、工業徒弟は更に工場工業に於けるものと家内工業に於けるものとに分類することが出来る。

第一項 商業徒弟

商業徒弟の期間は各地慣習を異にすれ共一般に三年乃至六年を以て修業期間とする。修業期間中は別に指導者があ
る譯では無く、店内の一切雑役に従事して居る間に目に訴へ、耳に傳ふるところにより、知らず／＼の間に商業の經
験智識を習得するものであつて、聰明なる徒弟は往々二、三年にして一人前の智識を吸収することがある。然し各商
店は必らず滿三年を経過するに非れば起俸(徒弟より夥友即ち店員に起用して一定の給料を支拂ふこと)することは絶
對にない慣習がある。

徒弟期間中は工賃の支給は無いが、小使錢として普通小商店年五、六元、大商店にして漸く年十元内外の手當がある
のみであつて、徒弟から店員に起用された當初は毎月二元位の給料を支給され、其後は本人の腕次第で母店に裨益す
るところの多少に應じて毎年昇給するのである。此の他商業徒弟に對しては獎金の支給がある。學徒の獎金は勿論企
業の盛衰によつて多少の相異はあるが、假令年末結算に於いて損失を生じたにせよ雇主は徒弟に對しては一般事務員
の賞與と違ひ、必らず多少の報酬を支給せねばならない。斯くの如き場合に於ける獎金を俗に押歲錢と稱して居る。
右商業に於ける徒弟は工場中賬房従事員に其儘適用されるものである。

第二項 工業 徒弟

第一 工場工業徒弟

新式工業に於ける徒弟は各工業の種類によつて修業期間及手當を異にするを以て商業徒弟の如く一概に論ずること
は出来ない、修業期間は普通二、三年なるも工場によつては特に期間を設けず、標準期間に於いて標準額の生産を爲
し得る様になつた場合隨時有給の職工とする工場もある、何れにしても期間中は指導者の指導あるを以て其の期間は
商業徒弟に比して遙に短かい。報酬は工賃としてゞはないが毎月二、三元程の手當あるを以て普通とする。次に天津
に於ける燐寸工場の例を擧げる。

天津の燐寸工場の徒弟は入廠當時は毎月二元、其後は毎年一元の昇給を行ひ二十元に達したときを滿期と看做して
ゐる。徒弟は主として配藥、蘸藥、列軸、卸軸及印刷等の各部の作業に従事する。各部には一、二名の指導者(領班)を
置き學徒中技術優秀なるものを選んで之に任ずる。領班の工賃は規定の工賃に三、四元を加へたる程度にして、毎年
加増額は一般工人同様一元なるも其の勤務成績良好なるものは特に内部職員即ち賬房従事員に昇格せしむることがあ
る。學徒の食事は工場より支給せず、毎日一人に付き大洋一角六分を支給して各自に自由に食費をとらしてゐる。燐
寸工場の學徒にも督勵の方法として獎金制度が行はれてゐる。其の額は毎季領班二十元一般學徒一元内外にして、必
らず獎勵の方法學徒の姓名及獎金額を工場内に掲示する方法を採つてゐる。

尙上海方面の紡績工場に於いては學徒の制度は無いが、紡績工の作業習得の方法は在來の職工が暗々裡に希望者を
三、四週間工場に帶同して指導するものであつて、工場は之を探知しても別に禁ずるの風がなく、技術の習熟を待つ
て職工並の待遇を以つて採用する。

第二 家内工業徒弟

家内工業に於ける徒弟は其の事業の如何業務の如何によつてその期間は二年乃至六年にして商業徒弟と大差がない

而も家内工業に於ける徒弟には大概徒弟期間満了後に帮師期間(義務として雇主の仕事の援助期間即ち義務期間)として、更に一、二年の間報恩の意味にて少額の手當を受くるのみにて雇主の仕事を手傳はねばならない。家内工業の徒弟の例として地毯業を掲げる。

地毯業徒弟

徒弟期間三年半

徒弟期間中は工賃なく少額の小使錢を支給するのみ(年平均六元)

卒業後は工場主より地毯同業公會に卒業證書の發行を申請して一人前の職工たることの證明を受くる。該證書の代價は印紙代を含めて五角にして學徒は卒業證書を受領して始めて工師(職工)に昇格したことになる。學徒が若し中途に於いて脱退したるときは、保證人に於いて食事其他一切費用を返還する。

工師が學徒を虐待するが如きことあらば同業公會に事實を申告して警察署の懲戒を乞ふことが出来る。尙民國十五年以降の中外經濟週刊に發表せられた各種工業の徒弟期間を列挙すれば次の如くである。

各地各業態別徒弟期間

地名	業態別	徒弟期間	地名	業態別	徒弟期間
天津	線毯業	三年	天津	織布業	三年
天津	脫脂綿カーゼ製造業	同	天津	織子工業	四年
天津	地毯業	同	天津	織工業	三―五年

天津	涼蓆製造業	技術修熟次第 人さす	天津	石工、鐵工	三年
天津	扣鈕製造業	三年	天津	漆工	三年
天津	銅器製造業	四年	天津	裁縫工	四年
天津	紙花工	三年	天津	銀細工	三年
天津	齒ブラシ製造業	同	天津	印刷工	同
天津	織毯工場	技術の修熟次第 人さす	天津	磨坊	二年
天津	玉器製造業	三年	天津	油坊	同
天津	西洋家具製造業	四年	天津	醬油製造	同
天津	ビスケット製造業	三年	天津	油、船、製造	三年
天津	糸白貨廠	技術修熟次第 人さす	天津	刻字工、彫刻	三年
天津	黒白貨廠	同	天津	刻石工	四年
天津	料器製造業	同	天津	紋紙製業	三年
天津	紋器製造業	同	天津	織紙工	同
天津	製工	同	天津	織工	同
天津	大工、筆左官	同	天津	硝子工	六年

第二節 徒弟の長短及其將來

上述によつても窺はれる如く徒弟期間比較的長く而も徒弟期間中は單に工場に收容して衣食を支給する外、節季或は毎月僅少の小使錢を支給するに過ぎないことは、例へば仕事の性質によつては數箇月乃至一箇年程の短期間に於いて十分一人前の技術を修得し得られる簡易なる性質の作業に於いては工場經營者或は店主は残る一年乃至二年といふ

ものは僅少な人件費を以て生産に従事せしめ得るものとなる。斯くの如き徒弟制度の循環的利用が生産費の節減に多大の効果あるは論を俟たない。されど其の半面に於いて徒弟當初に於ける技術未熟なる期間は其の製品粗悪にして、販路は低級なる市場にのみ限られ、而も企業主の苛酷なる搾取的態度は徒弟をして該工場に於ける作業を厭はしめ、徒弟期間満了後永く工場に留ることを悦ばざるの風を爲し、終に優良なる製品を得難く、市場の開拓不可能なるのみか、作業其のものゝ向上を阻止するが如き大なる缺點が伴ふものである。而して低級なる企業主は上述の如き長所の償なひ得ざる許多の損害を齎せることさへも知らざるものゝ如くである。

併し乍ら近來頻々とし労働者の指導覺醒の機關たる工會の設立を見、企業主の搾取的態度を牽制するに至り、徒弟に關しても次の如く種々の改良條件を提出要求するに至つた。即ち民國十五年度上海に於ける罷業中徒弟に關する要求及回数は次の如くである。

- 一、徒弟の手当或は賃銀に關するもの 六回
- 一、徒弟獎金を功勞によりて定むること 一回
- 一、徒弟期間中を三年とすること 一回

同年度杭州總工會の設立に際し、其の宣言書に杭州工人の總要求と題して賃銀の増加、待遇の改善等の條件三十餘箇條を資本家に對し提出した、其の中にも學徒に關するものとして次の五條件が認められる。

- 一、學徒年限の短縮
 - 二、學徒にも工賃を支給すること
 - 三、學徒契約を取消すること
 - 四、學徒に對する毆打叱責を禁ずること
 - 五、學徒に對し雜役の仕事に課するを許さざること
- 之等の要求に對する顛末は知ることを得なかつたが、兎も角も環境の刺激により多少なりとも斯くの如く労働者の自覺しつゝある傾向は、將來に於いて從來の如き徒弟制度によつて苛酷なる搾取を持續することは却つて不利なる結果を齎らすことを豫言するものである。

第三節 滿洲に於ける徒弟數

後述労働者數工場數調査より徒弟使用を明記する工場及徒弟數を擧げれば次の如くである。

業 態 別	工場數	徒弟數
織 布 工 場	三三三	一九四
銅 器 製 造 工 場	一六	一一六
製 紙 工 場	一四	一四五
計	六三	四五五

此の他の工場と雖も工場の種類により徒弟制度を採用するものもあるも資料の不完全に依り明確に分類記入するを得なかつた。

第六章 労働者

第一節 労働者数

第一項 支那に於ける労働者数

工業労働者数に關する信頼すべき發表も支那には未だ曾つて之を聞かない。民國七年度の農商統計に據れば支那に於ける工場労働者は總計約五十二萬人である。調査機關の不完備の上に同表には四川、廣東、廣西、雲南、貴州五省を缺如せるを以つて到底之を確數と看做すことは許されないが、現在に於いても百萬に達せざるものと一般に觀られてゐる。因に資本額と同様の觀察に依り農商統計を倍加するとしても約百萬にして大正八年の日本に於ける工場労働者数の百五十二萬に比較すれば六十七%弱にしか相當しない。右労働者数を業態別及省別に掲げて参考に附するに次の如くである。

支那に於ける業態別工場労働者数

種別	工場数	労働者数	平均一工場當職工数
染織工場	△ 三三七六	△ 二七〇、四〇〇	△ 八〇
生糸業	△ 一七、九五四	△ 八三九、三四九	△ 四七
業	△ 三二八	△ 八八、〇〇〇	△ 二六八

業態	工場数	労働者数	平均一工場當職工数
製綿業	△ 六七	△ 二、〇〇〇	△ 三〇
紡績業	△ 三六	△ 四四、〇〇〇	△ 一、二二二
刺繡業	△ 三九	△ 四〇〇	△ 一〇
織物業	△ 二、四二三	△ 一一、〇〇〇	△ 四六
編物業	△ 一二八	△ 一一、〇〇〇	△ 八六
衣服縫業	△ 三四九	△ 七、〇〇〇	△ 二〇
染色及漂白業	△ 二〇四	△ 七、〇〇〇	△ 三四
機械及器具工場	△ 一、四三三	△ 二五、〇〇〇	△ 一七
船舶車輛製造業	△ 五九〇〇	△ 二四四、三八六	△ 四一
器具製造業	△ 六一	△ 三、〇〇〇	△ 五八
金屬品製造業	△ 一、二〇二	△ 二、〇〇〇	△ 二七
化學工場	△ 四八六二	△ 一七、〇〇〇	△ 三三
煉瓦業	△ 五四二六	△ 九二、七三〇	△ 一四
製紙業	△ 一、三五四	△ 一七、七六一四	△ 一九
製油業	△ 一、七五四	△ 二九、〇〇〇	△ 三三
漆器業	△ 一〇八一	△ 一六、〇〇〇	△ 二一
構寸及製軸業	△ 七三	△ 三〇〇	△ 一四
製藥業	△ 五八	△ 一一、〇〇〇	△ 一五
業	△ 五八	△ 二、〇〇〇	△ 一四

石鹼製造業	製蠟業	製革業	化粧品製造業	染料及原料業	漆液製造業	雑業	飲食物工場	醸造業	製糖業	煙草製造業	飲料並製氷業	製茶業	製菓業	罐詰業	製粉業	畜産及水産加工業	其他	雑工場
四三	一〇〇	二六二	一四	四四	三	五八	三〇七九	六八〇一	一、五六四	八	五四六	六	三〇八	一五二	三五	二二	一五二	七、五四〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	三〇	一、〇〇〇	一〇三、二〇〇	九九、二八四	二六、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇〇	四七、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇〇	八、〇〇〇	二、〇〇〇	一三六、六四八
二二	一〇	一九	七一	九	〇	七	三、四七	一、五四	一、七五	二五	二七	一五	一三	二〇	二五	八七	一三	一、八二

印刷並活字製造業	製紙業	木藤柳器製造業	帽子製造業	皮革並羽毛加工業	玉石牙骨具製造業	其他	特別工場	電氣業	金屬製煉業	水道業	總計
三二	一六九	五五〇	六四	二五四	九四	一九七	一三	一一	一	一	一四、三二二
四、〇〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇	一、五二〇	一、三〇〇	一〇	二〇〇	一、五二〇、四六六
一二五	二四	一五	一六	二〇	二一	三〇	一六	一八	一〇	二〇〇	三、三七

註 △印は大正八年度の日本に於ける工場職工数である。

右に據れば一工場當り平均職工数に於いては概して各業とも日本の工場より多数を擁するも、斯は支那工場の規模の大を語るものに非ずして労働者の能率の低級なると右統計上に網羅する範圍の相違に原因するものである。尙省別及男女別職工数は次の如くである。

省別男女別職工数

省	別	男	女	工	女	合	計
京兆	隸	七,〇〇〇	五,〇〇〇	一		一二,〇〇〇	一二,〇〇〇
直隸	天	三,七〇〇	三,〇〇〇			六,七〇〇	六,七〇〇
奉天	林	一,六〇〇	三〇			一,六三〇	一,六三〇
吉林	龍	八,〇〇〇				八,〇〇〇	八,〇〇〇
黑龍江	龍	五,〇〇〇				五,〇〇〇	五,〇〇〇
山東	東	二,二〇〇	三,〇〇〇			五,二〇〇	五,二〇〇
山西	西	二,二〇〇	一,〇〇〇			三,二〇〇	三,二〇〇
河南	南	一,二〇〇	二,〇〇〇			三,二〇〇	三,二〇〇
安徽	徽	九,〇〇〇	一,一〇〇			一〇,一〇〇	一〇,一〇〇
江西	西	二,八〇〇	九,〇〇〇			一二,八〇〇	一二,八〇〇
福建	建	一,四〇〇	五,〇〇〇			六,四〇〇	六,四〇〇
浙江	江	五,四〇〇	二,二〇〇			七,六〇〇	七,六〇〇
湖北	北	二,〇〇〇	一,一〇〇			三,一〇〇	三,一〇〇
陝西	西	四,〇〇〇	一,〇〇〇			五,〇〇〇	五,〇〇〇
甘肅	肅	二,〇〇〇				二,〇〇〇	二,〇〇〇
新疆	疆	四〇〇	一〇〇			五〇〇	五〇〇
總計	計	三〇,六三八〇	二二,六四六〇			五三,三三四〇	五三,三三四〇

第二項 紡績工場勞働者數

民國十六年度に於ける全國支那人經營の紡績工場と勞働者數を示せば次の如くである。

支那全國紡績工場勞働者數一覽表

(民國十六年華商紗廠聯合會編)

工場所在	工場名	工人數	工場所在	工場名	工人數
上海	恒豐紡織新局	三,九〇三	上海	原生滋記紡織染有限公司	四,一五〇
同	振華利記紡織有限公司	七二〇	同	緯通紡織有限公司	一,六〇〇
同	申新紡織公司第一廠	四,六〇四	同	三新紡織有限公司	三,七〇〇
同	同上第二廠	二,四〇〇	同	統益紡織有限公司	四,四〇〇
同	同上第五廠	二,一〇二	同	永安紡織公司第一廠	三,一五〇
同	鴻裕紡織公司	二,五二一	同	同上第二廠	三,二〇〇
同	溥益紡織公司第一廠	一,二八〇	同	大豐慶記紡織有限公司	一,六六五
同	同上第二廠	一,一二九	同	振泰紡織有限公司	一,一一〇

業態別	日本側	支那人側	日人工場に對する割合
計	八七六	一、一〇〇	四三・六
特別工場	三	四	一七・三
雑工場	三六	六二	一七・三
計	三九	六六	一七・三

即ち職工總數は三萬八千三百十一人にして一工場當り平均四十三人強なるによつて見れば、滿洲に於ける支那人側工場は如何に小規模的に經營せられて居るかは簡単に窺知することが出来る。猶之に就いて滿洲工業労働事情（調査報告書第二十二卷）を藉りて滿洲に於ける日本人側工場と業態別に比較してみるに次の如く著しき差異のあることが認められるのである。

日支別業態別一工場に於ける平均労働者數

業態別	日本側		支那人側		日人工場に對する割合
	工場數	労働者數	工場數	労働者數	
織染工場	九	三、二七六	四四八	二一、〇五	一三・八
機械及器具工場	三九	六、二二一	六五	一、八六八	二九・七
化學工場	六四	七、八九〇	一九五	七、二二五	四二・三
飲食物工場	四六	三、三三七	一五〇	一、九五六	一八・五
雜工場	四九	三、三一一	三六	六二一	二五・六
特別工場	八	三八七	二	一一一	二七・四
計	二二五	二七、七四四	八九六	三二、八九六	三三・八

右の如く一工場平均使用労働者數を業態別に觀れば支那人側の最多數を占むる特別工場（電氣工場）を除く外は日本人工場の最少平均數を有つ飲食物工場の半數にも達しないものが多數を占めて居る。之を總工場に就いて見るも一工場當り平均使用職工數日本側百二十九名なるに對し、支那人側は僅に四十三名強であつて、漸く日本人工場の五分の一に相當する程度の微々たる數字を示してゐるに過ぎない。蓋し滿洲に於ける支那人工場の多くは日清戰役後鐵道の敷設を見交通の便利となるに隨ひ、從來の地方的消費をのみ目的として生産された家内工業から、販路の擴張と共に必然的に工場組織と化したものなるが故に、鐵道沿線を除く奥地には依然として多數の家内工業が認められるのは争はれない事實であり、而も鐵道沿線に發達した工場も多くは家内工業の域を脱して程遠からざる程度のものなるに基因することを明らかに説明してゐる。然しながら機械利用の近代的大規模生産を爲す工場なるものは絶無と云ふのでは無く單に斯の如き工場の發達は極めて最近の事に屬するのであつて、即ち機械利用工場として數へられるものには製粉工場を初とし、油坊、燐寸、紡績工場及び電氣工場等があるが、大規模的生產の行はれて居ると稱するに足る工場に就いては指を奉天紡紗廠に屈する外他に之を求むることを得ない状態に在るのであつて、前表及次表に於て二千三百名の労働者を擁し絶對的多數を示せる工場は即ち同工場なのである。されど近代の機械利用工場の發達は勞力の機械化によりて生産費の大部分を占むる人件費の節減を企圖するに出で、あることの最大なる原因たるを失はぬ限り、假令一概に之を論斷することは許されぬとしても精巧なる機械利用による工場の大規模化と職工數とは必ずしも正比例的に増加するものに非ざることも亦認めざるを得ない譯である。即ち次表細別業態別職工數に於て見るが如く、前回指摘せる機械利用工場使用労働者數が他工場に比較して案外に多數でないことは此の間の消息を明瞭に物語つてゐると

認めて何等差支へないであらう。換言すれば土式工場に於いては生産額と其工場の規模とに比例して使用職工の比較的多いことは免れない。

細別業態別工人數

業態別	工場數	職工		總數	一工場當平均 使用職工數
		最多數工場	最少數工場		
織染工場	四〇一	二,三〇〇	二	二〇,五四六	五二・二
染色工場	八六	五五	五	二,〇三三	二三・六
織布工場	二四三	二五五	二	五八・八	二三・九
製糸工場	四二	二,三〇〇	三〇	二,二四八	二九・六
毛織工場	一	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇・〇
靴下工場	二九	一八	二	二八・八	九九
機械及器具工場	六九	六五〇	七	三二・八	四七・四
化學工場	二九	六〇〇	二	一,三九九	五二・一
油業工場	一四一	一四〇	二	五,三〇〇	三七・〇
窯業工場	一三	六〇	六〇	一,五五三	一九・九
燐寸工場	六	六〇〇	一〇	二,五三九	四三三・二
硝子工場	九	五四	二	三三・七	三七・四
石鹼工場	四	五四	二	一三	三三・七

業態別	工場數	職工		總數	一工場當平均 使用職工數
		最多數工場	最少數工場		
蠟燭工場	一七	二〇	三	一六・一	九・五
皮革工場	一一	三〇	五	六〇	五・五
製紙工場	一四	五二	二七	五六・八	四〇・六
精鹽業	四	二五〇	一〇	七七〇	一九二・五
食物工場	一五〇	九四	三	一九五六	一三〇
製粉工場	八五	六二	二九	八五〇	一〇・〇
精米工場	一〇	九四	三	一八三	一八・三
燒米鍋	六	六〇	五	一六五	二七・五
醬油工場	四九	三〇	七	七五九	一五・五
雜工	三六	三三	四	六二	一七・三
印刷工場	三六	三三	四	六二	一七・三
特殊工場	三	四〇〇	六〇	五二二	一七三・七
電氣工場	三	四〇〇	六〇	五二二	一七三・七
總計	八七六	二,三〇〇	二	三八,三一一	四三・七

右の表に據れば一工場當り平均労働者數は四百二十三名を擁する燐寸工場を首位とし、二百九十一名の製絲及紡績工場之に次ぎ、百九十二名の精鹽業第三位にして其他百名以下の工場に電氣工場の百七十三名、毛織工場の百六十名窯業工場百十九名がある。之等は資料の蒐集全般に涉らざると一、二の工場が大規模に行はれてゐる爲平均にまで影響せるものであつて、之を除けば業態別に相異はあるが大體に於いて四、五十名の職工を使用する工場は支那側の工場

としては大規模に属するものであつて、百名以上の工場は榨蠶製絲工場が大部分を占め其他は極めて少ない。左に業態別に職工數別、工場數調を表示して此の間の消息を明らかにする。

業態別労働者數別工場數

業態別	員數別						計
	以五百人以上	以三百人以上	以百人以上	以五十人以上	以三十人以上	以二十人以上	
染織工場	二	一三	三七	二六	三五	三九	一七六
機械及器具工場	一	三	二	三	三	一七	三
化學工場	四	三	九	八	七六	三三	四〇
飲食物工場	一	一	一	一	二	二	八八
雜工工場	一	一	一	一	一	一	七
特別工場	一	一	一	一	一	一	一
合計	七	一九	五二	七三	一五三	一一三	八七八

業態別労働者數別工場比例

業態別	員數別						計
	以五百人以上	以三百人以上	以百人以上	以五十人以上	以三十人以上	以二十人以上	
染織工場	〇・四%	三・二%	七八%	四〇%	二二・九%	一一・六%	三九・三%
機械及器具工場	—	—	—	四・六%	四・九%	二・六%	四・六%
化學工場	—	—	—	—	—	—	—
飲食物工場	—	—	—	—	—	—	—
雜工工場	—	—	—	—	—	—	—
特別工場	—	—	—	—	—	—	—
合計	〇・三%	一・六%	四・七%	六・八%	一八・七%	一四・一%	一〇〇・〇%

業態別	員數別						計
	以五百人以上	以三百人以上	以百人以上	以五十人以上	以三十人以上	以二十人以上	
化學工場	〇・五	—	—	—	—	—	—
飲食物工場	—	—	—	—	—	—	—
雜工工場	—	—	—	—	—	—	—
特別工場	—	—	—	—	—	—	—
合計	〇・三	一・六	四・七	六・八	一八・七	一四・一	一〇〇・〇

即ち蒐集し得たる資料に於て最も多數を占むる工場は職工十人未満の工場にして全體の約三十五%を占め、十人以上二十人以下一八、九%にして之に次ぎ三十人以上五十人未満の工場一八、七%を占めて二十人以上三十人未満の工場一四、一%に優る外、大體に於て職工數の多數なるに反比例し順次に減少せることが認め得られる。尤も本表には特に小規模の織布工場が多數に計上せられたる結果として、稍々正鵠を逸したる憾が無いではないが、それに因る多少の相違を顧慮するとしても、其の相違は使用職工數百人以下の工場數に於てあることは、毫も疑ふ餘地のないことである。今之を滿洲に於ける日本人側工場と對比して見るに如何に兩者の間に大なる相違の有るか窺はれる。即ち後掲比較表を見るに中國側工場が前述の如く職工數の増加と共に工場數は急角度に遞減し、百人以上の職工數の比率は全體の六、六%なるに反し、一方日本側の百人以上職工使用工場數は全體の二八%を占むる程多數なるのみならず、單に百人以上五百人以下の職工使用工場數のみにても、二二、九%にて、日本人側労働者數別工場數比較中第一位を占めて、支那側と稍々反對現象を呈せることが認められるのである。

活の安定を許さざるに至りたると、満洲に於ては開墾に土木に農事に労力の需要を喚起したるとの相互的原因に基き近年異数の増加を見たる結果(元より出稼苦力の大半は荒地、未墾地の開墾に従事するものなりと雖も)上述の如き簡易なる作業の工場より觀れば現下の状況は勞力過剩にあるからである。而して後述の如く工場主が労働者募集の極めて容易なることを回答し來りたる理由も之に依つて肯かれる。されど作業の複雑化するに隨ひ其の募集も漸次困難を加へるものゝ如く、近代の大規模生産工場の要求するが如き智的訓練並に徳育を備へ、自己の労働が全體作業に於ける地位如何の省察力を有つが如き従業者に至つては皆無の状態であると云つても敢へて過言ではないのである。

第二項 労働者募集方法

上述の如く募集の難易は其工場の組織及作業の如何によつて極端に相違するを以て、募集方法を記述するに當つても満洲の諸工場の如き比較的作業の簡易なるに於ては特に注意に値する程の募集方法は認められない。故に項を分ちて上海方面の近代的生産工場(紗廠)の募集方法をも記載することにした。

第一 調査工場の労働者募集方法

調査工場の回答によつて業態別に募集方法を視るに次の數種に分類することが出来る。

業態別労働者募集方法調

募 集 方 法 注	染織工場	機械器具工場	化学工場	飲食物工場	雜工場	計
一、工頭に募集を依頼するもの	六	一	八	一	一	一七
二、職工に募集を委嘱するもの	一	三	五	三	一	一三
三、工場主自身歸省の際募集し來たるもの	一	一	一	一	一	五
四、友人或は他工場に紹介するもの	一	一	一	一	一	五
五、職工自身開業期に來り採用を乞ふもの	一	一	一	一	一	五
六、紹介業者なるものゝ紹介によるもの	一	一	一	一	一	五
計	七	五	一五	五	二	三

即ち大部の工場は工頭(組長)或は職工に募集を委嘱するの便法を採れるものであつて、之と第三の工場主歸省の際募集し來るものとの方法を合せて三者は工場内の者のみによる直接募集である。合計三十四工場中此手段を採用する工場は三十にして、他の方法に依るものは僅かに四工場に過ぎない。而も後の四、五、六の方法に就いて見るも最後の第六の方法即ち紹介業者なるものゝ紹介に依るものを除いては、何れも募集の容易なることを説明せるものであると見ることが出来る。

尙上掲募集方法を詳細に記述すれば、同じく第一の工頭に募集を依頼するものにしても、單に工頭よりの通信或は工頭より更に友人に依頼することもあれば、工頭の歸省の際勸誘帶道することもある。又特に募集の爲工頭に旅費を支給して労働者供給地に派遣し、應募職工に對し二、三十元の工賃を先拂することによつて、漸く所期の募集が爲し得

られる場合等種々ある様であるが、多数の職工を必要とする絲廠（柞蠶製絲工場）に於ては一番最後の方法を探れるものが多い、然し絲廠の操業期間は大体に於いて農閑期と一致し、而も彼等繅工（繅絲工）の大多数は農家の子弟なるを以て、現在の如く絲廠は原料の缺乏を啣ちつゝある状態下に於ては労働者も比較的少數にて足り、随つて其の募集は概して容易なるも、原料繭の豊凶如何によつて多少難易あるを免れぬとのことである。之を要するに工頭に募集を委嘱するものゝ多きは、元來支那には作業の全部を工頭に請負はし、工人の進退は總べて工頭の任意によりて爲される慣習が存続せるものであつて、近時労働問題の頻發は工頭の生産作業全部の請負制が漸く敗類の傾向にあるを示し、工頭の大部は時間給の雇傭者と代り、其の業務権限は工人の監督のみにして工人は直接工場主と雇傭関係を結ぶに至つたと雖も、猶職工の募集紹介は從來の關係及業務の性質上より工頭に俟つことが多い。

第二の使用職工に募集を委嘱するものは、前者と共に一般の工場に見られる方法にして、一時に多数の労働者を要するが如きことの少ない工場に於いては缺員或は増員の必要ある都度に職工に委嘱するか、閑散或は休業時期に歸省の職工に依頼して彼等の保證を以つて身元の確實なるものを募集せしむる方法である。

第三の方法も前二者と等しく極めて簡單なる方法にして必要に應じて友人或は友人關係の他工場に募集を依頼するものである。

第四の工場主歸省の際募集し來る方法は織布工場とか農具製造工場とか印刷工場等の小工場の徒弟として募集し來るものに限られ、年一度或は隔年に一度舊正月に工場主が故郷に彼を待つ家族及親族と越年するに際して親族中より彼等の子弟の養育の依頼を受けて二年乃至三年間徒弟として養育することの口頭契約により同伴し歸來するものである。

る。

第五の職工自身開業期に工場に來り雇傭を乞ふものとは、滿洲の諸種工業は總べて原料を農産物に仰ぐ結果として其の繁閑が季節的となり、閑散時期或は休業期に解雇した職工は何等の通知を發せずとも繁忙期に再雇傭を乞ひに來るものにして、之を募集方法中に含めたるは極めて不合理なるも、作業の性質簡易なる工場に於ける労働者募集は斯く迄容易に行はれて居ることを説明するの一例として掲載したのである。

第六は絲廠の如く多数の職工を募集するの必要ある工場に見らるゝ方法にして、山東方面の労働者供給地には専ら職工の紹介を業とするもの存在し、工場側の募集依頼の通知に接するに依り所要人員だけ募集するものにして、旅費其他雜費を支給して工場内の者を派遣するの煩に代へて此の制度を利用するものである。

調査工場の回答の募集方法を分類すれば大體上述の如くなるも工場側の都合に依り或る場合は第一、第二の兩方法を混用することもあれば、又或る場合は他の方法を待たずとも第一の方法のみにて充分に募集し得られることあるを以て、常に一工場としても一定しないが故に、各工場に於いて一定しないことは勿論である。大體に於いて彼等工場經營者は如何なる方法を以つて労働者を募集するかと云へば、第一、第二の方法に依る場合が多いと稱し得るに過ぎない。

次に滿洲に於ける支那側代表工場である奉天紡紗廠及丹華火柴工廠の募集状況を記述する。

奉天紡紗廠の過去に於ける職工募集は上海方面の紡績工場のそれの如く工場門前に募集廣告を貼布する方法によつて行はれた。随つて募集職工は悉く奉天附近の何等斯業に経験を有たない不熟練労働者たることを免れなかつた。

蓋し滿洲に於ける紡績工場の發達は極めて最近のことに屬し、日本人側經營の紡績工場も、殆んど相前後して設立を見たるものにして、斯業に對する熟練工の皆無なりしに基く。之が爲に該工廠は當初操業を開始するに當り、募集したる不熟練職工指導の爲に、天津方面の紡績工場より、多數の熟練職工を招來して指導工と爲し、又一方將來指導の任に當らしめんが爲に十五歳乃至二十歳の職工を約百名程天津、上海方面の紡績工場に實地研究の爲送る等勞働者の養成に就いては苦心の迹歴然たるものゝあることが窺はれる。其の後之等派遣の職工は悉く歸奉し、從來の指導工と相俟つて指導の任に當り來れるも、現在に於いては藝徒養成所なるもの設立され職工中比較的學問の素養あるものを選択し、將來指導工と爲す目的を以つて毎日就業時間以外に四時間づゝ工業教育を施してゐる。

右は勞力の供給極めて豊富なる滿洲に於いても熟練職工數乏しき爲、募集の困難なることを反映する一例として擧げた。

之に反し燐寸工場は其の作業極めて簡易であつて特殊の技能を要せず、低廉なる勞銀の幼年職工でも充分従事し得、而も安東に於ける丹華火柴公司是普通職工に對して勞銀日額五十錢を支給する外に宿舍の給與あるを以つて募集甚だ容易に行はれ、其の方法は必要に應じて單に現使用職工を介するものにして、之に依り支那街より所要職工を十分募集し得られるとの事である(本工場は調査表配布工場なれど、回答なき爲、南滿洲主要都市と其背後地第一輯安東より引用したり)

第二 上海方面工場の募集方法

滿洲に於ける工場の大部分は粗工業なる爲近代的大規模生産に従事する工場の募集方法を詳細に知るを得ないが、因に上海方面の大規模工場の募集方法を觀るに次の如く分類することが出来る。

一、直接募集

1. 募集廣告を門前に貼布する法。
 2. 附近に募集廣告を撒布する法、
 3. 使用人を近郷に派遣して募集に従事せしむる法。
 4. 招工(専ら職工募集を任とする常備の男女工月俸二十元内外)をして隨時募集せしむる法。
- ### 二、間接募集—組長制度による募集

即ち前者は會社が直接募集するものであるが(1)(2)の二方法によるときは不良分子の應募が多い缺點があり、(3)は主として女工養成の目的に出づるものである。(4)は近時新式工場に於いて採用する方法なれども此の制度によるときは比較的熟練職工を得られる便宜はあるけれども亦失ふ弊を伴ふを免れぬ、即ち一社の得るところは他社の失ふところにして爭奪の渦中に在りて招工のみ魚夫の利を占め、種々の點からして損失を蒙るものは工場と女工であると云はれてゐる。

間接方法なる工頭制度は所謂「親方任せ」であるから勢ひ會社は常に組長の意を迎ふる爲に腐心せねばならない。蓋し會社にして萬一工頭の意に背くが如きことがあれば、工頭は忽ち反旗を翻し、全部の部下を率ひて他に轉ずるからである。故に何れの募集方法と雖も一利一害の伴ふのは已むを得ない。

最後に上海大康紗廠の門前貼布の募集廣告を掲げる（同工場は邦人經營の工場なるも、上海に於ける邦人紡績工場は自ら支那人工場の指導的立場に在るを以て、大規模工場は所有點を邦人工場に倣ふてゐる）

上海大康紗廠開幕廣告

啓者、本廠第二工廠業已告竣、即行開幕、今欲廣招粗細捺紗各部份、生熟手工約三萬人並備有各部份教習類目、格外優待教練、故特派員在各埠市鎮、分設臨時機關教處、逐日招請、如有志願者乘此機會、來分處報告、即當錄用、無任歡迎

本廠之特色優點如左

- 一、機器 本廠機器、皆向外洋歐美定製、電氣駛運、轉度平安、出數增度、工作簡便
- 二、工資 本廠工價向稱較高、賞額特別、速來工作
- 三、公房 本廠優待遠近工人、自建工房數百有幢、格式雅緻、房屋高、大電燈水道一應俱全、租金極廉、快來快來
- 四、醫室 本廠聘請中西名醫、內科外症、無不齊備、本廠工友來診治者、分文不取
- 五、旅費 有志願者來廠工作、一切旅費、本廠支發
- 六 地址 開設楊樹浦首波家灘

分設招工支部在

所招工人的年齡、在十三歲以上、須檢查身長、體重及眼目等、身長普通在四呎三吋以上、容貌險惡、性質粗暴及聾啞殘破、低能纏足、或爲他廠所開除者都不收、進廠後先試用兩星期

第三節 勞働者の移動性及勤務狀態

第一項 勞働移動

既に特殊の工場を除き支那工場經營者が勞働募集に意を注がざること上述の如き状態なるに於いては、勞働移動に對し企業主の比較的無關心なることも亦何等不可思議とするに足らない。

由來支那に多年に涉つて行はれたる虐政は、今日浮浪性が恰も國民性なるかの感を抱かしむる原因であり、加之近代に於ける企業の勞働搾取は、從業者の生活を始終脅威することとなり、浮浪性を一層助長してゐる。而も歐戰後勃興せる支那の工場制工業は何れも粗製品工業であつて從業者にとりて作業上の熟練と習慣に順應することは左程困難なることではない、又多少作業の習熟に困難が伴ふにしても、移動による直接間接の勞働所得の減少或は作業上危害を受くる機會の増加等の不利を自覺する程、彼等の智識の程度は開發せられて居らず、彼等の有つ浮浪性は遺憾なく發揮せられ多少なりとも勞働條件の良き方面へと流れて行くことは免れない。又企業主側に於いても勞働移動は假令簡易なる作業の粗製品工業なりと雖も、多少なり募集及訓練費用の増加と作業能率の低下を伴ひ、原料、材料、動力等の消耗の増加を來たし、使用機械其他設備の破損及作業の故障を増加する等、却つて不利なる結果を齎らすといふことまでは想ひ至らない、只管眼前の利欲に汲々とし、勞力過剩にして代替性高きを好きこととし、何時までも搾取的手段を捨てやうとしない。此の間の消息は特に學徒制度に依る家内工業の徒弟時代に於いて受けた極端なる勞

働搾取と虐待が、従業者より引續き同一企業主に忍従するの徳を削ぎ、一も二もなく徒弟期間の終了と共に他處に轉ずる風を爲した事實に徴しても充分窺はれる。斯の如き企業主、従業者の無自覺は相俟つて支那企業の大規模化を遅滞せしめてゐる一因を爲すと共に労働移動を極めて高率に置く主要なる原因であると云はねばならない。

併し乍ら叙上の如く一般的觀察及常識に因る判斷の下に兎に角移動率の高きことは肯定されるが、果して正確なる移動率が幾何なるかに付いては今回の配布調査表に於いて欄を設けて記入を促がしたるも、彼等の多くが上述の如く労働移動の齎らす弊害に無自覺なるを以つて、唯之に對し無關心なる態度を持せることのみ究明し得たに過ぎず、偶々回答記入の工場も前述の如き常識的判斷を下すだけの資料として有效なる程度に止まり、極めて不完全なるものであつた爲めに此處には已むを得ず省略し後日の研究に俟つ事とした。

第二項 勤務状態

支那人労働者の支那人工場に於ける勤務状態の如何を知ることとは邦人在支企業經營者の労働管理上極めて有益なることを認むるも其の實回答工場の多くは日本人工場の如く大規模ならざると、企業者は他國の労働者に關しては全く何等の智識も有たないが故に次掲の數字も支那人企業者の見たる労働者の勤務状態たることに就いて豫め知つて置かなければならない。

一、「勤勉」と記入せる工場

一九

二、「普通」と記入せる工場

一一

三、「好況時に悪化する」と記入せる工場

二

右に據れば支那人労働者の勤務状態は大體に於いて其の企業主に満足を抱かして居ることが窺はれる。支那人労働者の長所として、勤勉にして長時間の労働に適せることは邦人企業者に於いても均しく認むるところなるも、唯國民の通有性として責任觀念の缺如、倚頼心強く自發的活動力の薄弱なること、研究心に乏しいこと等の缺點を有つて居る。邦人工場に在りては勤々ともすれば言語、人情に就いて充分なる理解を持たざることを爲に彼等に對する監督指導宜しきを得ず、徒らに彼等をして怠惰に流らしめてゐる憾があるが、支那人經營工場に於ては此の間の缺點は自ら補はれてゐることが前掲の如き回答を齎らした主要なる原因であることは見逃せない。

而して調査範圍内の工場に於いては何れも近來南方支那に陸續として見るが如き罷工風潮の如きは其の片影だに認められないことが回答によつて推定し得られるが、之は偶然回答工場の過少なる爲、過去に於いて爭議の經驗なきも、現在經濟界の不況に際して兎も角も彼等の生活を最低限度に於いて保持し得られるが如き待遇をなしつゝある工場のみ回答し來りたる結果であつて、之を以つて滿洲全般に渉る支那側工場の労働状況を推定することは許されない。

第四節 労働時間、休息時間、交替制度

第一項 労働時間

労働時間の長短は文化の程度の高下に逆比例すると稱せられてゐる。支那に於ける労働時間の極めて長きことは其

文化が極めて遅れたることを説明する恰好の資料とも見ることが出来る。後掲各表の如く支那の労働時間の過長なる理由は労働者の無自覚が、労働時間の短縮を好まず、假令一時間當り賃銀率に於いて低下することが有らうとも長時間の労働によりて些少なりとも多くの賃銀を得んと欲する傾向の顯著なるものがあるばかりでなく、工場経営者も多くは眼前の營利に汲々とし、企業管理に關する智識に乏しきを以て一般的状態とする、故に彼等も又過長の労働時間を課することは結局に於いて労働能率即ち一時間當りの勢力量の低下となり、企業者に不利益を齎らすといふことに迄理解するに至らず無關心に過してゐる。

次に中國經濟討論處發行の中外經濟週刊の民國十五年以降の工業に關する記事其他より労働時間に關するものを抜抄し研究資料に供する。

第一 各地工場労働時間

種別	地名	在工場時間	實働時間
一、染織工場	上海	十二時間	十一時間
	廣東	同	同
	浙江	同	同
	上海	十三時間	十二時間
	天津	自日出至日没	十三時間
二、機械器具工場	天津	自日出至日没	八時間
	上海	九時間	同
	同	同	同
	同	同	同
	同	同	同
三、化學工場	天津	六時間	
	徐州	七時間	
	秦皇島	八時間	
	北京	十一時間	
	同	同	
四、飲食物工場	天津	十二時間	
	同	同	
	同	同	
	同	同	
	同	同	
五、雜工場	廣東	五時間	
	上海	五時間	
	天津	五時間	
	山東	十四時間	
	浙江	十一時間	
六、印刷工場	上海	十一時間	
	同	十一時間	
	同	十一時間	
	同	十一時間	
	同	十一時間	
七、家具製造工場	北京	十四時間	
	同	十四時間	
	同	十四時間	
	同	十四時間	
	同	十四時間	
八、玉器製造工場	北京	八時間	
	同	八時間	
	同	八時間	
	同	八時間	
	同	八時間	
九、貝扣紐製造工場	天津	十二時間	
	同	十二時間	
	同	十二時間	
	同	十二時間	
	同	十二時間	

註 休息時間明記のものに付き實働時間を記載したが、其他は不明なるを以つて全部在工場時間として掲げた。

而して最近公布された工廠條例は幼年工及成年女工の毎日の労働時間は休息時間を除く外、八時間を超ゆることを得ず、成年男工の毎日の労働は休息時間を除き十時間を超ゆるを得ずと規定するを以て、其の後如何に改正せられたかは知ることが出来ない。従來の労働時間は新式工場、舊式工場とも長かつたことが知られる。

第二 滿洲支那工場の労働時間

滿洲に於ける工場は比較的大規模的經營の行はれて居る柞蠶製絲工場、製粉工場及油坊を除き、他は何れも作業の性質上明確に労働時間を知ることが困難である。唯得たる回答により之を分類表示すれば次の如くである。

業態別労働時間調 (一)

種別	工場数	六時間	七時間	八時間	九時間	十時間	十時間一	十時間二	十三時 間以上	十六時 間以上	平均
榨蠶製絲工場	七									二十 三時四十分	
機械器具工場	九									十 時四十五分	
油坊	三四									十 時五十四分	
窯業工場	二									七 時三十分	
蠟燭工場	一									十 二時	
製粉工場	四									同	
精米工場	三									十 二時二十四分	
燒鍋	七									一 十二時二十四分	
印刷工場	三									十 三時	
合計	七〇	二	一	三	三	六	二	二	六	三	三十一時二十八分

註 本表計上の労働時間は労働時間ではなく在工場時間である。
 回答工場中當該項目の記入なきものは時間欄計上を省略した次表亦同じ。
 最短六時間作業採用の油坊二は鏡子窩と松樹にあるものであつて其の回答は前者は作業時間六時間、休息时间十八時間とし、後者は作業時間午前四時至七時、午後二時至五時、休息时间十八時間と記入せるものである。後者の早朝作業と午後作業時間の休止時間は之を自して他工場と同様に在工場時間中に含めることは餘りに穩當を缺く様思はれるので六時間中に計上したものである。尙右二工場の休息时间十八時間は何れも作業休止時間の謂である。

右を更に十時間未満、十時間以上、十二時間以上の三段に分ち各業態別に其の割合を視れば次の如くである。
 業態別労働時間調 (二)

種別	工場数	十時間未満	十時間以上	十二時間以上
染織工場	七			
機械及器具工場	九			
化学工場	三七			
飲食物工場	一四			
雑工場	三			
合計	七〇	一六・七%	一・八%	六八・五%

上掲二表の指示するところに随へば、滿洲に於ける支那側工場の労働時間は最短六時間、最長十六時間にして總平均に於いて十一時二十八分と云ふ數を得、而も回答工場の六八、五%迄は十二時間以上の工場之を占め、十時間以上一四、八%十時間未満僅に一六、七%にして極めて長時間労働なることが證明し得られた譯である。尤も回答工場過少にして其の大半は繁忙期に於いて晝夜操業を行ひ二交替制度を採用することに依り原則として十二時間労働を強制せられる動力利用の機器油坊なるが爲多少總平均比率を高めた嫌ひがないが、次に掲げた他所の調査資料より得た總平均労働時間十三時五十四分と相俟つて大體に於いて斯の如く長時間なることを知るに十分である。

種別	工場数	調査時間							平均
		十時間	十二時間	十三時間	十四時間	十五時間	十六時間	十七時間	
奉天紡紗廠	一		一						十二時間
燐寸工場	一								十時間
織布工場	三二			七	九				三十四時二十三分
製粉工場	五		五			一〇			十二時間
合計	三九	一	九	七	九	一〇		三十三時五十四分	

本表中奉天紡紗廠及製粉工場の労働時間平均十二時は何れも晝夜操業の二交替制度を採用するが爲であつて織布工場の平均労働時間十四時二十三分は恐らく、滿洲内諸種の工場中最長の平均労働時間と看做すべきであらう。尙前掲調査工場業態別労働時間を滿洲に於ける日本人側工場及日本内地の工場のそれとに比較すれば次の如くである。

滿洲日本側、支那側及日本内地各工場業態別労働時間比較

種別	滿洲		日本
	日本人側	支那人側	
染織工場	一〇・五三 <small>時分</small>	一三・四〇 <small>時分</small>	一〇・〇〇 <small>時分</small>
機械及器具工場	九・三五	一〇・四五	八・三六
化學工場	一〇・二七	一〇・四八	九・一二

種別	平均	
	日本人側	支那人側
飲食物工場	九・四八	一一・四〇
雜工工場	一〇・一〇	一三・〇〇
特別工場	九・〇〇	八・三〇
總平均	九・五八	一一・二八

即ち總平均に於いて滿洲に於ける日本人側工場よりは一時間半、日本(大阪)の工場よりは二時間十六分長いことが判る。

併し乍ら近時労働問題の喧しくなるに伴れて其の短縮が要望されるに至り、識者の間にも早くより改善が提唱せられ、政府に於いては上述の如く工廠條例に規定して之を公布せるも、企業者にとりては今日の支那労働者なるもの、餘りに文化の程度低級にして、假令規定の如く労働時間を短縮するとしても、直に労働能率の増加を所期の如く得られるか何うかは頗る疑問として懸念される問題である。蓋し労働時間の短縮が労働能率の増加を齎すには企業者側に於ける能率向上の指導と労働者側に於ける或程度の教育と修養を必要とするが、眼前の利欲に奪はれ労働能率の眞義を解せざる支那企業者と、全く自覺を缺ける労働者との集團たる支那社會に於てはそれが仲々容易なことでは無いからである。

第二項 休息時間

休息時間に關する資料は企業者の大部分が企業管理の才に乏しきの故を以つて食事時間を除いては、特に休息時間

を設けることなきを以つて、民國十五年以降中外經濟週刊の工業に關する記事其他資料を涉獵せるも左掲の如く數箇所の近世工場の休息時間を知り得たに過ぎない。

種別	地名	休息時間
絲廠	上海	二時間
絲廠	廣東	一時間
同	浙江	同
織布工場	上海	同
造船所	同	同
兵器廠	同	同
製紙工場	北平	同

之等の工場は工廠條例第十一條の「工場主は職工に對し、毎日一回又は數回の休息を與ふることを要す、此の休息時間の總計は毎日少なくとも一時間以上なることを要し、毎日の労働時間が六時間に足らざるときは休息時間を之に應じて短縮することを得」とする規定の如く實施せるものであるが、斯くの如きは僅少なる大規模工場に於いて漸く認め得るに過ぎない。

翻つて調査工場の回答を視るに、労働時間の過長なるを厭はざるのみか、却つて悦ぶが如き風に見える労働者を擁し、其の上企業管理の才に乏しき企業主によつて經營せられ、而も作業の性質多くは休業時間を必要とせざるものに

多き關係上、各工場の大半が一日中労働者の在工場時間を控除した時間を以つて休息時間と心得て記入せる程休息時間に無智なるの一事によつて、全般を推知し得ると云つても差支へあるまい。

第三項 交替制度

交替制度は原則として晝夜操業の動力、汽罐設置の工場に採用せらるゝものなるを以て近世工場に多く實施せらるるものなることは論を俟たない。

例に依つて大正十五年以降の經濟週刊を涉獵して得たるところを示せば次の如くである。

地名	名種別	交替制度	備考
上海	紡織工場	二交替	晝夜操業
上海	絲子工場	同	晝間作業のみ
天津	硝子工場	三交替	晝夜操業
秦皇島	同	三交替	晝夜操業
塘沽	鹽達工場	二交替	同
同	精鹽工場	二交替	同
唐山	セメント工場	同	同
直隸	製粉工場	同	同
上海	煙草工場	同	晝間作業

尙滿洲に於ける晝夜操業工場に就いて交替制度の種類を視るに二交替制、三交替制及四交替制の三種類である。配布したる調査表には當核欄を缺きたるを以て數的説明の完全なるものを掲示することを得なかつたが、労働時間欄中に之を附記せる工場もあつた。今之を表示すれば次の如くである。

事業種別	二交替制	三交替制	四交替制	計
油坊	四		一	五
製粉工場	三		一	四
奉天紡紗廠	一			一
計	八			八

註 四交替制度は一日同一人の二回就業によつて行はれる。

即ち油坊に於いては二交替或は四交替制を採用するもの多數を占め、三交替制を採るもの一工場に過ぎず、製粉工場に於ける二交替制工場三は何れも長春に在るものであつて、蓋し同表記載の四交替制採用のものは總べて哈爾濱の工場であつて一日六時間づゝ二回、就業するものである。尙奉天紡紗廠に於いては二交替制を採用し一週間毎に晝夜交替を行つてゐる。

第五節 休業日數

第一項 支那各地工場の休日

休業日數に關する資料は次表の如く極めて少なかつたが、猶特に大規模なる近世工廠に於いては從來の暫行條例にも昨年末公布せられた工廠條例にも規定する如く一箇月に二回以上の休養日を與へてゐることが認められるが、多數を占むる小規模の各種工場に於いては殆んど之が實施を見ず、舊來の慣習に依つて年假(陰曆及陽曆の正月休暇)及節假(端午、仲秋二節其他祝祭日)に休暇が與へられるに過ぎないことを知るに充分である。

各工場休日數

工場名	月	年	節	備	考
中孚絹絲廠	每日曜日	十	日	上海	年假は陽曆三日 陰曆七日
地毯製造場	二日	七	日	天津	
織布工場	二日	六	日	北京	節假 端午節四日 仲秋節四日
織寸紙工場	二日	十	日	天津	同 同 三日 同 三日
製子紙工場	二日	十	日	天津	
石油廠	二日	二十	日	天津	
製粉工場	二日	三	日	天津	節假 端午節一日 仲秋節一日
石版印刷工場	二日	六	日	天津	節假 國慶日一日 仲秋節一日
印刷工場	二日	三	日	天津	節假 端午節二日 仲秋節二日
紡績工場	同上、三日	數	日	上海	每月二日休は小工場

上海に於ける紡績工場は従來毎十日に一日休業日を設けて居たが、近時従來の節假を廢し、年假及毎日曜日を以て休日とする工場が増加した。

何れにしても一般の支那工場の休日は未だ企業能率の増進及勞働者の休養、慰安等科學的研究の結果として設定せられたるものにあらずして、上述の如き年假及節假なるか、或は工場設備の不完全及作業の都合等に因る隨時休業に外ならない。

第二項 滿洲諸工場の休日數

休日數に就いても上來述べたる如く、滿洲の諸工場は印刷工場及機械器具工場を除いては事業そのものが、原料の供給、氣候の寒暖に支配を受けて季節的性質を多分に帯ぶるものに多きと、勞働者に在りても休業日數の多きよりも休日少なくて勞働所得の多きを望むが爲に規定の如く實施せる工場は寥々たるものであらう。筆者の知り得た範圍内に於いては長春の製粉工場に於いて電力の供給を仰ぐ關係上毎月二日休業する工場一、機械及器具工場、窯業工場及北滿の燐寸工場に於いて毎月二日の休日を與へる工場があつたに過ぎない。他は悉く祝祭日を休業するものであつて科學的に考究せられた後設定せられた休業日數として月毎に之を計算するを得ない状態である。故に左表には一年を通じての休業日數を記載し、之により業態別に一箇月平均休日を計上した。

業態別工場一箇年間休業日數調

種別	休業日數二十日以上			休業日數十日以上			休業日數十日未満			合計		
	工場數	日數	平均	工場數	日數	平均	工場數	日數	平均	工場數	日數	平均
榨蠶製絲工場	一	三	三	一	三	三	四	二五	六	六	一〇	一〇
機械及器具工場	二	六	三	四	六	一五	二	三	六	八	二六	一六
油坊	六	一五	二五	九	三三	三六	一〇	六〇	六	二五	三七	一三
窯業工場	一	二	二	一	二	二	一	二	二	一	二	二
製粉工場	三	二六	八	二	二	二	一	二	二	二	二	二
精米工場	二	六	三	一	二	二	一	二	二	二	二	二
燒鍋	一	一	一	五	三	三	一	二	二	二	二	二
印刷工場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	二六	四八	一八	三七	七〇	二〇	三〇	一〇七	一〇	一〇〇	二〇	二〇
百分比	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

註 一箇月平均休日數は一箇年の操業期間を十箇月としての計算である。

五十日以上の日を記載せしものは原料及時候の關係によつて生じた操業不可能の日數を認めて之が計上を省略した。

即ち回答工場の二八・三%は一年二十日以上の日を有する工場であり、十日以上二十日未満の日を有する工場三七・七%、十日未満三四%にして、何れも大差を認められないが休日二十日以上を有する工場中には註記の理由による採算不可能の日數を加算せる工場の二、三有することも否定することが出来ない。故に蒐集資料多きに至れば一箇年二十日以上の日を勞働者に與へる工場の比率の次第に低下を見るは容易に想像し得られる。

業態別工場休業日調

種別	舊正月	元宵節	端午節	仲秋節	娘々廟會	國慶日	酒仙會	新正月	計
	(一月十五日)	(一月十五日)			(四月十八日)				
榨蠶製絲工場	六	三	五	五	一	一			二〇
機械及器具工場	六	四	六	六	一	三			二六
油坊	一八	六	一八	一八	二				六三
精米工場	一		一	一					三
製粉工場	二	一	二	二					七
燒鍋	二		一	一					六
印刷工場	二	一	二	二					七
合計	三七	一五	三五	三四	五	三	一	二	一三二

今上掲表により各業態別の休業日を視るに前述休業日を定むる工場たと然らざるとに論なく、各種の工場を通じて舊正月、元宵節(正月十五日)端午節及仲秋節には必ず休業するを以つて一般とし、此の外娘々廟會(四月十八日)國慶記念日等をも休業日としてゐる工場もある。之を要するに前掲表に於ける休業日数の多少は此の年数回の祝祭日に休業する日数の多少に基因するものであつて、其の多少は決して日本人経営工場の如く、作業能率の増進、労働者の慰安並に厚生保護を謀る意味に基いて、豫め定めた休日の多少とは自ら其意味を異にし之と比較觀察することは根本的に許されない。

尙奉天紡紗廠に於いては晝夜間の作業を一週間毎に交替する關係上毎日曜の夜間のみ操業を休止して休暇を與へる外は特別休業日として舊正月に三日、端午節、仲秋節、立冬節、國慶記念日及開場記念日に各一日宛合計十五日の休日があるのみに過ぎない。而して前者に對しては賃銀の支給なきも後者に對しては賃銀を支給してゐる。

第六節 賃銀

第一項 緒言

支那労働者の賃銀の低廉なることに就いては今更暇々を要しない處であつて邦人各當業者間に於て深く研究せられて居り、又遺憾なく利用されてゐる問題である。支那人労働者の能率が低級であつて、且つ多くの缺點を有することに、就いては既に一般の認むるところなるにも拘らず、當業者間に支那人使用の有利なることを稱するもの多數なる事實は、事業の種類、作業の性質如何によつては、賃銀の低廉なる一事が彼等の低級なる能率、其他の缺點を補ふて餘りあることを示すものに外ならぬ。併し乍ら近來待遇改善、賃銀増加要求を原因として頻發する労働爭議は何を指示するものであらうか。機械制工業の勃興に伴れて特に多數の工場の設立を見る上海を中心とする中部及南部支那に於ては上海、香港を門戸として歐米の文化、思想の流入紹介があり、就中勞農露國が青年を煽動し學生を使唆して宣傳し指導に努めたところの思想は労働者の自覺を促すべき共産主義であり、相俟つて彼等労働者の生活向上に關し尠からぬ刺激を與へたところの素因を爲したことは否まれない。而も外資外貨の流入、對外貿易開拓に伴ふ生活資料の漸騰せることあるにも拘らず労働者の賃銀は此の環境の變化に伴はず文明的生活を営み得る待遇と餘暇とを與へられざるのみならず、却つて彼等の生活を益々苦境に頻せしめたる結果を齎してゐる。而して生活の脅威に端を發し賃銀加増、

生活改善を要求する労働問題の頻々たる発生は今日搾取的態度を持する企業経営者の一大脅威と化するに至つた。茲に賃銀を記述するに先ち賃銀の低廉なる理由賃銀決定の基準となれる彼等労働者の生活状況及労働争議に就て簡単に紹介することにした。

第一 賃銀の低廉なる理由

支那に於ける労働賃銀の低廉なる理由は之を企業経営者に言はしむれば、責を彼等労働者の能率の劣悪なる一事に嫁するであらう。されど一般的に観察すれば労働賃銀の額は主として労働の需給關係及能率の高下によつて定まるものであるが「支那労働問題」の著者は更に此の需供給の高が如何にして定まるかといふことを瞭にして、今日の支那に於ける労働者の工賃を決定する根本原因と爲し、次の如く分類してゐる。

勞力の需要の高を決定するには

- 一、雇主の勞力に認むる價値の多少
 - 二、雇主の支拂能力の大小
 - 三、雇主間の競争の有無、強弱
- 供給の高を決定する原因
- 一、労働者の賃銀に認むる價値の多少
 - 二、勞力の生産費の大小

三、労働者の競争の強弱及有無

即ち支那に於ける人口の過剰と事業の過少とは獨り國內企業資本の集積を遲滞せしめ近代生産組織の大規模工場的发展を阻止したばかりでなく、今日の如く必然的に労働者相互の競争激烈を極むるの結果を來たし、彼等及彼等の家族の生命を維持せんが爲には、労働取引に利不利を云ふの遑なく、先づ生活資源を得ることが必須の先行要件であり。且又交通不便の爲開港場と奥地との生活程度に甚だしき懸隔を生じたことは當初單獨なる収入のみにては一家を支持し得ざるに發生した女工、童工と共に都會地の労働者をして有利なる條件の下に労働せしむることを牽制するものである。一方企業経営者に在つても外資工業同業者の壓迫があり、對外的には年々多數の外國商品の市場侵入があり、彼等が貧弱なる管理の才と低級なる労働能率を擁して之と有利に對抗せんとするには極力生産費の節減を謀る以外に方法がなく、之が爲には工場設備を節約し得るだけ節約し、労働賃銀も可成的に低廉ならしめ、勞力を搾取し得るだけ搾取せむ事を之れ努め労働者の心身に休養を與へて能率を向上せしむるが如きことに就いては毫も顧みるところがない、斯の如く労働者にとつて不利な條件に充ちた社會組織の下に身を置いた労働者の生活程度の低下は容易に想像され得る。而も現在に於いては此の最少限度の生活が賃銀決定の有力なる基準と化した感がある。

第二 労働者の生活状況

支那工場労働者の生活の悲惨なる状況は秃筆の能く盡すところではない、破衣、粗食、茅屋、以て漸く身を纏ひ、命を繋ぎ、雨露を浸き得ると云へば云はれる程度にして、其の最も甚だしきは恐らく人間としての生活の切詰め得ら

れるだけ切詰めた、最下等のものではあるまいかとも思はれる程である。

生活状況を最も手取早く知らうとするには生計費の調査が必要である。而して支那労働者の生活状況は簡易であるから随つて生計費調査も簡単に行はれる筈なるも、彼等労働者の悉くが文盲であると云つて誤りない程智識の程度低きことが、此の調査を困難ならしめ、従来發表された生計費は多くは想像によつて作成せられた様であつたが、最近に於いて上海方面労働者に對しては稍々正確なる生計費の發表があり、滿洲に於いても滿鐵關係工場労働者に對し、大正十五年に調査された生計費の發表がある。次に之等を藉りて支那人労働者の生活状況を記述することとした。

一 上海方面に於ける労働者の生活状況

上海方面労働者の生活状況を知るの好資料として、最近昭和二年八月海外商報及大正十五年八月上海商議週報に於ける可成信頼すべき生計費の發表があり、又二、三年前に於いては既に三、四の著述に引用されてゐる朱懋澄氏の工業委員會に於いて發表せる上海方面工人の生活費がある。之等は労働者全般に渉る生活状況を説明するものではないが、大部分の労働者は労働賃銀の低廉なることの爲に、其の生活費を最小限度に切詰め、次に示すが如く生活の慰安たるべき費用の絶無なるが如き生活を餘儀なくさせられて居る事を示して居る。

第一表 上海粗工、精工平均毎月生活費 (單位元)

食費	粗工		精工	
	金額	百分率	金額	百分率
五・四五	四六	一一・一〇	七・三三	三〇
		二・一〇	一五・〇六	四二
		二・二四	一九・二六	一〇〇
		二・五五	三・八五	二〇
		〇・八五	二・二二	一一
		一九	〇・五七	三
		〇・七二	二・五二	一六
		〇・四七	三・〇九	一三
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇
		二・三四	三・八五	二〇
		二・五五	二・二二	一一
		〇・八五	二・五二	一六
		一九	三・〇九	一三
		〇・七二	二・七六	一〇
		〇・四七	二・三三	一〇
		〇・七八	二・七六	一〇
		一一・一九	二・三三	一〇
		一一・八五	一九・二六	一〇〇

費別	獨身男工一人の場合	夫婦二人の場合	夫婦と子供二人の場合
火油	〇・二八	〇・三六	〇・三六
薪	一・五〇	一・六〇	一・〇〇
家賃	一・八七	一・六〇	一・〇〇
雑支	二・〇〇	一・六〇	一・〇〇
湯水	〇・二二	〇・二四	〇・七〇
倒馬桶	〇・四〇	〇・二四	〇・七〇
入浴、理髮	〇・四〇	〇・二四	〇・七〇
洗濯代	〇・二〇	〇・二〇	〇・七〇
工會費	〇・二〇	〇・二〇	〇・四六
電車賃	〇・二〇	〇・二〇	〇・四六
煙草代	〇・二〇	〇・二〇	〇・四六
雜費	〇・二〇	〇・二〇	〇・四六
合計	一〇・七〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇

一〇六

註 家族四人の分は一職工の發表せるもの・母、妹、夫妻の四人にして月收二十六元のものなりと。

第三表

食費	獨身男工一人の場合	夫婦二人の場合	夫婦と子供二人の場合
米	五・六九五	九・六七〇	一四・二四〇
副食	五・二四	四・九三	五・二八

米	副食	調味料	蕩茶	光熱費	薪炭費	火油	衣服費	家賃	雜費	娛樂費	臨時費	總計
三・二六〇	一・六九〇	〇・六二五	〇・二二〇	一・二五〇	一・〇〇〇	〇・二五〇	一・七八五	〇・八〇〇	〇・五二〇	〇・八〇〇	〇・八〇〇	一〇・八五〇
五・五四〇	二・八七〇	一・〇六〇	〇・二〇〇	一・八八〇	一・五〇〇	〇・三八〇	三・五七〇	二・五〇〇	〇・七八〇	一・二〇〇	七・四	一〇・〇〇
八・一五〇	四・三三〇	一・五六〇	〇・三〇〇	二・一八〇	一・八〇〇	〇・三六〇	五・〇〇〇	二・五〇〇	一・〇四〇	二・〇〇〇	六・二	一六・九六〇
八・二	一・一	一・一	一・一	八・二	一・一	一・一	一・八・五	九・三	三・九	七・四	七・四	一〇・〇〇

註 本生計費は上海商議週報に發表のものであつて賃銀決定の基準とせんが爲に上海に於ける邦人各工場に於いて調査のものを綜合して作成したものである。前二表に比し家賃が低廉なるは各工場にて特に工人の住宅に便宜を謀れるに原因するものと思ふ。

即ち右三表は調査者の異なるに由つて多少の相違が認められるが、大體に於いて總支出に對する五十%内外は絶対に缺くことの出来ない食費を以て占め、被服費十五乃至十八%内外、家賃同じく十五%内外、其他燃料費雜費の支出は約二十%にして、食費の支出比較的大であり、而も各支出金額は極めて少額に止まり、第一表に比して稍々食費の

支出の多い第二、第三表に於てすら單身者五元六角、家族二人のもの十元五角、三人のもの十二元、四人のもの十四元(夫婦に子供二人)及十八元(夫婦に母と妹)なるによつて想像すれば、彼等が如何に粗食によつて命を保ちつゝあるかと窺はれる。其他被服費、住居費亦然りであつて、之が支那に於いて最も文化の程度高く多少なりとも労働者の待遇を顧慮する様になつた上海に於ける工場労働者の生計費にして一錢一厘も慰安的費用の支出を見ないどころか必要なる營養攝取さへ困難なる状態にある。故に他地方の工場労働者の生活状況たるや推して知るべきであらう。(尙第三表の夫婦二人と子供二人の家族四人と第二表の夫妻の外に母と妹とを併せて家族四人の分とは自ら相違あることが認められる。而して第二表の分は總支出三十三元二十三仙に對し世帯主の収入は二十六元にして七元餘の喰込みなるに因り、明かに其の補給は母か妹か妻かの中何れかの労働に俟たねばならない。)

以上に於いて大體生活費の態様を窺ひ得たが然らば彼等の収入は如何と云ふ問題を一瞥しなければならぬ。左に朱懋澄氏調査の上海方面労働者の毎月工賃表を引用する事とする。

一、全國粗工毎月工賃 (單位元)

種別	男			女			幼年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
紡績工	二二〇〇	六〇〇	九〇〇	一〇〇〇	六〇〇	七五〇	六〇〇	二四〇	四〇〇
機械工	二〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	—	—	—	—	—	—
織夫	一八〇〇	九〇〇	一四〇〇	—	—	—	—	—	—

製絲工	二二〇〇	六〇〇	八五〇	一〇〇〇	五〇〇	七五〇	六〇〇	二四〇	四〇〇
其他工	一六〇〇	六〇〇	八〇〇	九〇〇	三〇〇	五五〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇

二、全國精工毎月工賃 (單位元)

種別	男			女		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
紡績工	三〇〇〇	一一〇〇	一六〇〇	二四〇〇	八〇〇	一一〇〇
機械工	五〇〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	—	—	—
織夫	四〇〇〇	一六〇〇	二二〇〇	—	—	—
製絲工	三三〇〇	六〇〇	二二〇〇	二二〇〇	六〇〇	九〇〇
其他工	三〇〇〇	九〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	七五〇	一一〇〇

本表と前掲生活費に關する第一表とを比較するに其の収入の生活費に及ばざるものゝ多いことが窺はれる。そは妻女、子弟等家族のものゝ副業及其他の労働所得によつて補はれてゐると認むべきであり、甚だしきに至つては十歳に満たぬ可憐なる幼年工にさへ家計を援助せしめるに至つた。而して近來支那に於いて頻々と發生する労働争議は表面の理由こそ複雑ではあるが究竟其の禍根は此處に存すると云へる。

二 滿洲に於ける工場労働者生活狀況

滿洲に於ける支那人經營工場の労働者に關する生計費の發表は未だ之を見ない。故に大正十四年より十五年度にか

けて調査の行はれた、満鐵関係の工場使用支那人労働者の生計費を藉り、之に依つて支那人労働者の生活状況を窺ふこととした。

満鐵関係工場労働者生計費

種別	單身者		家族四人以下 (平均數三、七二人)		家族六人以下 (平均數五、五二人)		家族七人以上 (平均數八、一人)		平均 (家族數五、七三人)	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
被服費	四・二〇	三・八	五・〇一	一九・〇	六・二三	一八・四五	五・九一	一五・五九	五・八八	一七・六五
食費	六・六〇	五・〇	一五・五五	五三・五	一八・三三	五四・二八	二二・三三	六〇・二九	一八・七三	五六・二三
住居費	—	—	〇・六二	二・二	〇・五〇	一・四八	〇・九〇	二・四三	〇・六九	二・〇七
光熱費	〇・三〇	二・三	三・一〇	一〇・七	三・七八	一一・二〇	三・八四	一〇・三七	三・五九	一〇・七八
其他	二・一〇	一・五九	四・二八	一四・七	四・九三	一四・五九	四・〇六	一〇・九六	四・四二	一三・二七
合計	一三・〇〇	一〇〇・〇	二九・〇六	一〇〇・〇	三三・七七	一〇〇・〇	三七・〇四	一〇〇・〇	三三・三二	一〇〇・〇
收支差引高	四・三五	—	△ 一・七六	—	〇・八五	—	五・五八	—	四・五〇	—

註 住居費の極めて少額なるは家賃の支出なきものとみ計上せるが爲にして家賃は單身者は一圓内外、家族四人内外のものは約三元の家賃を支拂へり。

△ 印のあるは差引不足額を表す。

之を前掲上海方面労働者の生計費と比較するに氣候の関係から被服費、光熱費に多少費用を要するが如きも、其の住居及食費に於いて、前兩者を合算せると殆んど同額の費用を節減し得てゐるを以つて、一箇月の總支出に於いては大し

た開きを見ない。而して収入との差引に於いて剰餘あるは有家族者は世帯主の収入以外に、家族の副業によつて得たる収入をも合算して計上せることに原因するものであり、單身者の剰餘は、満鐵関係工場労働者の賃銀の比較的高率なることを指示するものと見ることが出来る。但し彼等の多くが故郷に家族を残せる出稼労働者であることは、斯の如き些少なる剰餘は一年乃至二年に一回歸郷するに際して往復の旅費として費消されるか、或は毎月家族の生活の補ひとして送金されることあるを以て、依然彼等の生活も亦可成的に最少限度に於いて營むことを餘儀なくさせられてゐるものである。而して滿洲に於ける支那人経営工場の大部分は住居及食事を支給せるものではなく、之を顧慮するとしても其労働所得は後掲表の説明するが如く日本人工場より稍々低率なるを以て収入の範囲内に生活費の節減を計らねばならないとすれば、前掲表中被服費及其他雜費が幾分減じられ、より悲惨な生活が營まれて居ることは疑ふ餘地がない。之を要するに上掲各表は何れも、低廉なる労働所得の範囲内に切り詰めた生活状況を説明するものであつて、労働者の素質向上、能率増進等に關する修養、休養及營養を攝收する餘裕のないことが認められ、彼等労働者の能率の劣悪なることも、大半は斯の如き生活の影響の結果なることが肯かれる。而して現下の彼等労働賃銀の決定の基準は、管理の才に乏しき企業經營者に依つて動々もすれば斯の如き非人間的な生活と、永い間斯かる生活の爲に低下させられて向上を見ない能率に置くことの容易なるに傾むく嫌ひあるを免がれない。

第三 労働争議と賃銀

支那に於ける労働問題を考察し、之に就いて詳細に記述するの餘裕を持たないが、此には上述の如く労働者が最小

限度の生活すら確保することの困難なることの爲に、賃銀増加及待遇改善を要求する争議の如何に多いかといふことを最近中國經濟討論處發行の經濟半月刊に掲載された民國七年より同十五年に至る期間の争議に關する統計を藉りて説明することにした。

自民國七年 至同十五年 罷工回数年別原因別比較表

罷工原因	經濟的的壓迫										
	生活困難	工資增加要求	加稅反對	捐金反對	工資減額反對	小計	就業時間	虐待	作業狀況の變更	雇主の方針に反對	工頭に反對
七民國	二	一三	一	一	一	一五	一	一	一	一	一
八年	三	一八	一	一	一	二二	一	一	一	一	一
九年	一六	一五	一	一	一	三三	一	一	一	一	一
十年	一八	一二	一	一	一	三三	一	一	一	一	一
十一年	一	五〇	一	一	一	六三	一	一	一	一	一
十二年	一	二二	一	一	一	二六	一	一	一	一	一
十三年	四	二四	一	一	一	三四	一	一	一	一	一
十四年	二	七八	一	一	一	一〇四	一	一	一	一	一
十五年	一九	二〇	一	一	一	二五〇	一	一	一	一	一
合計	七五	四四三	一	一	一	五八〇	一	一	一	一	一
總計に對する比	六八%	四〇三%	二七%	一五%	一四%	一八%	一六%	一〇%	二二%	二七%	六〇%

遇	人工待遇										
	理由なき職工解職	其他職工待遇問題	小計	愛國的行動	新思潮の影響	小計	工會組織の權利要求	外界との衝突	同情的罷工	其他原因	原因不明の罷工
七	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
十	一	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一
十一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
十二	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一
十三	一	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一
十四	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一
十五	三六	一六	一七二	一六	一	一九	一	一	一	一	一
合計	三六	一六	二八三	五五	九	六四	二二	三〇	三三	二七	一九
總計に對する比	三・一%	一・六%	二五・八%	五・〇%	〇・八%	五・八%	二・七%	三・〇%	三・三%	二・七%	一・九%

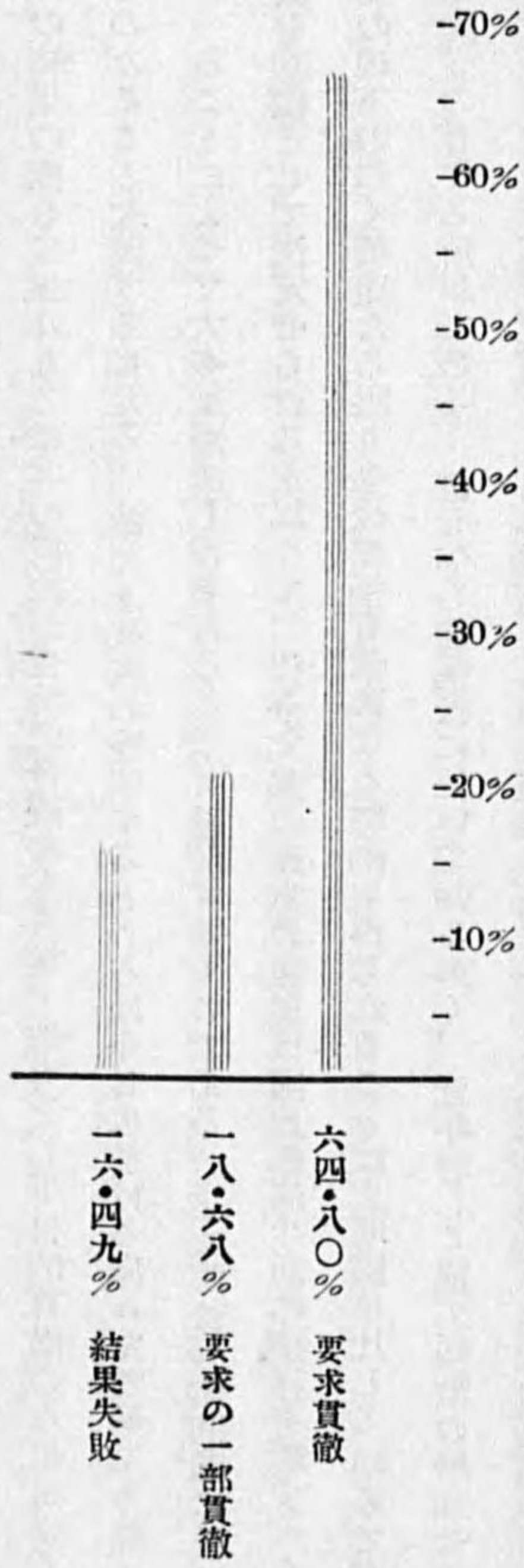
即ち右の如く生活問題を原因とする罷工が總數の二分の一を超えて居るが、其の他の原因による罷工と雖も上述の如く詮じつめれば彼等労働者を脅威しつゝある生活苦から出で、居るものであることは容易に想像され得る。而も生活問題を原因とする罷工數五二・八%中賃銀増加の要求が罷工總數の四〇・三%を占めて居ることは如何に彼等労働者が賃銀の低廉なることの爲に生活苦に悩まされ、且つ賃銀増加を熱望しつゝあるかを知るに十分である。尙罷工の結果は次の如し。

原因別罷工結果分類比較表

罷工原因	罷工回数	要求貫徹		要求一部貫徹		結果失敗		解決条件未詳	
		回数	百分率	回数	百分率	回数	百分率	回数	百分率
生活困難	七五	三六	四八・〇〇	六	八・〇〇	四	五・三三	二九	三八・六七
賃銀増加要求	四四三	一八三	四一・〇〇	六五	一四・八八	二四	五・四二	一七三	三八・三〇
加税反対	二七	二二	四四・四三	六	二二・二二	二	七・四二	七	二五・九四
捐金反対	一五	三	二〇・〇〇	二	一三・三四	二	一三・三四	八	五三・三三
工賃減額反対	二〇	一一	五五・〇〇	二	一〇・〇〇	三	一五・〇〇	四	二〇・〇〇
小計	五八〇	二四四	四二・〇七	八一	一三・九七	三五	六・〇四	二二〇	三七・九二
就業時間	二〇	四	二〇・〇〇	二	一〇・〇〇	五	二五・〇〇	九	四五・〇〇
雇主虐待	七三	三七	五〇・七〇	四	五・四六	五	六・八四	二七	三七・〇〇
作業の状況變更	二四	七	二九・一五	五	二〇・八五	三	一二・五〇	九	三七・五〇
雇主或は官廳の命令に對する反對	三〇	一一	四〇・〇〇	一	三・三三	八	二六・六七	九	三〇・〇〇
工頭に對する反感	六六	二四	三六・三九	二	一・六七	一三	一九・七〇	一八	二七・二四
賞金、恤金	一八	八	四四・五〇	一	一・六七	六	三三・三〇	四	二二・二〇
酒錢問題	三六	一五	四一・七一	五	一三・八九	八	二二・二〇	八	二二・二〇
理由なき解職	一六	七	四三・七三	四	二五・〇〇	一	六・二五	四	二五・〇〇
其他待遇問題	二八三	一一四	四〇・二八	三三	一一・三二	四九	一七・三二	八八	三一・一〇
小計	二八三	一一四	四〇・二八	三三	一一・三二	四九	一七・三二	八八	三一・一〇

罷工原因	罷工回数	要求貫徹		要求一部貫徹		結果失敗		解決条件未詳	
		回数	百分率	回数	百分率	回数	百分率	回数	百分率
愛國的行動	五五	三六	六九・二一	四	七・二七	五	九・一〇	八	一四・五二
新思潮の影響	九	一	一一・一一	一	一一・一一	四	四四・四四	四	四四・四四
小計	六四	三九	二〇・一〇	四	二〇・六二	九	三・二七	一二	五・六一
工會組織の自由要求	二二	一一	五七・二五	一	四・七七	四	一九・〇四	四	一九・〇四
外界との衝突	三〇	一一	四〇・〇〇	一	三・三三	二	六・六七	一五	五〇・〇〇
同情罷工	三三	八	三六・三六	三	一三・六三	七	二一・八〇	四	一八・一九
其他原因	五七	一九	三三・〇〇	七	一〇・七〇	八	一四・三〇	二二	四一・〇〇
原因不明の罷工	四二	一	二・三八	一	二・三八	一	二・三八	四一	一〇〇・〇〇
小計	一〇九八	四四八	四〇・八〇	二九	二・七五	二四	二・二一	四〇七	三七・〇七
總計	一〇九八	四四八	四〇・八〇	二九	二・七五	二四	二・二一	四〇七	三七・〇七

右解決条件未詳の分を除いて罷工回数六九一に對し其比率を圖示すれば次の如し。



罷工の結果の概して良好なるは其の原因が生活的脅威に在る爲、彼等をして目的貫徹の爲に根強く罷工を持続せしむるものなることを證するに足る。故に上掲表の説明するところは今日に於ける頻々たる罷業も最小限度の生活の確保を與へることによつて大多數解決し得られることを結論するものである。之支那は労働問題に於いて労働賃銀が最小限度を基礎として決定せられるを以つて、假令支那の産業の發展は國民經濟生活の變移を起すべく動いて居ても生活程度の下に如く低廉なる限り今後幾年も低廉なる労働を得られることは文明國に比して極めて有利の地位に在るとする論者の存する所以である。併し乍ら前掲表に於いて知る如く、近年著しく罷工回数の増加せることも亦見逃すべからざる事實である。其の多くは不完全なる經濟組織の下に在りて近來外交關係と政治關係の錯雜せることに因り自ら刺激を受ける機會の多かつたことに基因するものであつて、其の結果は動やもすれば五卅事件の如く悪化し、暴動化し、擴大するが如き罷業が可成りあつたと云へ、尙交通の至便となり企業の發展するに伴れて多少労働者も自覺に導かれ、生活に對する欲望も向上しつゝあることが認められる、故に何時までも最低限度の生活費を基準として之と同額の賃銀を決定し、労働搾取の態度を持つことは不可能となると同時に企業者の政策的見地から見ても大いに考へ物である。加之外人企業に對しては常に對外的偏見が伴ふを免れず、在支企業は決して賃銀の低廉なる一事に眩惑されて計畫することは許されない。

第二項 賃銀支拂方法

第一 賃銀形態

賃銀支拂の方法に時間給と出來高給とがある。兩者には夫々の特質に依り利害得失の伴ふを免れぬ。即ち時間給は賃銀支拂の基準を時間に置くものであつて、職工が一定時間就業するときは労働效果の如何に拘はらず所定の時間に對する賃銀を支拂ふを以つて原則とするが故に、其の技術と報酬の一致頗る困難なるのみならず、作業が緩慢となるの缺點がある。之に反し出來高給は其の基準を仕上げた製品の個數又は作業の分量に對して支拂ふものなるを以て之を採用するときは、只管製品の多數ならんことを謀り、兎角粗製濫造に陥り、同時に過勞して心身を害する弊が伴ひ、近代生産工場の如く、作業の性質機能化し協業に俟つて完成せねばならぬ場合には、連絡を失する怖れがある。而して低級なる支那工場労働者は兩者の何れを採用するにしても、遺憾なく此等の缺點を發露するは言はずもがなであつて、低廉なる賃銀を有利に活用せんとするには其の管理に就いて一方ならぬ腐心を要する。而して支那工場の多くは、時間給に就いては弊害除去に就いて有效なる獎金制度を採用し、出來高給に對しても其の製品の粗、精に依つて獎金を與へる工場もあるが、後者に對する獎金制度は粗製濫造の弊は減じられんも、心身を危害する點に於いては何等變りがない許りか、其弊の一層甚だしきことが思はれるのである。

右二者の賃銀支拂方法以外に支那には總包と稱し特殊の賃銀團體拂制度が採用されてゐる。總包なるものは數人或は數十人の職工を擁する工頭が一定の價格によつて商品製造の作業の全部或は一部を請負ふ形式のものであつて、労働者と企業者との關係は直接でなく、賃銀の分配も工頭の任意にして、之と近代工場に實施されてゐる分配の方法を經營者の指定する團體拂とは自ら相違するところがある。而して其の團體が大なるときは、更に小包頭(下受者)に請負はしむることあるを以て、斯くの如き複雑なる請負制は労働者の受くべき正當なる報酬の頭を二重、三重に劬ねる

こととなり、労働者の報酬の減少を來たすこと勿論にして、労働問題の喧しくなつた今日に於いては斯くの如き制度は次第に影を消さねばならぬ運命に在る。
左に各種工業に於ける労働者の賃銀形態を示す事とする。

一 染織工場

事業種別	時間	給	出来高	給	團體制
紡績工場(上海)	清花間、管鋼絲車、搨紗措車、搨龍頭		粗紗間、細紗間、搨紗間、管綿條車		
絹織物業(湖州)	打花機技師		織工、正工、副工(提花工)		
織毯工場	織毯工		紡線工、打線工、結種工		
紋製業(杭垣)	圖案、意匠		紋彫工		
絹軸製織業(圓陽江蘇)	牽線、打線、上漿		織網、提花、打機員、絡絲工、搨緯、搨經		
織襪工場	工師、織襪工徒		縫襪女工		
紡織工場	工頭、工人、女工		頭、二、三道粗紗		
針織業(天津)	夏シャツ、冬シャツ製造		靴下製造		
織物業(同)	製板工人、學徒		織工、絡工		
棉袋布工場	印刷機縫工		織工、搨棉紗		
織襪工場(南昌)	工頭		靴下製造學徒及工人		工頭制
毛織製織工場(上海)			ミシン仕立		

二 化學工場

事業種別	時間	給	出来高	給	團體制
燐寸工業(浙江)	一般男工、女工		箱張、包装作業		
煉瓦工場	月工(燒火)		手工(製坯)		
セメント工業	工頭、機械工、一般工人		採石工人		
黑白貨工場	大師傅、掌作		裏坯畫工		
皮革工場			原料の選別		裏工徒弟

三 飲食物工場

事業種別	時間	給	出来高	給	團體制
精米工場	機械工、工頭		精米工		精米工
罐詰工場	製薬工(調味、切割、雜役)		製罐工		
同(直隸)	大工、厨雜役、學徒		鮮菓の皮剥き、裝罐		
製粉工場	殆んど時間給		運般積込荷役		
煙草工場			包装作業		

四 雜工場

事業種別	時間給	出来高給	工頭制
毛筆製造業	原料配附人(配料人)	筆軸製造工、刻字工、筆毛製理工	
牙骨加工業		パイプ製造其他	
籐器加工業		刺籐皮、籐心剥ぎ取り、籐器製造	
扣紐製造業	工頭、漂白工	製毛坯、鏝光 起線打眼	原料蒐集
印刷工場	時間給のみ		

二 調査工場の賃銀形態

満洲に於ける調査表配布工場の賃銀形態に就いては回答工場の過少なる爲、次表の如き數字を得たるも其の割合に就いては何の程度迄信用して可なるものか不明である。

賃銀形態

業態別	賃銀制度別	時間給	出来高給	兩者併用するもの	調査工場數
榨蠶製絲工場		1	4	1	7
機械及器具工場		3	1	2	8
窯業		1	4	2	2
油坊		3			3

業態別	賃銀制度別	時間給	出来高給	兩者併用するもの	調査工場數
燒鍋		3	1	1	7
精米工場		1	1	1	3
製粉工場		2	1	1	4
印刷工場		2	1	1	4
計		34	10	6	67

右に據れば榨蠶製絲工場に於ける大部の職工は出来高拂にして時間拂は繅絲工を除く蒸繭作業に 事する職工及雜役夫等にのみ適用されてゐる。

機械及器具工場に於いては何れも原則として時間給なるも、農具製造の如き小器物製造工場に於いては大量の註文を受けたる場合臨時に出来高拂制度を採用することがある。

油坊に於いても時間給制度を採用する工場多數を占めて居る。出来高拂制度を採用す工場と雖も職工の全部に涉り適用するに非ずして、蒸した大豆を油草に包む作業に従事する職工即ち包塚工に限られてゐる。

尙他の資料を視るに大體に於いて織布工場、紡績工場化學工場に於ける燐寸工場窯業工場に於いては其の事業の一部作業が出来高拂制度の採用に適するを以て、之が採用を見るも大部の工場は時間拂制度を採用するに適當なる事業の性質を有つを以て自ら時間給制の多きことは惟定出来る。

奉天紡紗廠に於いては普通一般の職工に對しては日給制を採用してゐるが、細紗部、搖紗部、準備部、機織部及整理部等の各優秀職工に對しては出来高拂制を採用してゐる。(奉天紡紗廠労働状態より引用)

燐寸工場に於ける出来高給適用職工は前節賃銀中に掲載の如く箱張り、軸木詰、小箱包装等の如き業務である。

第二 賃銀支拂通貨

賃銀支拂通貨に關しては、滿洲内のみにても流通貨幣の種類極めて複雑にして相互の交換價值を異にするばかりか其の騰落激しき爲企業主の特に考慮を要する問題である。例へば近來奉天票を以て賃銀支拂に充てる工場に頻りに同盟罷工を見るに至つたのも、奉天票暴落の結果彼等労働者に於いても最小限度の生活すら支持を許さぬ結果を來たしたに基因するものである。

斯くの如く騰落常なき貨幣を以て賃銀を支拂ふことは時に労働者の生活を脅威するばかりでなく企業主に於いても問題の惹起を未然に防止せんとするには貨幣の騰落に對し不斷に深甚の注意を拂ひ、敏捷に機宜を得た處置を取らねばならぬ一事だけでも經營の障碍となり、企業に及ぼす損失も尠なしとしない。

次に回答を得たる工場の支拂貨幣の種類を業態別、地方別に掲ぐ。

賃銀支拂貨幣種類調(業態別)

業態別	貨幣別					
	小洋	大洋	奉天票	鈔票	金票	合計
染織工場	七					七
機械及器具工場	三					三
化學工場	二					二
合計	二二	一	八	三	一	三四

業態別	貨幣別					
	小洋	大洋	奉天票	鈔票	金票	合計
飲食物工場	三					三
雜工場	二					二
合計	三六	九	一八	一三	一	六五

註 金票支拂工場四あるも右は調査者の便宜を思ひ金票に換算して回答せるものと認むべきであらう次表亦同じ。

賃銀支拂貨幣種類調(地方別)

地方別	貨幣別					
	小洋	大洋	奉天票	鈔票	金票	合計
大連	二四		一			二五
關東州内	二		四			三
奉天以南	二		一			三
開原			三			三
公主嶺			二			二
長春		七	二			九
其他奉天以北			二			二
安東	七		一			八
合計	三六	九	一三	三	四	六五

大連に於ける油坊の回答比較的多數なりし爲、上掲二表とも之を顧慮せずして觀察することは許されないが、大體

に於いて關東州及附屬地内は小洋錢を以て支拂貨幣に充てる工場最も多く、奉天票之に次ぐが如くである。大洋及鈔票を以て賃銀を支拂ふ工場は長春、公主嶺にして奉天票は各地に在るも概して奉天を中心とする地方であり、小洋銀採用工場も各地方に渉るも前掲數字は安東、大連に多數なるを説明してゐる。賃銀支拂に金票即ち邦貨を以てする工場あるも、之は多分單位を邦貨に換算記入したるものであつて、其の何れに屬すべきか不明なる爲便宜金票欄を設けて整理した。尙奉天紡紗廠に於いては奉天票を以つて支拂ひ、北滿の諸工場は多くは官帛を以つて賃銀支拂貨幣に充てゝゐると。

第三項 基本賃銀

基本賃銀を観察するに當つても各業、各地別に條件を異にする外、蒐集資料は可成的に最近（大正十四年以降）のものを採用するに務めたが、猶貨幣及年月の相違もあり到底正確なる比較は困難であり、又滿洲に於ける直接調査の工場に就いても其の賃銀を労働者の種類別と附屬給（主として食事、宿所給與）の有無に就いて確むるところが無かつた爲に全く骨抜に墮した感あることは遺憾に堪えない次第である。

第一 支那全國平均労働賃銀

支那全國各業に渉る平均賃銀を知る資料としては民國十三年農商統計に發表せられた、民國八年度に於ける調査を以つて最近のものとする。故に同統計を藉りて地方及業態別に平均賃銀を作成するに次の如くである。

省別	上	中	下
吉林省	〇・五七五	〇・四二三	〇・三〇五
京兆地方	〇・三三六	〇・二二八	〇・一一三
直隸省	〇・三〇六	〇・一七一	〇・〇五二
山東省	〇・二七三	〇・二二一	〇・一七四
河南省	〇・二五五	〇・一八八	〇・一四四
江蘇省	〇・四〇〇	〇・二六六	〇・一四六
安徽省	〇・二五〇	〇・一八九	〇・一三五
福建省	〇・二五八	〇・一八九	〇・一二九
浙江省	〇・五〇九	〇・三六四	〇・二三五
平均	〇・三一四	〇・二一八	〇・一三九
平均	〇・三四六	〇・二四五	〇・一五九

支那各地労働種類別平均賃銀

種別	上	中	下
一、染織工場	〇・三三五	〇・二二三	〇・一五四
織布工	〇・三三五	〇・二二三	〇・一五四

打棉職工	〇・三五八	〇・二六一	〇・一七〇
染色職工	〇・三一八	〇・二三七	〇・一四六
絲廠職工	〇・三〇〇	〇・二一五	〇・一三一
二、機械及器具工場			
鍛冶職工	〇・三三二	〇・二二五	〇・一四四
銅錫器職工	〇・三七七	〇・二七〇	〇・一八二
三、化學工場			
製油職工	〇・三二七	〇・二四一	〇・一五二
皮革職工	〇・三六五	〇・二六七	〇・一七四
煉瓦職工	〇・三二四	〇・二三一	〇・一四八
陶磁器職工	〇・三五五	〇・二四五	〇・一五三
四、飲食物工場			
精米職工	〇・二九一	〇・二一〇	〇・一四八
釀造職工	〇・三六一	〇・二四四	〇・一八三
醬油製造職工	〇・二九〇	〇・一九六	〇・一二四
製粉職工	〇・二七一	〇・二〇六	〇・一四六
製茶職工	〇・三三〇	〇・二三三	〇・一四一
煙草職工	〇・三二二	〇・二二二	〇・一三六
五、雜工場			

印刷職工	〇・三四八	〇・二四四	〇・一五〇
鞋皮職工	〇・三四四	〇・二四一	〇・一六一
毛皮職工	〇・三七六	〇・二六二	〇・一七四
大石職工	〇・四五六	〇・三四九	〇・二四九
家具製造職工	〇・三五五	〇・二五七	〇・一六五
運搬具製造職工	〇・三九〇	〇・二五八	〇・一五九
金銀冶金職工	〇・四一七	〇・二八二	〇・一七九
桶刻職工	〇・四二七	〇・三一六	〇・二〇四
彫刻職工	〇・三一五	〇・二一一	〇・一三三
織工	〇・四〇三	〇・二八六	〇・一七九
苎織工	〇・二九八	〇・二〇八	〇・一三二
苦力	〇・三九五	〇・二七五	〇・一八六

註 本表中に計上されてゐる賃銀は總べて宿所の支給を受けてゐる労働者のみである。

本表計上の数字は不正確の定評ある農商統計より引用せるものにして、而も十年前のものなるにより現状を知る資料としては極めて不充分なるも、大體に於いて上海、香港を中心とする生活程度比較的向上せる江蘇省、廣東省及労働の供給を山東に仰ぐ滿洲の賃銀は高率である。山東、山西の賃銀の低率なることは現在に於いても各方面に一般に稱へられてゐるところである。尙現在に於ける労働賃銀は上掲各地賃銀に二、三割乃至五、六割を加へた程度である。

事業種別	地名	時間		給		出来高		備考
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	
製粉工業	直隸	月	月	〇〇〇〇	二五〇〇			機械工、食宿給 小工、食事不給宿所給
精米工業	蕪湖	〇〇〇			〇〇〇			機械工、食宿供給 每千石に付き 三十吊
罐詰工場	浙江	日	日		〇〇〇			製罐工、每打に付き一分 烹調工、切割及雑役

六 飲食物工場

事業種別	地名	時間		給		出来高		備考
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	
黑白貨廠	博山	月	月	〇〇〇	二五〇			大博師、作食宿なし
窯業	景德鎮	月	月	九〇〇	八〇〇			裝坯工、打雜工
硝子工業	安徽	月	月	二〇〇〇	七〇〇			把火、打雜工
製寸藥業	廣東	月	月	三〇〇〇	二〇〇〇			工場内工人
構寸工業	同	月	月					工場外工人

(單位元)

事業種別	地名	時間		給		出来高		備考
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	
硝子工業	天津	月	月	〇〇〇	二五〇〇			切口工、食宿給
化粧品製造業	同	月	月	九〇〇	六〇〇			最高添雇工、最低長雇工、食宿給
蠟燭製造業	同	月	月	三〇〇	二〇〇			食宿給
石鹼製造業	同	月	月	一〇〇〇	二〇〇			油工、無食宿、小工、食宿無給
製油工場	同	月	月					月工、食宿支給
煉瓦製造業	同	月	月	一六〇〇	一四〇〇			手工、食宿支給
蠟燭製造業	山東	月	月	一四〇〇	七〇〇			行磚坯一萬に付き 大洋四元 料半坯同 大洋六元 方磚坯一千に付き 大洋四元 瓦坯一萬に付き 同大洋四元
硝子工業	直隸	日	日	一〇〇	〇〇			本地方の工人
精鹽工場	同	月	月	九〇〇	七〇〇			外郷の工人
セメント工業	同	日	日	二〇〇	〇〇			機器匠、年末雙資
石鹼製造工業	唐山	月	月	五〇〇	三〇〇			探石工人、機器匠、一般工人、食宿給

種別	地名	時間	給	出来	備考
製粉工場	天津	月 日			雑役 機械工及製粉工 此の外に食費五六元支給あり
榨油業	同	月 日			一般工人
醸造業	浙江	月 日			園司
燒鍋業	山東	月 日			大師夫 蒸酒工人 宿食供給
罐詰業	直隸	月 日			女工桃の皮剥き每十斤に付き 銅元十三枚 梨の皮剥き每十斤に付き 銅元十枚
煙草工場	上海	月 日			不供飯 雜工 學徒
蛋廠	徐州	月 日			燒蛋、去殼、男工 女工、拭盤打蛋
燒鍋業	同	月 日			第一年年一五〇元 第二年年二〇〇元 第三年年三〇〇元 以上の収入者には賞與がない
燒鍋業	同	月 日			二助粗頭工 食宿給

七 雜工場

(單位元)

種別	地名	時間	給	出来	備考
精米工場	江西	月 日			農繁期 食宿給
煙草製造業	廣東	月 日			司工頭(分紅) 食宿給
毛筆業	湖州	月 日			製管工(男工)食宿給 毛の整理(女工)
牙骨加工業	上海	月 日			配筆工人 一角 刻筆百箇に付き 粗筆百字に付き 大洋二角 精同 大洋四角
紅木器具業	同	月 日			每一日每一人パイプ 七・九箇 一本に付き工賃 二角
藤器製造業	同	月 日			受賃制 食宿給 藤皮剥き一斤に付き 二分 藤心剥き一斤に付き 三分 藤劈き(細)一斤に付き 二・八分 同(寬)每斤 二・八分

九 上海機械製紙工場従業員工賃調

工場名	天章紙廠	上海竟成造紙公司	龍章造紙公司	江南製紙公司
經理	月給 五六十元	月給 五六十元	月給 三十元—十二元	月給 最低三十元
技師	囑託技師 月給 三百元			
職員	月給 十三元—三十元内外	月給 最低二十元	同 五十元—四十元	同 最低三十元
工頭	同 四十元—五十元	同 最低二十元	同 三十元—二十四元	同 最低三十元
細工	製紙機工人 日給一元—七角	日給 一元五角—二元	同 四十元	日給 一元—一元二三角
粗工	月給 四角	同 四角	同 十四元	同 四角
女工	煉料 日給 銅元六十枚	同 二角五分	同 二角七分	同 二角五分
童工	整理 同 三角	同 三角—三角五分	日給 三角—三角四分	同 三角
平均		同 二角		同 一角五分—二角

註 天章紙廠に於いては職員に對し實物給與として食事宿所の給與があり、職員工頭に對しては年未賞與がある。
 龍章造紙公司は職員は一定の月給外に下脚(事務員の章にて説明せり)賣上高を職員間に分配する特點が與へられて居る爲に所得は毎月月給に倍加した以上になる。尙女工童工を除く他の職工に對しては一年の昨業期間は十一箇月なるも十三箇月の計算を以つて月給を支給して居る、粗工精工にまで月給制度を以つて待遇することは彼等に年未賞與け與へられて居ることを、共に他の工場に見ゆるところである。

第三 滿洲に於ける労働賃銀

一 調査工場の基本賃銀
 調査工場業態別基本賃銀

種別	最高	最低	平均
榨蠶製絲工場	〇・五〇〇	〇・二九〇	〇・二八九
機械及器具工場	一・六〇〇	〇・〇八〇	〇・三二〇
窯業工場	〇・二四〇	〇・二七〇	〇・一九〇
油坊	二・〇二〇	〇・〇七〇	〇・三二〇
燒米	〇・四七〇	〇・二二〇	〇・三一〇
精米	〇・六七〇	〇・二六〇	〇・四九〇
女工	〇・二九〇	〇・一〇〇	〇・二三〇
粉工	〇・二九〇	〇・〇八〇	〇・二二〇
製粉工場	三・〇七〇	〇・四〇〇	一・四六二
童工	〇・四一〇	〇・四〇〇	〇・三二〇
印刷工場	一・五〇〇	〇・〇七〇	〇・二六七
平均	〇・六六七	〇・二三三	〇・三七七

註 本表賃銀の換算率は次の如し

昭和元年十二月中平均相場

第六章 労働者

- 一、金百圓に對する奉天票 五〇〇・七八元
- 二、同 上 小洋錢 一三九・三〇
- 三、金百圓に對する大洋 一一三・三〇
- 四、同 上 鈔票 一一五・三〇

支那工業労働者の大部は宿所及食事を雇主に於いて負擔するを以て一般的とするも前表に於て比較的高率の賃銀を獲得しつゝあるもの及精米業其他工場に於ける短工(臨時傭ひ)の女工及童工に對しては食事の支給なく、他は凡べて食事、宿所の給與あるものと認めて大體差支へあるまい。

前表の最高賃銀中製粉工場の三・〇七圓、油坊の二・〇二圓、機械器具の一・六〇圓は何れも機械工である。平均中に於いても、最低中に於いても製粉工場の労働者の賃金が其他の工場に比して格段の差あることは、作業の性質比較的精選を必要とするばかりでなく事實優遇せることを聞く。次に之を滿洲に於ける日本人經營工場労働者の基本賃銀と比較すれば左の如くである。

滿洲に於ける日本人經營工場労働者との賃銀比較

種別	日本人			支那側工場		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
染織工場	二・九六円	一・五七円	二・六三円	〇・八九円	〇・二〇円	〇・四一円

種別	日本人			支那人		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
機械及器具工場	四・〇〇	一・九五	二・九八	一・七四	〇・五四	〇・九六
窯業工場	三・六二	一・八一	二・三六	一・二四	〇・四九	一・六〇
油坊	三・二七	二・一〇	二・六八	一・〇八	〇・三三	〇・二四
燒鍋	三・五九	一・八三	二・四一	〇・八二	〇・四六	〇・四七
精米工場	二・五〇	一・四〇	二・〇〇	〇・六六	〇・四一	〇・三三
製粉工場	三・二六	二・五八	二・九〇	一・七九	〇・三二	〇・四〇
印刷工場	三・七六	一・七九	二・七二	一・九二	〇・四一	〇・〇七
平均	三・三四	一・六七	二・四六	一・二二	〇・四一	〇・三三

併し乍ら支那人經營工場は實物結與として食事の支給あるを普通とするが爲之を顧慮せずして直に賃銀の高低を判断することは許されない、依つて此に上掲賃銀の最高最低平均に夫々一日分の食費十七錢を加算したものを一〇〇として日本人工場の之に對する百分比を見るに次の如くである。

種別	日本人			支那人		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
染織工場	四・四二	四・三六	五・七二	一・三三	五・六	八・九
機械及器具工場	二・五〇	二・八〇	六・二二	一・〇九	二・二六	二・〇〇
窯業工場	八・八三	五・三二	六・五六	二・七八	二・〇九	一九七
油坊	一・六二	八・七五	五・五八	五・三	二・三八	一九
燒鍋	五・六一	四・六九	五・〇二	二・二八	二・二八	二一九
精米工場	二・九八	四・四	三・〇三	七・九	二・二四	二〇二

第六章 労働者

第六章 労働者

平均	製粉工場	印刷工場	平均
△	△	△	
三九八	二五二	一〇六	
四一八	七四五	六四五	
四四八	六一八	一九九	
一三三	二二八	五九	
一〇三	一七二	七六	
二一五	二二七	三六	

一四六

註 △印の附してあるものは食費を加算せず

食費を加算したることによつて日本人工場支那人労働者より高き賃銀を受けて居るが如きものあるも時日の相違があるばかりでなく、日本人経営の工場に於いても支那人工場に倣ひ、宿所及食事其他實物を給與する工場もあり之等の事情を明にせずして正確なる比較は不可能である。只日本人工場労働者が大體に於いて常に支那人側工場より稍々有利なる待遇を受けつゝあることだけは推定出来る。而して之を日本人労働者と比較するに總平均に於いて最高三九八、最低四一八、平均四四八にして何れも四倍内外の相違が認められ、遂に支那人工場に於ける支那人労働者の賃銀は低率なることが窺はれる。

二 其他滿洲諸工場の労働賃銀

調査工場は附屬地内に限られ、而も時局の爲回答不成績なりしを以て之を補足する意味に於て各方面の資料を漁り之を次に計上する。

紡紗廠基本賃銀調

一、紡績部

(單位は奉天大洋票)
(左側の數字は日本貨幣換算、換算率に就ては備考参照)

科別	最高	最低	平均	科別	最高	最低	平均
清花部	元 二〇〇	元 〇三〇	元 〇七八	撰花部	元 一・二五	元 〇二〇	元 〇四二
梳棉部	元 一四八	元 〇三三	元 〇五八	精包部	元 一・七六	元 〇二〇	元 〇七六
粗紗部	元 一九〇	元 〇二九	元 〇四三	口部	元 一・八五	元 〇三〇	元 〇五二
細紗部	元 二四二	元 〇二二	元 〇四三	紡績部平均	元 一・三七	元 〇三三	元 〇三八
搖紗部	元 二五四	元 〇三〇	元 〇四四				
	元 一八八	元 〇三三	元 〇七七				

二、織布部

準備部	機織部	整理部	試驗室	噴霧部	織布部平均
元 一・一四	元 〇・二五	元 〇・二五	元 一・二五	元 一・八〇	元 一・一三
元 一・五四	元 〇・一九	元 〇・一九	元 一・五九	元 一・三三	元 〇・一八
元 二・九〇	元 〇・二〇	元 〇・二〇	元 一・八〇	元 〇・三八	元 〇・六二
元 二・一五	元 〇・一五	元 〇・一五	元 一・三三	元 〇・三八	元 〇・七六
元 二・九〇	元 〇・二〇	元 〇・二〇	元 一・八〇	元 〇・三八	元 〇・六二
元 二・一五	元 〇・一五	元 〇・一五	元 一・三三	元 〇・三八	元 〇・七六
元 二・九〇	元 〇・二〇	元 〇・二〇	元 一・八〇	元 〇・三八	元 〇・六二
元 二・一五	元 〇・一五	元 〇・一五	元 一・三三	元 〇・三八	元 〇・七六
元 二・九〇	元 〇・二〇	元 〇・二〇	元 一・八〇	元 〇・三八	元 〇・六二
元 二・一五	元 〇・一五	元 〇・一五	元 一・三三	元 〇・三八	元 〇・七六

種別	地名	時間給				出来高給				備考
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	備考		
燐寸工場	管口	〇.五	〇.五	〇.三	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.二五	出来高拂(女工) 箱張千箇に付き 軸木詰百五十箇に付き 小箱十箇一包二十包に付き 官吊十二吊 官吊二吊 官吊一吊		
	奉天	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.二五	宿舎給 出来高給(女工) 軸木詰一盤百八十箇に付き 箱張り一千箇に付き 箱張り一千箇に付き 軸木詰(百八十箇)一盤に付き 小箱包装三十六包を一盤とし 一盤には奉小洋三分		
油坊	吉林	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	工頭賃銀 普通職工賃銀		
	奉天	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	工頭賃銀 普通職工賃銀		
製紙工場	安東	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	工頭賃銀 普通職工 獎金制度あり		
	管口	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	獎金制度あり		

註 主として宿所、食事共に支給せり。(燐寸工場に於ける出来高拂を除く)

三、飲食物工場

種別	地名	時間給				出来高給				備考
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	備考		
製粉工場	奉天	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	装盒、運煙、每百箱に付き 奉小洋八角 毎日一人平均四百箱		
	同	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇			
醬油工場	同	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇			
	同	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇			
煙草工場	同	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇			
	同	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇			

四、機械及器具工場

(單位大洋元)

種別	地名	最高	最低	平均	備考
銅器製造工場	奉天	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	
東北大學鐵工場	同	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇	

第四項 獎金制度

獎金とは獎勵金の意味である。

賃銀形態に於いて記述せる如く低級なる支那労働者に対する賃銀支拂は時間給を以てするも、出来高給を以てするも、何れも弊害の發露極端なるを免れぬ爲、多くの支那工場經營者は此の缺點を補はんが爲に一定の工賃以外に一定の條件の下に獎金を支給する方法を講じてゐる。例へば賃銀を時間給にて支拂ふ場合は作業遅延する怖れあるを以て一定の生産額に對する標準時間を作り、其の期間内に於いて一定額以上の生産を爲したる場合は賞工(趕工とも稱す)期間内に爲し遂げられなかつた場合は罰工(減工とも稱す)として規定の獎金を與へ或は罰として賃銀の扣除を行ひ、其の速成を促すが如き、又出来高給の場合は生産品の粗製濫造を防止する爲に精良なる品を作成せるものに對し特に獎金を與へるが如きである。此の他近代の大規模工場に於いては外國工場に倣ひ勤勉なる職工、技術の優秀なる

職工、原料及燃料を節約し得たるもの及び機械の使用に注意せるもの等に對して獎金制度を實施し、以て一般職工の成績を優良に導びくところあるを聞いて居るが、遺憾ながら具體的事實を知り得なかつた。

經濟討論處發行の中外經濟週刊大正十五年度以降によつて得たる獎金に關する資料は次の如くである。

獎金制度

種別	趕工	減工	作業標準額
油坊(營口)	一個官梁に付き奉小洋四角 每十枚の豆粕に付き 奉小洋四角七分二角或は四 六角三・三角		毎日六個官梁を (官梁は一梁子のこであつて普通五枚分 を一纏にして搾油するものである)
メナル製造業(營口)	毎月一條に付き 銀一角	一條に付き 銀一角	織毯百二十條每條官尺長さ七尺幅四尺五寸
信成織毯工廠(北京)	毎月一打に付き 銀一角	一打に付き 五分	毎日五打
織襪工廠	一打に付き 一角二分	同	手袋每人毎日八打 靴下四打
針織工業(天津)	一條に付き一角乃至三角	一條に付き 二角	長さ四尺、幅六尺の床毯毎日三條半或は四條 を標準とす
線毯製造業(同)	石版框一個に付き 一錢		七、八寸の石版框作り四十個
石版製造業			毎日每人大鈕扣千五六百個 小鈕扣二千個
貝扣紐製造業	一工程に付き 三角五分	一工程に付き 銀資三角五分	九十道線の地毯毎日一尺三寸を一工程とす 百道線の地毯七寸内外を一工程とす
地毯製造業	二週間無休のもの 二日分工資		
上海紡績業	二週間一日休のもの 一日分工資		

右の如く一般の工場に於ける獎金の目的は多く生産の多量を促成せしむるものなるも上海に於ける紡績工場は間接の目的は同様なるも直接の目的としては、缺勤防止策として獎金を支給してゐる。斯くの如く獎金の意義は普通の工資以外に規定の事情に基いて規定の條件を完成したる人に限られて支給せらるゝものであつて、賞與の如き利益金の分配とは自ら異なり、支那工場労働者の慣習は殆んど之を工資と同視してゐる。(尙上海の日本人紡績の獎金に就いては宇高寧氏の著、支那労働問題に詳しい)

第八節 工人の待遇

第一項 近世工場に於ける待遇

一般支那工場の福利施設を一言にして被へば舊來の慣習に依り僅かに端午、仲秋節に休暇が與へられるのと、長工に對しては冠婚喪祭に對して休暇と多少の手當がある外、作業上の負傷、死亡に對し、隨時簡單なる救濟手段が講ぜられるを除き何等福利を増進するところの施設は認められないのである。故に次に蒐集し得た各資料は大規模の近世工場に於ける比較的優良なるものゝみの特異の例であると稱することが出来る。

第一 奉天紡紗廠

奉天紡紗廠は工場の規模の上から云つても、従業員數から云つても滿洲の支那側工場を代表する最大の工場であつて最近労働問題が奉天を中心として頻々として勃發するに於いては、常に他工場の先驅となつて労働者の福利増進に

ついで考慮を拂ひ之が実施を行はねばならぬ運命を持つ工場である。

次に該工廠の福利施設を掲ぐる。

イ 宿 舎

職員宿舎 五十間(室)煉瓦造平家百人收容

工人宿舎 百五十間 一千人收容可能

管理室 五間

食堂 三十六間 一千人收容可能天窓あり採光行届く

炊事場 十間

療養室 五間 煉瓦造り平家

□ 医療施設 醫院は追つて設立する計畫なるも現在に於ては公立醫院と契約を訂立して毎日醫師一名の來廠治療を乞ひ、廠内の醫藥室を、専ら工人の診察室に宛て診察を行ひ、工人にして執務に堪へ得ない疾病者ある場合は工人宿舎内の療養室に於いて療養せしむることになつてゐる。

ハ 教育施設 皇姑屯停車場の東に學生百二十名程收容し得る職業學校々舎が設立し、専ら工人の子弟を收容して授業を課すると共に紡織技術をも教育してゐる。

現在に於て見るべき福利施設は右の如くなるも、該工廠の福利施設は未だ計畫の全部が完成されては居らないのであつて、此の一、二年の間には工人俱樂部、儲蓄部、遊戯場、音樂會、販賣部(消費組合)、洗衣場、醫院並に其他各種

の施設が漸次完備せられる豫定である。

第二 上海方面紡績工場

上海方面の紡績工場は工人に對して男女を問はず食事は總べて自辨で他種工場に於いて見るが如く實物給與としての食事支給を見ないが、近來各工場は衛生に注意し、何れの工場と雖も食堂の設備がある。溥益工場の如きは夏季は工人の辨當預所を設けて蠅の來襲を防ぎ、冬季は熱湯を用意して職工に冷飯を喫することなき様設備してある。

住居は近來各工場とも工房(工人宿舎)を設立して工人を可成的に工場附近の地に居住せしめ。工房の構造は每軒各室に棚を作りて上下に區劃して一室に十人内外を收容し得るものであつて。(故に俗に之を「上一下」と稱してゐる)。家賃は普通一室に付いて四、五元より最少三元位を以て貸與し。水道は多くの工場之を設備してゐるが、電燈の設備は僅に統益工房及厚生工房の一部分に於いて之を見るのみである。尙上海溥益紡紗廠の工人優待條件を示せば次の如くである。

- 一、每一週間缺勤なきものに對しては工賃の一日分を増給する。
- 二、疾病或は業務上の負傷は工場指定の醫院にて治療し、其の費用の一切は工場に於いて負擔する。
- 三、病氣に因る缺勤一週間を逾えたるときは、事情酌量の上工賃を支給し、業務の爲に負傷したる者に對しては治療期間中と雖も平常通り工賃を支給する。
- 四、疾病に因る死亡は工場より事情酌量の上相當の手當を支給し、業務の爲に死亡したるものに對しては撫恤金二

- 五、工人の結婚に因る休業は一週間迄平常通り工賃を支給する。
- 六、女工出産前後の休暇六週間以内は工賃を支給する。
- 右二、三、四、五の各條件は何れも、其他支那側各紡績工場も大同小異にして第一、第六の條件は特に溥益工場に加へたるものであると。

第三 塘沽久大、永利兩工場の職工待遇方法

塘沽久大、永利兩工場の職工待遇方法は中國の最も模範的なるものであると云つても敢へて過言では無いであらう此の兩工場は資本主殆んど同一なるを以て種々類似の點が認められ、職工の待遇方法も亦同一の方法によつて行はれてゐるものである。

- 1 休日 休日は陰歷正月一週間、仲秋、端陽、雙十各節及工場記念日に各一日あるを除き毎年二十四日の公休日と定めてゐる。此の他冠婚葬祭に對する休暇は最長二十日として、故郷との距離の遠近に應じて其の日數を増減することに定めてゐる。
- 2 休日に於ける賃銀計算 請暇以外の特定の休日には總べて工賃の支給がある。但し兄弟妻子の葬祭の爲の請暇は一週間を以て賃銀支給限度とし、之を逾えたるときは賃銀を支給せず。而して上述公休日の賃銀は年末に支給し、之等休日内に作業を爲したるものに對する工賃は二重計算に據る。

3 衛生施設、負傷、疾病及死亡に對する救濟方法 衛生施設としては養病室五室の醫院が設けられ、醫師一名助手二名、練習生一名、看護婦三名を勤務せしめ、一切の經費は兩工場共同して擔當してゐる。

工人の疾病は、其の原因が犯罪行爲或は不正當なる行爲に非ざれば、總べて會社に於いて醫藥費を負擔し、病氣請暇半月以内は賃銀を扣除しない。若し滿一箇月に至るも治癒せざるときは、事情酌量の上一箇月分の工賃を支給して歸家靜養せしむる。

作業中受けたる傷害に對しては快癒の日まで工賃を扣除することなく、若し不具者となりたる場合に於いては事情により可成的に雇傭を繼續する。

工人の負傷後死亡したる者に對しては、一般に互つて六十元の棺木、衣服代の支給ある外、在廠年數に應じて、次に掲載するが如き遺族撫恤金を支給する。但し在職中特別の功勞有りたるものに對しては、尙事情酌量の上支給金額を増加する。

在社年數	十一年以上	八年以上	六年以上	四年以上	二年以上	滿一年	一年未滿
撫恤金額	三十六箇月の工賃額	三十箇月の工賃額	二十四箇月の工賃額	十八箇月の工賃額	十箇月の工賃額	六箇月の工賃額	二箇月毎に二箇月の工賃額

若し保育の人なき遺兒ある場合は右の外更に三箇月の工賃を扶助料として支給する。

工人負傷者は負傷快癒の後工場勤務の不可能なるものに對しては、其の不具の程度を視て撫恤金を支給する。萬

一如何なる性質の作業にも全然従事し得ぬ不具者となりたるものに對しては上掲表によつて業務上の死亡者と同様の撫恤金を支給する。

一部負傷にして自己の持つ専門の作業に従事し得ざるものに對しては上掲表の七割の撫恤金を支給する。

自己の専門の業務執行には碍げなきも、終生快癒の見込なき一部不具者となりたるものに對しては上掲表の半額の撫恤金を支給する。

病死者に對しては唯だ棺木、被服費と一箇月の工賃支給に止まるが、在廠二箇年以上に涉りたるものに對しては事情酌量の上尙幾分救恤金を支給する。

4 教育施設 久大工場方面には工讀班なるものが設けられ、教室には久大工人宿舎を充て専任教員一名と若干の義務教員(會社の職員が兼務する)を置き、二十五歳以下の工人は相當の理由がなければ入學を強制せられる。毎日の授業時間は二時間とし、理由なき缺席二回に涉るときは懲罰として三角を課せられる。

所用文具書籍は總べて會社より支給する。

工讀班 特別、普通に分たれ、各三級にして特別班は大概高等小學程度、普通班は尋常小學程度にして、學課は國語、算術、英文、圖畫を教授してゐる。授業時間は工場の作業の關係により毎日午後二時半より四時半までと午後七時より九時までの兩日に分けてゐる。

此の他明星小學を開設し専ら久大、永利兩工場の職員及工人の子弟を收容して教育せるが、此の學校も亦工場従業者の子弟に對しては文具、書籍を除く、其の他の學費を免除してゐる。

現在教員四名、學生七十餘名なりと。

5 宿舎施設

場 所 西廠附近

宿舎内には食堂、圖書室、工人應接室、理髮室、浴室、炊事場、便所、湯沸場、洗濯場、工人用品販賣所、工人俱樂部、運動場等の設けがあり、特に之が管理の爲、管理員二名を置いてゐる。

寢室は五十二間(五十二室)毎室に工人七名乃至五名を收容し、各室毎に室長一名を互選して衛生、自治等の精神の向上を謀つてゐる。

食堂は約二百人を收容し得、工人が平常食堂に於いて食事をとり、或は物品を購入するときは工務所に於いて發行する食券を用ひ、月末に結算して工賃中より之を扣除してゐる。此の食券は工人間に於いて殆ど一種の流通券と化してゐると云ふ。

浴室は日本式風呂に倣ひ、冷熱二様の水管を備へ附け、工人の入浴には浴費を徴收しないが整理の關係上、工務所より、入浴券を受取り之によつて入浴することになつてゐる。

用品販賣所は二箇所に分れ、一つは食料品(油、鹽、蔬菜等の類)と他は用品(布疋、帶子、タラル、石鹼、靴下帽子等の類)を販賣し、其の賣價は不正を防止する爲に總べて管理員に於いて審査を行ひ之を決定してゐる。現在工場には此の用品販賣所を廢して消費組合を設立することが提唱されてゐるが未だ實現の運びに至らない。

又工人宿舎附近には多數の住宅を設けて家族持の職工に對し廉價を以つて貸與し、現在の居住者約八十戸に及べ

上述の如く兩工場の工人待遇は支那工場として珍しく完備してゐるを以て労働者の就業状態亦極めて良好なることが傳へられてゐる。

第四 直隸昌黎罐詰工場

該会社の職工待遇も亦頗る良好なりと稱せられてゐるものであるが、前掲工場に對しては遠く及ばない。併し乍ら其の間自ら異なるところあるを以て此處に掲げる。

本工場は一般工場の如く臨時雇用の職工を除いては上下の區別なく宿所、食事を給與せる外次の如き職工待遇方法が講ぜられてゐる。

- 1 休日 公休日(年假節假)歸省休暇四十日、婚姻休暇二週間、服喪休暇一箇月。
- 2 教育施設 従來は夜學を設けて毎夜算術、尺牘、工業常識等の智識を授け、目に一丁字なき工人に對しては平民千字課を教授して居たが最近株主總會の決議により本年より毎年の純益中より百分之五を醸出して平民學校を開設し、夜學部を以て職工の補習教育部に充て、一切の書籍は工場より供給して職工の向上に資するに至つた。
- 3 儲金獎勵方法 該工場は亦職工に貯蓄を獎勵する爲、毎年所得の十分之一以上を會社に定期預金として貯蓄せしめ(但し最高四分之一を超ゆることを得ない)、會社は之に該貯金額の半數を添加して貯蓄を獎勵してゐる。利息は年利一割の複利計算にして十五年以内は絶対に抽出すことを得ない。

- 4 罰則 該工場に於いては職工の荒怠を戒しむる爲に「勤儉誠實」の信條と煙酒賭博の戒約を定めてゐる。而して戒約を犯したる者に對しては最初は警告するも二度目には直に解職すると。

敍上の如く近世工場に於いては労働者の福利増進に就いて相當考慮せるものあるも之を以つて支那工場の全般に推移することは許されない。

第二項 調査工場の回答より見たる工人待遇

家内工業の域を脱し得ない工場の労働者の福利施設に對する考察は既述の如き近代の工場制工業と同等の見地よりすることは兩者の間に根本的の相違が認められる以上許されべきことではない。従來支那に於ける習慣は冠婚喪祭を重視するの結果手工業の徒弟及店舗に於ける小僧等の使用人にして、斯かる事情に遭遇することがあれば、雇主は必らず相當の世話をするを以つて例としたが、現在の各工場に於ける労働者の待遇も、斯かる親方子弟間の恩惠的扶助が行はれて居るを見る外、何等労働者の厚生を謀るべき施設のないのを以つて一般的とする。

而して調査工場に於ける労働者は殆んど出稼労働者にして多分に移動性を帯ぶるを以つて右の如き冠婚に對する恩惠的扶助の行はれること至つて尠なく、因つて調査表中には負傷、疾病、死亡に對する救恤方法及工人宿所の有無如何を問合せたるに過ぎない。次に之が回答を整理して掲載する。

第一 負傷、疾病、死亡に對する救恤方法

負傷疾病に對する救恤方法も前述近世工場に於けるが如く規定を設けて、之を實施するに非ずして、隨時救恤方法を講ずるものなるも其の回答は唯表面的に極めて簡単に其の有無如何を回答せるに過ぎない。

救恤方法有とする工場	三三
同 無とする工場	一六
未 詳	六
計	五五

之に據つて觀れば滿洲に於ける各工場の大部は救恤方法を講じて居ると云へる。而して救恤方法有とする工場中には作業上蒙りたる負傷、死亡と疾病の如何を問はず、企業主に於いて一切の治療費及救恤金を負擔するものと、作業上受けたる負傷に對してのみ救済方法を講ずるものとの二者が相半して含まれてゐる。

第二 労働者の宿所

調査表中には宿舍の有無に就いても欄を設けて問合はすところありたるも、其の回答は次の如く

宿舍有とする工場	六一
宿舍無とする工場	一
無記入工場	八
計	七〇

極めて杜撰なるも大體に於いて支那側經營の各工場は臨時雇用の女工及び小兒に於いて、通勤者あるを異例とし、何れも宿舍を支給するを以て常態とするものゝ如くである。

併し乍ら調査表當該欄には單に「有收容工人之宿舍否」と杜撰まる項目を記入したに止まり、實際に於いて特に労働者の爲に宿舍と稱し得べきものを施設せるものなるか、或は又作業場とか店内とかに收容せるものなるかに就いて判然たる回答の得られなかつたことは、彼等を收容するところの宿舍に就いての適確なる説明の根據を失ひたるものにして甚だ遺憾に堪へない次第である。されど調査表記入督促旁々實地參觀したる工場に於いては、印刷工場及小規模なる鐵工場、即ち徒弟制度採用工場にありては、彼等職工及徒弟は作業場内或は店舗内に起臥し、別に宿舍の設備なく、他の製粉工場、油坊及燒鍋等に於いては黒煉瓦或は土造の極めて粗惡なる單に雨露を凌ぐに足るだけの小屋の如き宿舍を兎も角作業場及店舗とは別に建築せられてゐるを見た。又規模の割合に最も多數の労働者を擁する絲廠に在りては、掌櫃以下賬房従事員に對して宿舍の設備あるも、繅匠に對しては何等特別の食堂宿舍の施設なく、寢食共に繅房なる作業室に於いて行はれるのである。其の状況を簡述すれば次の如くである。

食事時間の合圖は炊事夫が飯櫃を繅房に運び來ることによつて爲され、同時に四人の中一人の繅糸工が豫ねて與へられたる木牌(食券)を持つて炊事場に行つて副食の菜を受取り、四人一緒に一糸車を圍んで食事をとり食後は各自で食具を洗ひ、原位置に片付けて少憩の後作業に従事する。睡眠は狹隘を感じるまで羅列された、操糸車と操糸車の間に思ふが儘に五體を伸ばすこともなく行はれるのであつて勿論充分疲勞は恢復し得られる筈がない。

之を要するに滿洲に於いては未だ労働者を收容すべき宿舍に就いて労働管理上から特に考慮せなければならぬ程

の衛生設備の完備した宿舍を必要とする程多數の勞働者を使用する工場は皆無の状態であり、勞働者自身も之等の施設を要望するには餘りに衛生思想が幼稚であつて、現狀に於いては此の簡素な陋屋の提供も彼等移動性に富む勞働者にとつては猶重寶なる實物給與なるを失はないのである。

第七章 滿洲に於ける支那人工場の現況

前述各章の外に工場事情として探究の必要あることに原料の購入、製品の販賣に關する取引狀況及之が代金の回收、支拂方法、生産販賣に對して課せられる租税の種類、企業經營維持に就いての金融方法及國家並に地方機關の産業保護助成、工人の養成及教育等あるも、之等に對する支那全般に渉る慣習は固より、滿洲に於ける工場の慣習さへ容易に究明し難く到底一日にして詳細に記述すること困難なるに依り之を後日に譲り、此處には調査工場の回答より金融、販路及販賣狀況、生産販賣に關し企業經營者の覺ゆる苦痛等の事項を整理記述するに止め、滿洲に於ける支那側工場の現況と題して一章に收めることにした。

第一節 金融

支那側工場と雖も今日の財界不況に際し、利潤を擧げ得てゐる工場は數へられる程しかないことは種々の點を綜合して想像し得られる。殊に滿洲に於ける主要工業たる榨油、製粉、炸蠶製絲業等は豫ねて何れも不況の爲經營困難に陥り、企業資金の低利融通を渴望し來れるところにして、從來の金融機關たる銀行、儲蓄會、錢莊等の金利は概して高率なるに鑑み、最近に於いては省政府を中心として企業振興を企圖し東三省工業銀行の設立案が有る。該銀行は資本を奉小洋五千萬元とし、奉、吉、黑三省政府に於いて十分之四を分擔し(奉二吉黑各一)在奉諸銀行及儲蓄會に於い

右の如く利率も決して低くはない。猶回答に記載せる融通方法は極めて抽象的にして簡單なれど其の儘を記載するに次の如くである。

一 柞蠶製絲工場

確實なる保證人を附するに依つて融通を受くる純然たる信用貸借。

二 機械及器具工場

1 友人間の信用貸借

2 抵當品或は保證人を入れて融通を受く。

三 油 坊

1 不動産、大豆、豆粕及豆油を擔保として融通を受く。

2 錢莊を出資者とするを以つて金融に關する事項は總べて錢莊に於てする。

3 不動産を抵當として融通を受く。

四 製粉工場

1 大豆、高粱、小麥、麥粉を擔保とし之等の時價に對する七割の融通を受く。

第二節

販路及販賣狀況と原料購入製品販賣の
代金支拂及回收方法

第一 製品の販賣狀況及販路

製品の販路及販賣狀況に就いては項目の意味不徹底であつたか或は當業者の利害と深き關係あるによつてか、完全に記入回答せるものは極めて尠かつた。次に比較的採るに足るものゝみを各業態別に分類掲上する。

一 柞蠶製絲工場

1 販路、上海、日本、龍口、芝罘、其他支那諸港、朝鮮、其他諸國等。

上海向移出は更に美英諸國に輸出され、日本向のものは福井、岐阜、大阪等の絹紬製織業者の原料に供せられるものである。

2 昭和元年度販賣狀況

天候關係に由り柞蠶繭の産額平年の七、八割に過ぎず、奉票暴落と相俟つて原料繭の騰貴を來たし、操業期間を短縮せしめたるに反し、一方世界的絲價の低落は製產品の價格を牽制し、營業成績頗る不良なりと。

二 機械器具工場

1 販 路

イ 大連に於ける機械工場は専ら大連に於ける油坊を初とし、精米所等の機械の製造修理に當る。

ロ 開原に於ける機械工場製品販路は開原の油坊、洮南、吉長沿線の油坊まで及ぶ。

ハ 此の他荷馬車の製造、農具及ブリキ器具の製造工場の回答が有つたが、其販路は當該地方に止る。

2 昭和元年度販賣狀況

機械器具工場の原料の購入先は日本なるを以つて其の取引は凡べて日貨にて行はれるに反し、製品の販路は殆んど支那側に在るを以つて必らず小洋、奉票によつて取引が行はれる。爲に同年度の如く奉票、小洋の低落は不利な影響を蒙らざるを得なかつたと。

三 油 坊

1 販 路

販賣先 工場所在地	支 那							計
	支那	日本	諸國	日商	支商	大連	奉天	
大連	二	三	〇	三	-			三九
金州								-
普蘭店						-		-
貔子窩							-	-
瓦房店						二	二	六
松樹					三		二	七
新臺子					-	-	-	三
開原					-	-	-	二
公主嶺					四			六
計	二	三	〇	三	-	二	一	六六

2 販路狀況

油坊は大戦當時の好況時期に於いて亂設を見たる結果同業者の過剰を來たし、爾後は決して營業成績の良好なるものがあつたのではないが、殊に最近に於いては金對銀の相場支那側工場に不利に動き、官商の特産買占は益々横暴を極め、日本内地に於ける硫安使用は次第に肥料としての豆粕の販路を蠶食し來り、原料高に伴れて騰貴すべき豆粕の價格を抑制した。而も大連及南滿一帶の油坊業者は北滿の同業者よりも不利な條件を擁して之と競争的立場に立つ場合多く環境之悉く不利に動き頗る悲境に在る。

四 蠟燭製造工場

1 販路、回答せる工場は大連に在るものであつて販路は北方一帶なるも、最近奉天、長春、哈爾濱方面に於ける同業者の爲に販路を奪はれて休業せり。

2 販賣狀況

原料の購入は總べて金票なるに、販路は北方諸都市にして奉票により買賣するを以つて奉票の暴落は大打撃を受け一時休業の已むなきに至れりと。

五 窯業工場

大連郊外に於ける煉瓦工場は日本人側にも支那人側にも販路を有し、他は普蘭店の甕製造工場にして販路は大連、營口、貔子窩より遠く四平街、長春にまで及ぶも何れも支那人のみである。

五 精 米 業 三

以下の敘述も回答工場の記入を少しく秩序立たるものであつて或は誇張を好む支那人のこと故、一概に信じ得べからざる點のないとも限らないことを豫め斷つて置く。

第一 生産上苦痛とする點

一 柞蠶製糸工場(總べて安東)

- 1 原料難、原料過少なるに反し、工場の設備は繅工數百人を收容して作業し得る程度に設備せる爲に、操業期間の短縮或は使用職工數の制限は資本を固定せしむるものであつて同業者の等しく感ずる苦痛である。
- 2 繅工(繰絲工)の過少、當地に職工少なき爲年々開業期に當り遠路山東省より工賃の一、二箇月分を旅費として先拂することによつて募集するものであるが、其の場合機を失すれば容易に職工を募集し得ず、常に原料の出廻を豫想して招來せざるの已むを得ざる事情にあるが、往々にして此の豫想がはずれて其間賃銀を與へて無爲に遊ばせて置くが如き結果を齎らすことがある。
- 3 石炭の割高なること

二 馬車製造工場(開原)

- 1 大工の使用容易ならざること
- 2 奉票の相場不安定にして取引旺盛に行はれず馬車の出廻減少したること

三 油坊

- 1 原料難、大豆撰擇容易ならざること(奥地油坊)大石橋以南の油坊は其の附近の大豆の收穫の多少に甚大の影響を受く。
- 2 混保に附するときは常に分量不足し(普通四萬九千斤に付き七八百斤の缺斤があるが春季に於いて多い場合は一千餘斤に及ぶ)、品質と等級が往々にして相違し、而も品質良好なるものを選んで輸出に準備し市内の配給品は概して不良品なるが爲搾油量が少ない。(主として大連の油坊)
- 3 奉票の相場不安定なること

四 窯業工場

- 1 燃料の高價なること

五 製粉工場(總べて長春工場)

- 1 原料難、原料小麥は殆んど北滿より仰ぐも之が購入に運賃の割引なきを以つて北滿の諸工場に比し頗る不利な立場に在ること及小麥の産額少きこと。
- 2 奉票及銀相場不安定なること、電力使用工場は供給を南滿電氣に仰ぎ、蒸氣力使用工場は石炭代を金にて支拂ふ關係上、銀及奉票の低落は製品の販賣價格に影響すること。

第二 販賣上苦痛とする點

一 柞蠶製絲工場

1 生絲及絹製品の市價暴落が柞蠶絲の低落を促し。近年賣行頗る悪し。

二 荷馬車製造工場

1 財界の不況の爲穀物積載の大車の來市減少し隨つて修繕及賣行面白からず。
2 奉天票の暴落に因り掛賣不能となりたること。

三 油房(奥地油房)

1 運賃の關係上大連製の豆粕の方が却つて低廉なる爲、奥地油房は採算がとれない。
2 當地豆粕は當地に於いて大連と同様の豆粕混保を實行するのでなくば、貨車の設備不完全なると倉庫内に收容不可能なる等に因り缺斤だとか濕氣に犯される等の損害あるを免れない。

四 燒 鍋

1 酒精と競争的立場に在ること
2 酒精は州内に豚の飼育者少なくて賣行が悪い。
3 其他財界不況の爲か賣行従前の如くでない。

五 製粉工場

1 現在北滿沿線、哈爾濱等の地に於ける製造工場は北滿各地に運送するには運賃割引の持點が與へられ、價格も低廉なるを以つて販路を侵蝕されて居る。
2 期日に製品受渡の際、貨車の配給圓滑を缺き、契約不履行となり、信用を失墜すること往々あり。

3 米國品及南支那の製品に賣價を牽制せられること

當業者の製品の販賣及原料の購入上覺ゆる苦痛は大體に於いて上述の如くなるも回答工場の總ては鐵道附屬地内のものゝみでありて之を以つて滿洲全般の支那人工場に全部其儘當嵌まると見るのは早計であらう。

南滿洲鐵道株式會社

一七

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課
昭和三年十一月二十五日發行
南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課
大連市東公園町二十一番地

昭和三年十一月二十日印刷
昭和三年十一月二十五日發行

編輯兼
佐田弘治郎

大連市東公園町二十一番地

印刷人
吾妻力松

大連市東公園町二十一番地

印刷所
滿洲日報社印刷所

發行所
南滿洲鐵道株式會社

貸付 南滿洲鐵道株式會社

明 博 報 滿洲日報社 明 博 報

大連市東公園街二十一番地

明 博 報 吾 妻 氏 公

大連市東公園街二十一番地

明 博 報 岩 田 氏 公

南滿洲鐵道株式會社

印 味 三 半 十 一 月 二 十 五 日 發 行

印 味 三 半 十 一 月 二 十 日 印 刷

終